

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

民間活力と国家規制

民営化問題をめぐって

—日本経済政策学会年報XXXV—

1987



日本経済政策学会

勁草書房発売

日本経済政策学会編

民間活力と国家規制

民営化問題をめぐって

—日本経済政策学会年報XXXV—

1987



日本経済政策学会

勁草書房発売

本年度共通論題

『民間活力と国家規制——民営化問題をめぐって——』

日本経済政策学会第四十三回大会は、昭和六十一年五月二十三日から二十五日まで関西学院大学において開催された。このころ、政府規制の緩和問題が多く、国々で大きな関心を集めている。これまでの現実展開をみれば、一九六〇年代あたりまではほぼ一貫して規制が強化され国有化も推進される傾向にあったといえよう。けれども、七〇年代後半に入ってから、主としてアメリカにおいて逆の動きが顕著にみられるようになり、金融、証券、運輸、エネルギー、通信などの分野で規制緩和がつきつきに実施されてきた。加えて、イギリスでも近年、たとえばブリティッシュ・テレコムを民営化するなど、国営企業を民営化する動きが活発である。さらに、OECD理事会も一九七九年九月、加盟国に対して政府規制分野を見直すよう勧告した。

このような動向の背景には、先進諸国がスタグフレーションや財政の悪化に悩み、これまでと異なる経済運営が要請されたという事情がある。政府規制の緩和は、そのための措置の一つであり、これによって「小さな政府」路線を推進し、また民間活力を利用しながら、経済を活性化しようとするわけである。なお、政府規制そのものについても、「その導入当時はそれぞれ十分な根拠があったにせよ、その後、事情に大きな変化が生じ、今日ではもはや存続の根拠を失ったものも少なくない」といった反省がみられた。さらに、これに関連して、政府規制は、当初はたしかに消費者、需要者の利益を保護するために導入されるが、後には規制される産業・企業の利益を守るものへと変質するという見解も有力である。

わが国においても、一九七六年三月に第二臨調が発足し、国鉄、電電、専売の三公社の民営化や許認可行政の見直しが提言された。これに基づいて、これまでに、運輸、通信などの領域で若干の規制緩和措置がとられ、また電電公社がNTT（日本電信電話株式会社）、専売公社は日本たばこ産業株式会社へというように、それぞれ民営企業に変身した。そして、一九八六年五月現在、国鉄の民営化・分割を推進しようという状況にある。プログラム委員会では、このような事情を考慮して、この際、本学会として政府規制緩和、とりわけ民営化の問題を学問的にとり上げるのが適当だということになった。そこで、各部会と意見調整のうえ、まず共通論題テーマを「民間活力と国家規制——民営化問題をめぐって——」とすること

に決定したのである。

しかしながら、現実には、規制緩和・民営化の路線について必ずしも広範な合意があるわけではない。とくに、わが国の場合、その当否をめぐって論者のあいだでかなりに大きい意見の相違がみられる。たとえば国鉄問題では、その対策をめぐって、大きくは、(1)民営化・分割を支持する見解、(2)民営化は是認するが分割は不可とする見解、(3)現在の国営形態を存続させよという見解、などに立場が分れるようである。そこで、当委員会では、この際、異なった諸見解をつき合せ、これを通して問題の所在を明確にすべきだと考え、報告者、討論者もこのような視点から依頼する方針をたてた。

幸いにして、依頼した諸氏の快諾がえられ、プログラム作成をスムーズに進めることができたのは、われわれにとって大きな喜びである。かくして行なわれた共通論題当日の報告、討論は、多数の会員の参加のもとに終始活発に展開された。その稔り多い内容は、今後、自由主義経済のもとでの政府規制のあり方を考察するうえで、有益な問題提起になったと思われる。ここに、報告者をはじめ、座長、討論者、意見開陳者など、大会参加のすべての方々に感謝したい。

一九八六年五月

第四十三回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『民間活力と国家規制——民営化問題をめぐって——』
第四十三回全国大会共通論題プログラム委員会……………1

△会長講演▽

アートとしての経済学と経済政策……………新野幸次郎……………7

△共通論題▽

民間活力と国家規制……………加藤 寛……………16
——民営化問題をめぐって——

公社の民営化と私有化……………伊東光晴……………24

国鉄の分割民営化問題の検討……………力石定一……………34

共通論題コメント……………尾村公久……………40
植草益……………40

総括……………五井一雄……………48

△専門部会▽

経済政策における価値の多元性……………東條隆進……………50

コメント	田村正勝	59
人類資源と資源政策	石光亨	61
コメント	深海博明	69
総括	野尻武敏	71

△自由論題▽

三陸鉄道経営の分析・評価	藤枝省人	73
医療保険と医療需給量の抑制	牛丸聡	77
——医療保険の給付率の引き下げに対する評価に関して——		
規制緩和下の公益事業の効率化と公共性	高柳暁	82
規制緩和と政策下の国際海運の競争	木村武彦	86
経済摩擦とマクロ経済政策の協調	益村真知子	90
国際開発と民間活力	玉野敏夫	94
労働インセンティブの経済分析	渡辺博顕	98
失業問題の推移と企業組織の効率	塩田真典	103
人間性向上の経済学とは？	戸田信正	107
——その大要とそこにおける問題点——		

ライオネル・ロビンズの経済理論	吉沢昌恭	111
——分析的経済学と政治経済学——		
景気の安定化のための政府の誘導・規制策	北野正一	115
マクロ経済政策の国際的協調——二国モデルによる分析	稲毛満晴	120
寡占によるウェルフェア・ロスの計測	新井庄教	125
——日本の場合——		
技術進歩と経済摩擦	秋元明	130
企業レベルでの技術水準とその追従スピード	青木俊介	134
——鉄鋼業を分析例に——		
ポーランドにおけるテクノクラート層の改革論議と「合意」内容	家本博一	138
——一九八〇年代前半に関して——		
我が国における為替レートの変化と直接投資	田中茂和	142
二国間開発援助供与行動の分析	碓氷尊	145
産業組織と貿易	池田勝彦	152
——東及び東南アジアの繊維産業——		
環境基準と最適環境汚染物質制御問題	岩谷禎久	157
環境政策における価格メカニズムの可能性に関する一考察	熊谷彰矩	162
——T・D・Pの事例から——		

国際緊急救助隊の波及効果……………	今井良夫……………	167
サービス経済化の理論と実証……………	橋本介三……………	172
サービス化する産業構造の将来を考えるために……………	石井金之助……………	177

△書 評▽

ジュレミー・リチャードソン編著『西欧諸国の政策スタイル』……………	上 沼 正 明……………	181
リーサ・ウーシタロ著『消費諸形態の環境に与える影響』……………	郡 寛 孝……………	183
ピー・ダニー・ハン著『政府と北海石油』……………	山 田 健 治……………	185
正村公宏著『戦後史』……………	越 後 和 典……………	187
寺本博美著『公共支出の経済分析——決定要因と官僚機構』……………	大 村 達 弥……………	189
山田健治著『石油開発の構造』……………	室 田 泰 弘……………	191
学会記事……………		193

Summary……………		xviii
Discussions on Reform of the JNR……………	Hiroshi Kato……………	iv
学会紹介(英文)……………		i

△会長講演▽

アートとしての経済学と経済政策

新野 幸次郎

△神戸大学▽



この三年間の仕事の不十分さをお詫びする意味も含んで、若干のお話をさせていただきます。と思います。

きょうは、特に演題を掲げておりませんが、「アート(Art)としての経済学と経済政策」というテーマで、いわゆる日本的コーポラティズムといわれているものの評価をめぐる問題と関連して、お話をしてみたいと思っております。

ご存じのように、経済学は、具体的な経済現象を対象にして分析をし、その持っている歴史的、あるいはユニークさを持った諸問題を取り上げて、それについての政策的発言をしようとするということは、よく知られていることだと思います。

ところが、その政策的発言というのは、今日の朝からやっておりますような問題では日本の従来公社であったものを民営化するというような問題に関連して議論を進めるということになってまいります。その意味では、きわめてユニークな対象を取り上げて、それについての経済学的分析をしながら、政策提言を行うという形を取っているわけでございます。

そこで利用しております経済理論というのは、一体どういう性格を持っているのかということを考えてみますと、明らかに、従来から批判をされたり、あるいは、お互いに確認をしておりますように、物理学の論理を援用した議論でございます。

す。それは物理学の基礎になっております、原子論的アプローチあるいは要素還元主義と、一般にいわれるようなアプローチを基本にして組み立てられております。

これらはいずれも、一つの全体が、ちょうど機械がまさに典型的でございますように、いくつものあるいは無数の部分から成り立っております、その部分は、ばらばらにすることができて、その部分相互の関係をはかったり、推測したり、推論したりすることができると。そういう意味では、全体を要素に還元をして、そして他のものを一定にしてその中のある要素を変化させると、全体にどんな変化がおこってくるかというような、微・積分的アプローチを可能にするような、そういう論理で組み立てられています。これは明らかに、機械がそうでありますように、システム・スタティックスといわれているような対象を前提にして組み立てられたような議論であるわけでございます。われわれの持つております経済学の各種のドクトリンといわれているものは、多かれ少なかれこの性質を免れるわけにはいきません。

ところが実際にユニークに存在しております経済現象というのは、システム・ダイナミックスの性質を持つており、したがって、要素還元主義ではばらばらにばらして、その要素と全体との関係、あるいは要素相互間の関係を明らかにすることができると。そうはならない性質を持つているものでございます。

第一、われわれの人間自身が、この種のシステム・スタティックスにはなっていないと、逆にシステム・ダイナミックスであるような、そういう性質を持つております。すなわち人間を構成しておりますいくつかの部分の中で何かが変化いたしますと、それがプラス効果とマイナス効果とを力学的にお互いに作用させながら新しいシステムに変わっていかざるを得ないというような、そういう性質を持つております。

実際にわれわれが取り上げております経済現象、その中の各種の主体、例えば、家庭でございますとか、企業でございますとか、あるいは政府ですとか、それから最近主体論でいろいろ問題になりますように、単なる中央政府だけではなくて、個別の地方政府とか、あるいは各種のそれ以外の諸団体をいろいろ取り上げていくというように考えますと、それらが単純

に国民経済全体の機械的な要素に還元できて、そして、システム・スタティックス的にばらばらにしてお互いの関係を見出していけばよろしいというような構成になっていないということは明白でございます。

そういう具体的な例は、同じ企業のレベルでも、完全競争システムのとときと寡占体制のとときとで全然違ったシステム・ダイナミックス的な働きが顕著に現れてくるということを考えても明白でございます。

そこで、そういう意味では、経済学が、本来ならシステム・スタティックスに固有な論理をいろいろ開発をしまして、(論理というものは残念ながら、そういう性質を本来的に持たざるを得ないように私も思います) そういう論理を使いまして説明し、そして政策的提言の対象にしようとするような現象というのは、初めから、ダイナミックス的な性質を持ち、ユニークな性質を持った、そういう非可逆的である性質のようなものでございます。

ところが、経済学は、もともとと考えてみると、スミス以来、私は別の機会に書いたことがございますけれども、組織に関する学問でございます。『国富論』の取り上げた、分業が発達すればするほど生産性が上がって生産力が増大する、分業の大きさは市場の広さと関係をしているというような言い方は、まさに組織論または制度論であったといってもいいわけです。その制度論の領域というのは、優れた経済学に、共通の性格なのでございますけれども、しかしながら、この領域というのは、こういう意味のシステム・ダイナミックス的な研究が最も遅れている領域の一つではなからうかと思えます。

ご存じのように、アルフレッド・マーシャルが『経済学原理』の中で、従来の伝統的な三つの生産要素に加えて、第四の生産要素として産業組織の問題を取り上げました。彼があのとときに取り上げた産業組織は、企業の組織が第一の内容であり、第二番目に市場の組織、今日でいう狭義の産業組織にあたる競争・独占などの関係でございます。第三番目が産業構造にあたるもの、同じ生産要素をどういう産業で使うかで全然違った産出量が発生する、国民所得が生まれるという事態に着目している。第四に彼は政治の組織ということを取り上げました。すなわち民主的な市場機構を中心にしたメカニズムか、計画的な組織であるか、あるいは中央管理的であるかということが産出量に重要な影響を与えるということに注

目をして、彼は、この産業組織が現に第四の生産要素として非常に重要な意味を持ちつつあるし、今までの三つの生産要素に比べて、これからはますます重要な意味を持つようになるだろうということを強調したことはご存じのとおりでございます。きょうの共通問題のテーマも、まさにそのマーシャル的産業組織の一部について議論をしていることになるかと思えます。

ところが、この領域は、先ほどもいいましたように、経済学が、例えば、完全競争下の資源配分のようなパレート最適の議論に関するような形で見事に論理的に、何人も納得できるように成果を上げた領域とは必ずしもいえません。この領域は、むしろ経済学のアートとしての性格がきわめて強く要求されるような領域ではないかと思われるわけでございます。

「アート」という言葉は、ご存じのようにニーハンスも取り上げておりますけれども、辞書を引いてみますと、いろいろなものを一緒にして新しいものを建設したり、あるいは創造したりする能力のことを、そういうアビリティをアートというんだというように言われております。そうすると、アートは、本で学ぶものではなくて、自分が経験したり、親方がやっていることを見習って、そしてそれに習熟し、そのうちそれを追い越すような自分で身につけていく、そういう技能のようなものなんだということになるかと思えます。

そこで私が申し上げたいと思えますのは、経済学の知識というのは、実は現実には何かの適用をやっていこうとしますと、持っている武器は、全部とっていいほどスタティクスの性質のもとに生まれた命題に立っていますから、あるいはパラダイムにしかすぎませんから、したがって、それを現実には政策的問題に適用しようなどということを考えますときには、一つのアートとしての工夫をしなくてはならない。きょうお伺いしておりますも、三人の方々が、それぞれにそれぞれセオレムか、あるいはパラダイムを持って、従来のある種のドクトリンをその中に使われていることを言おうとなさっているということがわかるわけです。

もしそうだとしますと、私は、そういうことの一例として、最近話題になった、いわゆるスタグフレーションと関連してのケインズ主義の評価の問題を一例に上げて考えてみたいわけでございます。

ご存じのように、スタグフレーションのさなかに、いろんな議論が、その成立過程についての説明として行われました。一つは、政府介入が前面に出てき、経済現象が人為的現象であるということが明白になればなるほど、それに関連して、例のプルーラーリズムを発生するメカニズムが成立してくる。これの一番最たる形態は、ブキャナン・ワグナー流の発想の仕方でございます。それをさらに進めてまいりますと、タロックがそれに加わりましたようなレント・シーキング・ソサエティのような形になってまいります。このメカニズムの下ではいろいろな団体が組織をつくって、政府に要求していろいろなものを獲得していくということが最も便利な、そして即時的な対応の仕方であるということになります。彼らは、そういう発想がケイジアン主義の下で成立をしていくことは避けることができないというような事態が成立してきたということを取り上げました。

この問題についての対応の仕方は二つ、理論的に提起されました。

一つは、ご存じのように、タロックたちのそれでありましたし、またハイエクは、もっと進んだ形で取り上げました。ハイエクは、議会制度そのものを変更する、その意味では憲法修正をやる。そして二度と再選されないような議員制度を設けるというのが一つの対応の仕方だろうという言い方をすると同時に、こういうプルーラーリズムを解消していくためには、政府の介入をやめて市場機構の下に返してしまうということを充足するようにすれば、誰かに対して要求をしてレントをシーキングするというメカニズムが根底からなくなってしまふということを考えるわけです。これが今日一つの流れとしましてあることは明白でございます。

もう一つの流れというのは、例えば、ネオ・ケインジアンといわれる人たちに特に顕著に出てまいりましたような方向でございます。すなわち一般に国家がこうして介入をし、国民経済の運営に寄与する、あるいは、マイナスの面もあるかもしれませんが、関係を深くするようになってまいりますと、そのことを避けて国民経済運営というのはできなくなったという

ことを認識いたしました。それなら、その中である種の協調メカニズムが発生できるような機構を考えていこうと、つまりケインジアン・ポリシイそのものは大前提にして置いておいて、そのポリシイがうまく動けるメカニズムだけを考えればいいのではないか、これが、ご存じのようなウィンクラーたち、あるいはケインジアンの多くの人々が取ろうとしたインカムズ・ポリシイの発想の仕方でございます。

このインカムズ・ポリシイの発想の仕方は、ご存じのように、一部の人々が言っておりますような、ある種のエフェクティブ・コーポラティズムの象徴と考えていい体制でございます。すなわちコーポラティズムというのに大体三つぐらい定義が、ほかにもいろんなものが出ておりますけれども、あると書いていいと思います。

一つは、経済制度としてのコーポラティズムという言い方でございます。第二番目は、政治形態あるいは国家形態としてのコーポラティズム、例えばファシズムというようなものがその一つの形態でございます。もう一つは、利害調整メカニズムとしてのコーポラティズムという言い方でございます。おそらく彼らの言い方は、第三番目は、利害対立の調整メカニズムとしてコーポラティズムを考える。それは、このインカムズ・ポリシイを軸にいたしまして、それをうまく運営できるようにすれば、それでケインジアン・ポリシイというものは別にスタグフレーションを招くことなしに成立することができるのではないかという発想の仕方でございます。インフレーションを、階級闘争の結果であるという見方をされる議論というのは、この議論の上にもし乗っかかれば解消できるということになる、そういう認識の仕方になります。

そこで非常におもしろいことは、例えばガルブレイスがそうでございますけれども、一たび国家がこのようにして経済に介入をし、私企業に、ことにインダストリーに介入を始めるようになりますと、それは、公的資金を私企業に対して、あるいは特定産業に対して投入をしたことになるのであるから、そのポリティカル・レスポンスビリティを確保できるようにしてはならない、そのことのとおりのアイデンティフィケーションが国民的、経済的に、あるいは世界経済全体に対して明白なものに、透明なものにならなくてはならないという要請が出てくる。

この最も進んだ形態は、ガルブレイスの『ニュー・インダストリアル・ステイツ』の中にも出てくるニュー・ソシアリズムの発想でございます。それだけのことをやるのなら、社会主義に持つていかなくてはならないのだと。さらにその言い方を別な形で、イギリス労働党のエドモンド・デルという、オックスフォードのフェロウもやっている労働党出身の大経歴者ですが、彼は、『ポリティカル・レスポンスビリティ・アンド・インダストリー』という有名な本に書いています。その中で一番強く言っているのは、そのメカニズムであります。

このメカニズムをもし本当に導入をしていきますと、これはガルブレイス的な方向に進んでいくであろうということは明白であります。大変興味のあることに、有名なジョン・フィールドという人が亡くなりましたあと奥さんが編集して『イン・ディフェンス・オブ・ミックスド・エコノミー』という本を書いていることはご存じのとおりです。この中で彼は、パートIIのところ「ジャパン」という編を上げて、そして、その標題を「コーポラティスト・アプローチ」という標題にしています。彼は、その中で、日本経済がいかにうまく運営されているか、そして、グッド・パワー・マンスをいかに実現しているかというのをいくつか書きまして、それは、基本的に、日本におけるミックスド・エコノミーがきわめてうまく運営されているからだという論証の仕方をしようとしている。

どうしてそういう形になるかという、外国でいうと、官が民にある種の補助をしたり介入をいたしますと、必ずそれが官の形に規制をされていく。先ほど言いました、ガルブレイスの発想あるいはエドモンド・デル式な発想に直結をしていく。ところが日本では、どういうわけか、官が産業に対していろいろ援助するのですけれども、そのポリティカル・レスポンスビリティについて、特に要求、追及しようというシステムが持たれない。そのことが、官、民の非常にうまく運営方式を説明する形になってきているという指摘の仕方でございます。

本日の議論の仕方は逆に、日本の官は、一回それにつかまると、民になかなか変わらないという議論の方に集中しておりますけれども、民の方は、官から得られても、それをうまくこなしながら民の力を發揮して、しかも官についての要求

が、それ以上国民経済全体でも、国が介入したのだから、その責任を民に対して追及するという形を持たないという、そういう性質を持っている。

この議論をもっと突っ込んでいきますと、日本人だけが、どうしてこういうように政府が産業に対していろんな介入なり援助なりいたしましたときに、外国のように、そのアイデンティフィケーションを要求しないのか、そういう問題に直面することになってまいります。

この議論は、きょうは時間がございませんから、詳しくは申し上げませんが、きょうも、「日本的」という話が随分出てまいりましたけれども、若干でもふれておきたいと思えます。

一つは、経済学に必ずしも関係なくて、例えば、私もある本でもふれておきましたけれども、地理学者の鈴木秀夫さんという方ですが、日本の氷河期の状態から、日本人がヨーロッパ人と違った発想の仕方を国民的に持つようになってきたといわれる仮説がございます。ヨーロッパでは二者択一が中心なのに、アジア、ことに日本では共生の論理が成立するようになった。これを地理学的に、ある仮説で説明しております。

同じような試みは、中尾佐助さんの「照葉樹林文化と広葉樹林文化論」との議論の中にも展開をされています。すなわちヨーロッパは階級差別の非常に厳しい広葉樹林文化というような性格を持つのに、照葉樹林文化の方では部落的な、共同体的な発想が中心になるとか、あるいは、角田忠信さんの日本人の脳の研究というものは、皆さんがお読みいただくとわかりますように、ここでも、どうして日本人だけが、エントウエーダ・オダア式の発想に必ずしもならないで、あれもこれもこの発想になるのかということ、日本語の特性と関連して説明しようというようなアプローチでございます。

こういうものを見っておりますと、同じ国家介入、ケインジアン・ポリシーの介入ということにつきましても、いろんな国によって特性、その影響の仕方、現れ方に違いが出てくるということはわかるわけでございます。

もしそうだとしますと、私どもが本当に経済学の知識、ドクトリンを利用していろんなことを言おうとするわけですが、

そのドクトリンを利用して日本の状況について発言をしようとするときには、どうしてもアートとしての経済学ということ、これから本気で認識をし直しまして、いろいろなドクトリンを日本の現状の中で何を中心にしてそれを適用していくかということ、これを本気で考えなくてはならないのではなからうかと思えます。そのことに成功したときに、本当の意味で、経済政策としてのユニークな議論の仕方ができるのではなからうかと。

きょう報告していただいた皆さん方は、その工夫を、それなりにそれぞれのお考えに基づいて、アートとしての経済学を自分なりに工夫をして展開をなさっているように思うわけでございます。それのおもしろみを、私どもは午前中聞いていたわけでございます。

もしそうだとしますと、経済学の勉強の仕方の中で教科書を覚えることは、いとも簡単といえは簡単でございますけれども、その知識をドクトリンを使って本当にユニークで、非可逆的で、そしてシステム・ダイナミックス的に動いている現実をつかまえる訓練を、私どもは、これからやっていかなくてはならないのではなからうか。そのためには、もう一度改めて初心に返ってアートとしての経済学ということの意味を考え直し、そこから経済政策のあり方を再検討していくことが必要になっていっているのではなからうかと考えます。以上、大変当たり前のことを当たり前にお話したことでございますけれども、一応三年間のお世話をさせていただきましたにも拘わらず、何にもお役に立てなかったお詫びを申し上げる気持ちでお話をさせていただきました。ありがとうございました。

民間活力と国家規制

——民営化問題をめぐって——

加藤 寛

(慶応義塾大学)

一 序

自由主義経済のもとでは、民間で行うことのできる事業は民間に委ねることが波及効果を大きくすることはすでに証明されている(1)。国に要請されるのは、第一には、初期リスクの大きさと懐妊期間の長さ等から民間が行うことができないと判断される分野における事業の実施で、先駆的先導的役割と呼ばれるものである。第二には、市場が存在しても極端な不採算、非効率等により、民間にその市場の拡大、新規参入を期待することができず、国家的見地から補充することが必要との国民的合意を得られる分野における事業の実施で、補完的役割と呼ばれるものである。第三は、少し観点が変わるが、国民生活上必需財であるが、財の性質上独占的に供給するほかに、市場における競争原理が作動する余地が全くない分野における事業の実施である。このような役割を通じて経済社会全体の効率を高めようとするのであり、これらの分野以外は、民間に委ねるべきであり、国が民間と競合的に事業を実施する必要も意義も

ないと考える。そして先駆的または補完的役割を果たすべき分野でも、その役割を終えた時には、官業としての立場から脱却し、民営移行または廃止すべきこととなる。

官業をとりまく環境条件の変化にもかかわらず、情性の下に事業が実施され、あるいは肥大化すると、民間を圧迫し、市場の活力を奪い去ることになりかねない。官業の果たしている役割とその規模が常に見直されなければならないのはそのためである。これが規制緩和による民間活力の発揮である。

いわゆる「民活」については、論者の立場によって様々な定義がなされるが、次に示す三つの分類が一般的である(2)。

- ① 官業の民営化……官業の民営化により経営体の効率を高め、もって財政負担の軽減を図るもの。
- ② 政府規制の緩和……従来の諸規制を緩和することにより抑制されてきた供給を拡大し、潜在的な需要を満たしつつ社会的厚生を増進を図るもの。
- ③ 公共事業分野での民活導入……従来政府の行ってきた公共事業

の一部につき、民間の資金、企画力等の導入を通じて、効果的な事業実施を促進するとともに、財政負担の軽減を図るもの。

そもそも「民活」は、臨時行政調査会(臨調)の場で行政改革の一環として取り上げられ、五十七年七月の「臨調基本答申」で言及されたのが嚆矢とされる。翌五十八年三月には「臨調最終答申」が発表され、これを受けて政府においても同年四月、「民活」が経済政策の一つとして正式に掲げられた(今後の経済対策について)△閣議決定▽)。

こうした経緯から明らかなように、本来、行政改革・財政再建の具体的な手段としての意味合いが強いものであったが、その後わが国貿易黒字の拡大につれて対外不均衡是正、内需拡大に対する内外からの要請が強まる中で、財政制約下における安上がりな内需追加策としての「民活」の側面(公共事業分野での民活導入)が登場するに至って、本来の行政改革の意義が崩れてしまった。

とくに最近では、円高の進行に伴うデフレ・インパクトを相殺するための短期的、直接的な景気刺激策として、かかる「民活」がその即効性や効果の大小を巡って議論されることが多いが、これは、政府の仕事を民間資金でおこなおうとするもので御用金調達思想と変わらない。この報告では本来の民活＝行革が民営化によって可能であることを論じたい。

二 官業の存在根拠

しかし官業の存在理由を上述の三分野に限定することに對する反論がある。「財の公共性」の見地が欠落しているというものである。

すなわち、ある種の公共財は、かりに前述の三分野に該当しなくても民営に委ねられないとする。この議論は、何をもって「公共性」というかについて返答しなければならない。しかしそれは困難である。公共的な業務とは、はたして必ず政府のやるべき仕事なのであるうか。一般に政府企業関係者は、公共的財であることが政府企業の天職のように考えているようである。

しかし、いかなる財が公共的に供給されるべきかという議論は、公的に供給されやすい財、すなわち公共財候補の性格を検討する議論であると同時に、公的供給に付されるべきか否かを問う価値の議論である。「消費における外部性」、「消費における非排除性と非競合性」、「結合供給」、「収穫逓増」などの性格をもつ財は、明らかに公共財候補について述べたものである。このほかにも、いくつかの議論をあげることができる。たとえば、

- (1) メリット・ウォンツ(価値欲求 merit wants)についての議論(R. Musgrave)
- (2) オプション・デマンド(選択需要 option-demand)についての議論(B. Weisbrod)
- (3) PIP財についての議論(R. Zeckhauser)

(1) のメリット・ウォンツは政策の正当性が、個人人の嗜好とは直接関係なく長期的視野に立ち、十分な情報と有能な判断力をもつ人々が、彼らの価値を他の人々に押しつけたとしてもなお是認される場合が存在することを示すものである。情報が大きな役割を果たし、民主的素人決定に対して、大局的判断を下せる立場にある人の判断がすぐれ、また、専門家決定がすぐれている場合である。たとえば、

政府の行う特定の政策は、公表すれば社会的混乱を起こすものがあり、人々は政府に特権を与え、それらの政策の実施に正当性を与えている。政府機密に関する問題、為替レートの不意討ち変更がそれであるし、後進国政府の経済計画もその一つである。当局が何らかの政策的価値判断から無償や低価格供給する財や、たとえば義務教育等もその一つである。

(2)のオプション・ディマンドの議論は、選択の確率と負担が一致しない特殊な場合に公的に供給されやすくなるというものである。すなわち、自ら利用するかどうかにかかわらず、その財・サービスの利用機会に対する需要が存在する。自分には、当面直接必要はないけれども、自分の住む街に一級の結核療養所が存在することを評価し、また、今訪ねてみようとは考えていなくても、県立公園が存在することに評価を与える。こうした需要は直接その財供給に対する支払いに結びつかないために、私的には供給されにくいことになり、公的供給に付されやすくなる。

電話は公共的だが、たばこはどうかという議論はあまり意味がない。すべての財は、それを求める者が存在する限り「必要」であり、公共性があるといえる。第一次オイルショック時のトイレレットペーパー、洗剤を想起すればよい。つまりその財そのものに「公共性」を求めても不毛である。「公共性」とは、「官業が行うに適した」としてとらえるべきで、それは「財の提供の態様」においてのみ勘案すべきものである。

そして、その事業が、官業として実施されるべきであるとしても、それは効率性ないし企業性に配慮して運営されなければならない。

国民には、斬新な制度の誕生という印象があった。

ところがわが国最初の公共企業体として生まれた国鉄と専売公社は、連合軍総司令部の示唆を契機に、十分な準備もないままに設立されてしまったため、制度の仕組みも当事者の意識も国有官営の時代と変わらないものとなった。一般の行政機関と全く同様な予算の国会議決をはじめとして、諸般にわたる国会および政府の関与は、とりもなおさず公社経営幹部から当事者能力を奪うものであり、ひいては事業経営に対する安易感を生み、「親方日の丸」経営を醸成していく。企業性を発揮させるための財政、会計、人事管理等の面での規制緩和はなお従前の尾をひいて不十分であり、何よりも監督する方もされる方も意識は国有官営の時代のままといってよかった。その証拠に当事者が総司令部との折衝で「日本国有鉄道」という名称で了解をとったとき、「公社」という名称がつかず、かつ「国有」となったことで感激したというエピソードがある。

およそ制度というものはいったん出来上がれば固定する。以来公共企業体論が盛んに行われ、若干の制度改革はあったが、ついに大枠に変更はなかった。遅れて誕生した電々公社も、あるべき公共企業体を巡る論議がありながら、結局は先行した二公社の仕組みに従わざるを得なかった。

かくして公社とはいうもののその設立の意図とは違う「日本型公社」が誕生し、今日に至ってしまった。この背景には日本の企業界の政治との密接な関係、いわば歴史的風土があることも否定できない。もちろん、三公社は設立以来今日まで、国鉄は全国的な客貨の輸送確保に、電々公社は電話の積滞解消と全国自動即時通話化に、専

官業に従事する人員数は民間の同種の事業をはるかに上回ることを指摘されて久しいが、経営者が破産などを考える余地のない制度に安住し、自発的な事業の改善、合理化努力を怠り、安易に国の財政負担にもたれかかるような場合には、本来果たすべき公共性さえも失いがちとなる。

さらに、官業は官業であるがゆえの諸制約から、いかに効率性の向上に努力しても、あるいは努力しようとしても効果が挙がらず、結果において期待された機能を発揮し得ないことがある。そのような場合には、当該事業の有する官業としての機能、役割を吟味しつつ、経営形態にまで踏み込んで検討することが必要なのである。

官業はとかく、(a)過剰供給、(b)画一化、(c)プリンライド、(d)X非効率の難点をもたらす危険がある。

三 公社の民営化

三公社のうち、国鉄および専売公社は二十四年に、電々公社は二十七年に、それぞれ従来国有官営の事業であった国有鉄道事業、たばこおよび塩専売事業ならびに電気通信事業を継承して公社として設立された。

公社を設立した趣旨は、一方で国会および政府による規制監督によって「公共性」を確保するとともに、他方、事業経営上の財務、会計、人事管理等の面で一般行政官庁並みの規制を排除し、民間企業の能率的経営技法をとり入れ、事業活動に「企業性」をもたせるということにあった。その意味で、欧米流のパブリック・コーポレーション(Public Corporation)と類似の目的をもっていたから、

売公社は財政収入の確保に、それぞれ少なからぬ貢献をした。

しかしながら、公社を巡る環境は大きく変化した。国鉄は、モーターゼーション、航空機の発達等によって輸送需要が大幅に減退し、巨額の赤字を生ずるに至っている。国鉄の経営破綻は、国家財政に深刻な影響を与えるとともにサービス低下を招き、もはや一刻の猶予も許されない事態となっている。また電々公社は、所期の目的は達したが、経営の合理化とともに来たるべき高度情報化時代に向けての対応を迫られている。その対応いかんは、国民生活はもとよりわが国経済の基盤を左右するものである。さらに専売公社は、外国たばこの自由化要請が強まる中で、競争力の強化が緊急の課題となっている。自由化問題は、専売制度自体が問われている問題であり、国際摩擦の象徴的問題と化す可能性をはらんでいる。

三公社を含め一般に官業の役割のうち最たるものは、民業に対する先導性および補完性である。民間に技術がない、資本力がない、リスクが余りに大きい場合等には国が出ていかなければ仕方がない。戦後復興期や高度成長期にみられるように、いわば「量」を必要とする時代には官業が適していた。しかし、消費が多様化し質が求められる時は民業の方が効率的に良質のものを生み、良質のサービスを提供する。

この面からも三公社は公社としての役割を終わり、新しい時代へ向けてそのあり方が問われているのである。

四 公社の改革と公共性

以上述べた公社制度のもつ問題点を解決するにはどうしたらよい

か。

第一に、外部的制約と関与から企業体を解放し、経営の自主責任体制を確立することである。

第二に、労働側の自覚を促すことである。

第三に、労使双方を事業の新しい展開にまい進させることである。有効な改革は、これらのことを可能にする改革でなければならぬ。それは、現行の公社制度の手直しでは不可能である。なぜなら現行の公社制度を形づくっている根幹に触れることなしには、これらのことは達成し得ないからである。

結論は、公社制度そのものを抜本的に改め、民営ないしそれに近い経営形態にもってゆくことである。そのことは当然に、有効な競争が行われる仕組みの設定をも必要とする。このような経営形態に改め、企業性、効率性を発揮させてはじめて、「公共性」は確保され、達成されると考える。

企業性、効率性が発揮されなければ、それは、運賃、料金、価格等にはねかえり、また、赤字となれば結局は国民の負担となる。「公共性」を口にしながら、それは「公共に負担させる」ものとなる。「公共性」をもっているから赤字になるというのは間違いない。その意味は、民間会社の場合は、利潤を上げなければならぬが、公的企業の場合は、民間会社の利潤に相当する分だけ、通常なら不採算で実行不可能な分野にまで、あまねく、公平に「事業を行ない、利潤は最小限に、場合によればなくともよい」と考えるべきなのである。現在の公社制度の下でも「公共性」はこのように考えなくてはならない。しかし既にみたように、現行公社制度の下では

企業性は発揮し得ないから、したがって「公共性」も失われがちである、と私たちは結論づけたのである。

以上のように経営形態を変更する考え方に対して、利潤追求を目的とする企業体とした場合、不採算地域におけるサービスが切り捨てられることにならないか、また例えば、電気通信事業における通信の秘密は民営化しても守られるのかといった反論が出されたことは周知のとおりである。効率性・企業性を重視するあまりこうした公共性が損われるおそれが多分にあるというのが公社制度維持論の一つの論拠でもあった。

しかし、これらの諸点を巡る臨調の部会、調査会における論議を通じて明らかになった点は、答申に示されたように適切な措置をとることにより事業の公共性は十分に担保できるということであった。例えば、不採算地域へのサービスの提供について考えると、国鉄の赤字ローカル線問題に見られるように、答申はむしろバス転換により、あるいは地方交通線分割を図り、経営の効率化によって地域住民の「足」の確保に努める方向を打ち出しているし、また電気通信事業のような独占事業の場合は、民間の電力会社に対する規制と同様、事業法によるサービス提供義務を定めるべきことを明記している。さらに、通信の秘密の保持にしても、現在国際電話は既に国際電信電話株式会社(KDD)によって取り扱われており、公社制度でなければならぬとする根拠に乏しいうえ、経営形態変更後も引き続き法的規制を維持することによって、制度的保障は十分に可能である。

このように、事業の効率化を図りつつ適正な制度的保障を組み合

わせることにより、真の公共性を達成することこそ、三公社制度改革の目的である。

五 公社民営化と政府規制

民営化の経営形態については、次の理由により、少なくとも充足当初は、特殊会社とする必要があると考えられる。

(一) 事業継続性を確保するには、何らかの政府の援助措置を必要とする可能性があるものと考えられるため、新会社は、それらの政府の援助措置を適用しうる特殊法人等として設立する必要があること。

(二) 一方、新会社の経営の効率性を確保するためには、経営の効率化へのインセンティブを内在する株式会社形態とすることが最も適切であること。

また、国が背景にあることから、信用力が優れている点で通常の株式会社と比べ事業経営が有利となる等の利点はあるが、次のような問題点等が指摘できる。

政府等の規制監督を受けることになり、経営自主性が阻害されるのではないか。

① 国家政策目的の遂行を業務運営上、人的に担保するため政府の人事規制が行われる可能性がある。

この点について、過去の立法例においては総裁以下役員はすべて内閣任命とする厳しい規制例(電源開発株式会社ケース)から、代表取締役、監査役の任免を主務大臣の認可とする比較的緩い規制例(関西国際空港株式会社のケース)、また、例外的では

あるが、人事規制を全く不要とした例(日本硫安輸出株式会社のケース)など種々である。これらの例のうち日本硫安輸出株式会社は、単に政府の決定した業務を行う機関であって、役員は経営に関する裁量の余地が少ないため人事規制を不要とした特異な例であり、今回の分割体の前例とすることはできないと考えられる。しかしながら、分割体について可能な限り民鉄なみの経営自主性を与えるという観点から立法政策上、人事規制を関西国際空港株式会社並みに緩和することは可能であると考えられる。

また、何らかの人事規制を行う場合でも分割体の経営にとって制約とならないよう、實際上、適切な運用を行うことにより対処することが必要となる。

② 事業範囲が限定されるのではないか。

この点について、分割体の直営事業のうち、本来事業・附帯事業はともかく、民鉄なみの経営自主性を与えるという観点から、目的達成事業については、本来事業との関連から地域的制約を受け、また、主務大臣の認可に係ることから、民業圧迫等の批判がある場合には事実上の制約がある。

分割体の投資事業については、一般に余裕資金の運用としては制限はないものの企業グループを形成する投資については、直営事業の範囲に限られるものと考えられる。しかしながら、分割体の直営事業については民鉄なみの事業を行い得るものである以上投資事業も同様に可能であると考えられる。

民鉄においては通例となっている企業グループとしての経営を検討すると、民業圧迫等の批判から具体的な事業が運用上、直営

事業として認可し難い場合であっても投資事業としては子会社等の形式で行い得ると考えられることから、分割体は、ほぼ民鉄なみの事業経営を行い得ると思われる。

③ 国家政策目的の遂行を業務運営上、直接に担保するため、事業計画の作成・変更、重要財産の処分、社債発行、長期資金の借入等、事業活動に対する政府の直接規制が行われる可能性がある。

この点について、過去の立法例においては、規制項目及びその内容を若干緩和した例があり、分割体についても可能な限り民鉄なみの経営自主性を与えるという観点から、立法政策上どこまで規制緩和をはかり得るか、なお、検討の余地がある。

④ 特殊法人等のなかで最も国の関与の度合の少ない形態は、特殊会社である。たとえば、日本航空機に対する規制は、公社、公団、事業団等と比べると非常に緩やかなものとなっており、経営の自主性は相当程度確保されている。同社は、同業他社との厳しい競争のなかで経営の効率化に取り組み、民間航空会社とそれほど大きな差がない程度まで効率性を確保している。

(一) Alan Peacock, 'The Multiplier and the Valuation of Government Expenditure' "The Economic Analysis of Government", 1979.

- (2) 日本銀行内閣調査課、昭和六十一年八月五日。
- (3) 「公共性」の意味については、中西健一・大阪市立大学教授の『朝日新聞』昭和五十七年六月二十五日付論壇「国鉄の公共性とは何か」が明快である。氏は、効率性という概念は明確であるが、公共性という概念はあいまいで、誤った解釈が流布していると、公共性と効

このような型は、英の公社では主流ではなく、国鉄一家とか電々ファミリーという表現はやはり「日本的」というべきであろう。企業性の發揮困難のことを表現した言葉ではない。むしろ日本の全人間的雇用関係は企業性發揮の象徴でもあった。

(2) 公共性の意味については本文を参照していただきたい。ミクロとマクロという表現は公共性の概念としては疑問が残る。まして、民営化は、財政難からおこなうのではない。(電々の例をよみ)競争力をつけるためにおこなうものである。

質問 (甲南大学 高 寄 昇 三)

民営分割化で本当に政治の排除と市場メカニズムにもとづく経営改善体制はできるか。

答 政治の排除は、いかなる企業形態であっても容易ではないが、国有・国営よりは民間の方が政治排除の根拠は強い。しかも全国的であれば利権は大きくなるが、分割されればそれだけ利権は小さくなる。しかしさらに重要なことは、民意が自覚して政治排除をする監視・対抗力をつけることが必要である。

そのためには、打出の小槌式経営ではなく企業の採算性と公開性を原則とすることである。そのための民営化は経営責任を明確にする点で有効である。

質問 (大阪産業大学 尾 上 久 雄)

民営化は世界の潮流といえないのではないか。歴史的には逆行もあるし、NTTも民営化されたが公企業である。

率性は矛盾するものではないことを銘記すべきであるとされる。国鉄の公共性とは、「国鉄が生産し販売する輸送サービスが他人のための使用価値をもっていること、すなわちその社会的必要性、社会的有用性のこと」であり、代替交通手段が発達した今は国鉄の公共性は低下している。ところが「公共性強調論者は、コストを無視して輸送サービスを供給することが国鉄の義務ないし使命で、それが公共性であるかのように考えている。だが、それは国鉄の輸送サービスを税金による無料サービスである公共財と誤解しているからだ」と説明されている。

(4) 電力会社に対しては、電気事業法(昭三九、法一七〇)は、「正当な理由がなければ、その供給区域における一般に需要に応ずる電気の供給を拒んではならない」(第一八条)と供給義務を課し、義務違反に対しては罰則を設けている(第一七条)。

質問 (追手門学院大学 遠 山 嘉 博)

(1) ロブソンの理想的公社に対し、「日本的」公社という表現を使っておられるが、公社形態の採用にもかかわらず企業性の發揮が駄目なのは何も公社に限らない。英にも豊富な例がある。したがって、ロブソンの理想的公社に対し「現実の」公社というべきであろう。

(2) 公共性の概念・定義づけが不明確。私見によれば、ミクロ的公共性とマクロ的公共性があり、過去においては、前者が中心の問題とされたが、近年は公企業赤字の財政負担増により、後者が問題とされるようになり、ここから民営化が課題とされるに至ったと理解しているが如何。

答 (1) 「日本的」という意味は、契約と義務が労使関係において明確でなく、全人間的な雇用関係にあることを表現したものである。

	所有	国	第3セクター	民間
経営	国	国有・国営		
	第3セクター			民間企業
	民間			

答 世界の潮流というのは、永久に続くわけではなく、時代によって変わるであろう。しかし、少なくとも、大量生産供給の時代に有効な国有企業が、消費の多様化した時代にそのまま存続することはできないであろう。したがって、共産圏ですら民営的手法導入は避けられない。

また民営化とは、所有と経営とが国である場合以外を指すものであり、民間化への方向を示す。したがって、国有・国営の電々公社が株式会社となれば民営化の方向に踏み出したことになる。

民営化の組みあわせを所有と経営で分類すれば上述のごとくなる。

質問 遠 山 嘉 博 (前出)

企業においては所有と国営は一体化しているのが通常であるから、両者一体化のケース以外はあまり意味をもたないのではないか。

答 「通常」という意味が「多い」というならそのとおりだが、所有と経営は必ずしも一体化しているとは限らない。国有・民営と国有・第三セクター経営など組みあわせは現実に存在している。民有・国営など一見あり得ないようだが、戦時中の国家借り上げなど現実にあった。

公社の民営化と私有化

伊 東 光 晴
〈京都大学〉

一 はじめに

「民間活力と国家規制」という共通論題がえらばれたのは、その副題に「民営化問題をめぐって」とあるように、現に日本で進行している、国鉄、電々、専売業、公社の民営化政策を主題としたものと思われる。もちろんこのような政策の背後には、アメリカで七〇年以後強まりだした政府の規制緩和政策と、イギリスのサッチャー政権がとった国有企業の privatization があること、そして純粋理論として、今まで規制されていた産業で、規制が緩和されたとき、資源配分はどうなるかという問題が存在し現に論じられていることは言うまでもない(1)。と同時に、イギリスの privatization とアメリカの規制緩和とはその内容を異にし、アメリカのそれをとってもレーガン政権以前からはじまった自由化政策と、レーガンのそれとは異なり、また産業ごとの特殊性も無視することはできない。日本においても、国鉄の民営化と電々のそれとは大きく異なっている。この点に留意しながら問題を一べつしよう。

二 通信と金融の規制緩和

アメリカにおける規制緩和の典型的事例といわれる電話通信産業を例にとるならば、自由化を推進させた基底にあるものは、現代の技術革新であった。

デジタル通信の登場は、長距離・大量通信のコストを大きく引き下げた。光ファイバーの登場による光通信は、この傾向をいっそうおし進めた。この結果、アメリカの大西洋岸の巨大都市と太平洋岸の巨大都市とを結ぶ長距離大量通信地帯——それは従来まで A T T の独占であり、それゆえに政府規制下にあった——は、参入障壁が低下した。もし、宇宙衛星を利用して、両者を結ぶならば、A T T の地上回線にくらべてかなり低コストで両地域の通信が可能だからである。光ファイバーを地上にひく場合でも、利用可能量が大きく増加することによって、低料金による需要増が期待できた。

こうした現実を前に、アメリカ政府は政策転換を行い、長距離通信分野の自由化を行い、規制を緩和し、新規企業の参入による市場競争にゆだねる決定を下したのである。

だが、市内通信はいぜんとして地域独占である。したがって、こ

れには、公益事業委員会による規制が続くことになる。いまでも、一企業が長距離サービス分野と市内通信サービス分野とを提供するとするならば、将来、独占的市場であげた利益によって、競争的分野を内部相互補助し、不当競争を行うかもしれない。こうした危険性を防止するため、両者を分離するという政策が生れ、A T T の分割が実行され、A T T は長距離分野に専念し、地域電話会社は A T T の傘下を離れたのである(2)。

この結果、アメリカの電話料金体系は大きく変動した。電話料金は、従来まで長距離の大きな利益によって、市内通話料金が支えられていた。ところが両者が分離され、長距離料金の市場競争による引下げが生じた。その結果市内通話料金は値上げせざるをえなくな

らない。

ちなみに、一九八五年、アメリカ市内料金は、一通話二〇セントから六〇セントである。わが国の場合にも、同じような技術革新の影響が電気通信分野におとずれ、規制緩和と自由化が行なわれ、長距離分野に新規企業の参入をみたが、やがて、市内通信料金引上げ、長距離値下げがおこるものと思われる。それはコストを反映するものであるが、同時に分配上の問題を含むものであることに注意しなければならぬ。これが通信における規制緩和の持つ当然の帰結である。ただしわが国の電々会社の民営化は、分割されることがなかった。

アメリカの規制緩和には、このような技術革新の結果であるものと、しからざるものが存在する。一九七〇年代のはじめごろから進出した金融自由化は、後者の典型である。

それは C D (譲渡可能定期預金) の発行が先兵となり、金利自由化が進み、それが国際化とあいまって、証券と銀行との間で類似商品が生れ進出した。

わが国の金融自由化は

(1) 大量の国債累積のため、既発債によって市場による金利の決定が強まり、政府の金利規制力が失われたし

(2) 日本経済の国際化と国際収支の大幅な黒字の定着と国内資金の過剰とによって、相互主義による C D の発行と、円転換規制が取り除かれ

(3) 銀行による国債窓口販売と引きかえに、証券の中期国債ファン

この点、アクセス・チャージが義務づけられていないわが国の、電気事業自由化がどのような結果をもたらすか、留意しなければな

ド発売が認められ、これによって、銀行と証券との垣根がとれだし、従来の金融政策の三本の柱——内外金融分離、金利規制、長短、銀行・証券分離という三つの規制が緩和され、金融の自由化が進んだ。だがこれは、規制緩和ないし自由化であっても、民営化とは無関係であった。

三 イギリスにおける私有化政策

こうしたアメリカ等の政府規制緩和ないし自由化に対して、イギリスのサッチャー政権の行った政策は、明確な公的企業の民営化、私有化であった。それは労働党の国有化政策の逆であり、歴代の保守党政権がとった政策でもある。

だがサッチャーの政策はこれだけではない。いま、ブリティッシュ・テレコムについてみると、公社を民営化し、その株式を売却するさい、従業員持株制度を推進するための優遇措置をとり、同時に大衆株主を作り出すような政策を進めている。すなわち、従業員に対する第一の恩典 (Blue Offer) は、七〇ポンド相当分の株式の無償支給 (Free Offer) と、七十七株購入者にその二倍を無償で与えるという Matching offer からなり、第二は従業員およびブリティッシュ・テレコム年金受給者に対して、二〇〇ポンドまで一〇%引で株式を売却するという Red Offer 第三は利用者に対し、その持株に就いての電話料金の割引または、三年後の一〇%無償交付、を行うと同時に、その株式の一〇%を海外で売却するというものである。以上の政策は、株式の分散による所有と経営の分離、分散による再国有化の防止、イギリス階級社会の変容を意図する大衆株主と従

く。

これに対して、専売の場合には、経営の自主権要求は、潜在していたものの、伝統的に大蔵省の直営事業であるため、その要求はひかえめであり、民営化による専売納付金の間接税化が主要なものであった。

ここで注意しなければならないのは、本来の「公社」の意味である。イギリスにおいて公社なる型態が生れたのは、それまで国の事業であったもの——つまり国有、国営の事業において、所有と経営を分離し、所有は国であり、それにもとづいて、人事権、監査権を持ち、公共性を追求すべき基本的方針を決定するが、日常経営は、公社経営層にゆだね、経営の合理性を貫き、政治や行政のいたずらなる介入を廢し、経営層は公務員のように身分保証がなく、経営責任をとる体制をひき、公社総裁は、国会答弁の義務はなく、国家財政と公社予算の分離をはかるものである。

ロンドン大学のロブソン教授は、次のように述べている。「公共企業体の設立を促した要因には二つあった。一つは業務運営の面で議会の監督を免れようとする要求であり、もう一つは人事面・財政面で大蔵省の統制を免れようとする要求である。議会の監督と大蔵省の統制という英国の行政機関にとってありきたりのことが、その当否はともかく、工業的ないし商業的な性格の事業を運営する場合には、能率を損ない、進取の気性を圧殺するものと考えられたのである」(4)。そして、労働党の党主になったアトリーも、彼は一九二九年に郵政大臣をつとめた経験として、「議会の質疑があるということは、事なかれ主義と中央集権を生むことが多い」(5) 事業活動

従業員持株制を進めると同時に、株式売却による財政収入の獲得による減税政策、それによる政権維持を意図している。そのいずれもが明確な政治的目的を持っている。それはすぐれて政治的であり、したがって、産業組織論上、必ずしも望ましいものではない(3)。

四 わが国の公社民営化の背景

それでは、わが国の公社民営化は、いかなる背景を持っているのであるうか。

わが国の公社の経営形態の変化については、国鉄と電々と専売とは、その内容を大きく異にしている。国鉄の場合には、年々一兆円を超える赤字が続き、その累積の上に、経営の再建を必要とするところから、経営形態の変更と企業分割とが外から、政治的に求められたのに対して、電々も専売も赤字であり、この点からの問題ではなかった。唯一、共通している問題は、労使関係の自主決定権の確立という問題であり、公社であるかぎり、それは不可能で、経営形態の変更を必要とするという、スト権附与をめぐって、三木内閣時に設置された委員会以来の問題であった。と同時に、その赤字経営を背景に、経営の自主決定権を強く要求したのは電々であった。

電々は秋草総裁時代、このための委員会(基本問題委員会)を設置し、とくに給与総額制度の撤廃をふくむ経営自主権のあり方を論議した。この流れは真藤総裁の登場によって加速され、技術革新による参入の可能性を基礎とする財界の回線自由化要求をむかえて、競争による体質改善、公社型態を離れ私企業化することによる経営自主権の獲得要求となり、臨調の登場によって民営化が実現してゆ

を行うためには弾力性が必要であるが、大蔵省の統制はこのような弾力性とはまったく両立しない」と述べたという言葉を紹介している。

このような本来の公社は、わが国においてはその発足の当初から実現することがなかった。それは公社という名の、国有・国営事業であり、予算は国会決定であり、野党も財政民主主義の名のもとに、議会による制約を加え、そのためアトリーの言う事なかれ主義を生み、経営の合理性が貫かれることが少なかった。昭和三十年代前半までは、生産性上昇に努力し、成功したとき、公労委の許可を得て節減した給与費の一部を増給したが、これがヤミ給与と批判され、これを不可能にする給与総額制度が引かれて以後は、生産性向上努力が内的に弱まっていた。

このようなことを回避するために、公社型態を本来の公社に改革しようとして、国家規制の緩和を求め努力が電々を中心に続けられていた。しかしそれは、政府権限強化を弱めようとしないう行政当局と、国会によって、実現することはなかった。その結果が民営化(特殊会社化)による本来の公社の実現という要求であった。

国鉄にあっては、電々たちがこのような内的要求はほとんど存在しなかった。その公社発足にあたっては、公社なる名を嫌い、日本国有鉄道なる名称を用いるほどであった。それが累積する赤字への解決策として、外からの政治圧力として、国鉄の民営化、分割が登場し、国鉄との関連で、問題の少ない電々、専売が一歩先に民営化されたのである。

五 電々公社民営化にともなう問題点

わが国における公社の経営型態の変化は、一貫した論理と展望にもとづくものではなく、臨調という、極めて政治的な委員会によって公社ごとに便宜的、時流的に行なわれた感が深い。したがって公社ごとに内容を異にし、問題点も異なっている。以下公社ごとにこれをみよう。

電々公社の民営化は、A.T.T.のように企業分割ではなく、単純な株式会社化であった。いったん政府が全株式を所有する特殊会社となり、順次その株式を一般的に売却することによって、完全な私企業になることが予定されている。大蔵省はその株式の売却によって財政の赤字の一部を埋めることを意図しているが、その売却方法には、イギリス的な理念は存在していないことに注意する必要がある。それはイギリスの階級社会でない日本の現実ゆえであるが、従業員持株制度も考慮されなかった。

もちろん電々公社は私企業化されたが、地域独占があるかぎり、経済理論の上からいって政府規制がはずされるわけではない。日本の現実はどうなっているであろうか。

一九八五年に施行された「電気通信事業法」によって、電気通信事業は、自ら電気通信回線設備を所有し、不特定多数の人にサービスを提供する第一種電気通信事業と、第一種事業者から回線を借り、サービスを提供する第二種電気通信事業の二つに分けられている。(後者はさらに特別第二種電気通信事業と一般第二種通信事業に二

るをえないであろう。現に、このような分離案がN.T.T.内部で検討されていることは、新聞紙上に報じられている。もしこのようなことが事実であるとするならば、今回の電々公社、民営化法案は、企業分割を行わず、通信の全国一元的運営という合理性を維持し、企業分離を実現するという点において、考え抜かれた法案であるということもできる。

問題の第二は規制の強化である。

通念として公社が私企業になった以上、企業活動は自由になったと思われがちである。たしかに、資金調達や労資関係面の自由、国会に対する関係等で、経営活動の自由は実現した。だがその反面、第一種電気通信事業は、公益事業として政府規制下に入った。従来まで、電々公社は公社として、政府の一部と考えられ、郵政省の規制は形式上のことが多かった。ところが、公社から私企業となった以上、公益事業として政府規制が加えられなければならないとして、政省令によるこまかな規制が加えられることになった。事業部ごとのコスト提示をこえて、サービスごとのコスト提示という正確には不可能なものが要求される等はその一例であり、通念に反し、私企業化にもとづく政府規制の強化という一面の存在を無視することはできない。

第三は、クリーム・スキミングの問題である。

第一種電気通信事業者として新たに参入する企業は——例えば、東京→大阪間という長距離で、しかも大量の通信が使用されている企業間の電話をねらって参入するにちがいない。こうした分野でのコストは料金に比べてかなり低い。N.T.T.は、こうした分野から

分されるが、ここではその差異は問題にせず、一般第二種をとりあげる。

ところで、第一種電気通信事業としては、電々公社を改変したN.T.T.のほか、地上系三社宇宙衛星利用二社の参入が予定されているほか、東京電力による東京通信ネットワークの参入が企画されている。一般第二種としてはすでに附加価値通信等のサービスを行う五〇〇社ほどが、現に活動しだしている。

この場合、第一種電気通信事業は、その価格は政府の認可であり、政府規制である。設立も、退出も、政府規制下にある。他方、第二種電気通信事業は、そのいずれもが自由である。だが、両者のサービスのうち、一部は完全に同一市場に提供されている。N.T.T.が提供するサービスのうち、データ通信部門は、明らかに第二種業者が提供するサービスと一致している。ということは、同一の市場に、政府規制の価格と、自由な価格とが並存することになる。このことは、大きな矛盾をはらむ。問題の第一はこれである。

政府決定料金である国鉄貨物と、事実上自由料金であったトラック直行便との関係がこれであった。国鉄貨物の競争力が強く、トラックの力が弱かった昭和三十年代は、トラック貨物の料金は、国鉄貨物の料金に追随していた。だが四十年代以後両者の力関係が逆転するにつれて、トラック貨物の料金は下り、国鉄貨物は競争力を欠いたし、国鉄財政赤字の大きな要因をつくりだしていった。こうした先例は、電気通信の場合にもかえりみられなければならない。

このような将来の危険を防止するためには、N.T.T.はデータ通信分野を分離して第二種通信分野とし、自由な市場競争にゆだねざるをえない。こうした料金体系の変化が、分配関係に与える影響は大きい。だが、こうした分配関係に与える影響を考慮することが少なかった。なぜならば、こうした変化を防ぐためにアメリカではアクセス・チャージが法制化されたが、日本では考えられるところなかった。

以上のほか、N.T.T.は市内通話を行うために電話番号案内を担当するが、そのためのコストは従業員三万人余り、費用年間三千億円をこえ、たとえ一回一〇〇円の有料制をとっても、収入は三〇〇億円程度のことを考えると、予定される配当の五倍の金額がこれに支出されていること、同じくN.T.T.に義務づけられている電報等の赤字が千億円をこえていること、さらに公社以来の年金、恩給負担等の公的負担をN.T.T.は継続していること等を考えると、N.T.T.は完全な私企業とはいえない。

このような政策の結果生れる電気通信産業の産業構造は当面つぎのように予想される。巨大な全国ネットワークをおおうN.T.T.、小規模だが収益のある部門をクリーム・スキミングした一、二の新規参入企業、参入したがコストが高く、限界企業を構成し、その価格が政府決定価格となるため、長距離の価格水準はさほど低下せず、そのためN.T.T.もかなりの余裕ある経営を続けられる。こうした寡占市場の弊害を生み出すのを防止するとするならば、現在の電気事

業法に規定している参入許可条件——需給調整条項を廢し、コストの低いものは参入を許すというものに変えなければならない。それによって、限界企業温存策を排すことができるからである。

六 国鉄民営化の問題点

国鉄は電々公社や専売公社とちがって経営は大きな赤字を続け、累積債務が巨額になり、経営の再建という大きな問題に直面している。したがって国鉄の経営形態の変化には、経営の再建と、そのためにどのような経営形態をえらぶべきであるかという問題が論じられなければならない。もちろんこのために国鉄再建委員会が示したのは、企業分割と債権の一部棚上げ等である。この場合、少なくとも次の三点が考慮されなければならない。

- (1) 経営赤字の原因とその除去
- (2) 国鉄債務の明示とその棚上げ
- (3) 経営分割のあり方

国鉄再建管理委員会は、発足もない昭和五十八年八月二日緊急提案を行い、国鉄の経営悪化の原因がその過度な内部相互補助にあることをあげた。だが再建案は従来とほとんど変ることのない内部相互補助の上に成り立っている。なるほど鉄道は旅客会社六社に地域分割されている。だが、東北地方の地方線は首都圏の利益により、山陰・山陽の地方線は京阪神の利益によってというように、地方交通線は大都市の利益に依存するという内部相互補助は変ることはない。

と同時に、東海道新幹線と山陽新幹線は再評価され、リース料は利用頻度によることによって、建設費の高い東北・上越新幹線のリース料はコストにくらべ安くなり、この面でも相互補助となった。これにより、新幹線の延長建設が可能になるという考えが、今回の再建案を支持する政治力を集めたともいわれている。

注意しなければならないのは、国鉄赤字発生の大きな原因は、過大な建設投資であり、非効率な投資であったという点である。それは赤字の地方交通線だけではない。巨額の投資資金を必要とした新幹線は、(東海道新幹線を除いて)投資効率はマイナスであった。なるほど山陽新幹線は、それ自身としては黒字であり、営業係数は九〇前後である。しかし山陽新幹線の開通によって旅客を奪われた在来線のマイナスを考えると、明らかに赤字で、新旧の山陽本線を合計した営業係数は一三五前後である。国鉄は幹線において大きな赤字を示していることに注意しなければならない。

また、東北・上越新幹線は四千億円をこえる資本費負担の赤字を出し、これに在来線の落ちこみを加えるといかに巨額であるかは、それが今回の再建案に示されている人員削減によって生みだされる人件費の削減を上まわるものであることからもわかる。なぜなら、いま十万人の国鉄職員を解雇したとしても(国鉄職員の平均給与は年間一人当り五〇〇万円に達していないから)、人件費の削減は五千億円ほどであり、これに解雇によって生ずる共済年金の支出増、年二千億円ほどを考慮すると、純減は三千億円ほどであろう。したがって、再建案による人員整理による人件費削減は両新幹線の建設によって相殺されてしまうのである。

にもかかわらず、今回の再建案によって新規五幹線の建設が可能海道・九州については、基金からあがる利子を補助しても、なお成り立たず、固定資本の帳簿価格の圧縮記帳を大きく行っているところから、減価償却費を積みたてることができず、路線の崩壊ないし縮小が予定されているといつてよい。

さらに鉄道貨物は経営上大きな縮小以外ないと考えられるが、旅客会社と共通利用する設備部分をできるかぎり、旅客会社に負担させようとしているが、たとえ固定費部分を回避可能な費用によって計算しようとも、分離会社間では、旅客会社からの贈与になり法的には課税対象になるのであって、これを回避するためには、新たな法的ないし、行政的措置が必要であることに注意を要する。

いま民間企業であるならば、会社再建法を適用される会社が分割されるといふようなことは、債権者の全員同意なしには行われたいことは、法的には明確である。したがって、電々公社の場合には、この点を充分考慮して法人格の分割を行うことなく、形態変化し、そのうち——例えばデータ通信部門の分離——第二種電気通信事業化——という分離政策をえらんだ。この点、国鉄の形態変化は、法的に問題となり、債権の全額国家保証によって、問題を回避する等の無理を生じたことも附言しておかねばならない。

注意しなければならないのは、もし国鉄の過去債務の利子支払、将来国鉄におしつけられる鉄建公団などの債務、特定人件費が棚上げされ、共済年金の負担が厚生年金なみになり、貨物の赤字が分離されるならば、国鉄は形態変化なしに、経営は成り立つほどに年々経営が改善されてきているのである。ちなみに昭和六十年について

国鉄の分割についてみると、再建案の本州三分割はあまりにも機械的な分割にすぎない。経営環境のちがいにともづき、またネットワークと旅客流動性と機能性を考えると、

(a) 地方交通線は、それぞれを分離し、地域密着型の経営を行い、料金も私鉄並にすることが何よりも必要である。

地方交通線は輸送密度四千人〜八千人であり、私鉄であるならば、成り立つ路線であることに注意すべきである。これを分離せず、私鉄並の輸送回数と損益分岐点の引下げを行わないならば、結局は廃止にいたるであろう。

(b) 逆に幹線についていうと、そのネットワークを維持するためにも、一元的会社経営の下、在来幹線は地方中核都市・中枢都市を中心とした通勤交通体系に再編し、地方都市の住宅政策とリンクしなれば、再建は難かしい。その点では、分権的経営体制に転換し、しかも大きな規制緩和政策をうたなければならぬ。

再建委員会の地域分割案は、旅客流動性を考慮したとされている。たしかに西日本についていうと、地域内流動性は九七%である。だがそれは人数であって、料金についていうと六〇%ほどにすぎない。この点再建委員会は大きなミスをおかしている。これは会社間の正確な料金清算を必要とする。そのコストと労力は極めて大きい。北

すでに棚上げされている五兆円ほどの長期債務の利子約三五〇〇億円と、退職手当と共済年金の異常支出と（七六二一億円と三五五八億円）、東北・上越新幹線の資本費相当額（四二二一億円）を除いた一般損失は三一七八億円で、五十九年度の五七六八億円にくらべ二五九〇億円減少している。もしこれに人員削減予定九二、〇〇〇人の給与費減（約四〇〇〇億円）を考慮すると、形態変化なしに経営はほぼ成り立っている。

ただし、再建管理委員会が推計した国鉄の長期債務のうち、恩給負担金や、追加的費用（軍人恩給や恩給公務員期間分等）は、本来国が負担すべき金であり、将来の支出を（大量解雇を前提せずに）単純合計すると、約一二兆円となり、これを金利七・五％に割引いた現在値を計上するなど、過少にすぎものもある。

以上のことに関連して、電々公社からNTTへの転換等を見ると、民間企業になったとはいえ、通常の民間企業では負担することのない恩給負担金や退職した人の軍人恩給分や、恩給期間を共済と通算して持っていた場合、その支払を新たに生れた私企業NTT、日本タバコ製造株式会社に義務づけているということに注意しなければならぬ。その意味では、私企業化はされてはいないのである。国鉄の場合には経営が成り立たないため、これを国の債務に移そうというものにすぎない。

再建委員会が推計した国鉄の長期債務三七兆三千億円のうち、二五兆九千億円が旧国鉄の債務に移り、このうち、新幹線の再評価益二兆八千億円と土地等の売却による五兆八千億を除いた一六兆七千億円が国に転換されることになる。この一点を無視してありえないのである。

- (1) 鈴木興太郎「産業政策論への新たな視角」、『ESP』No. 一六七、一九八六年三月、「特集規制緩和の経済学」参照。
- (2) 現実には分割がA.T.T.の利益になるようにA.T.T.は影響力を行使し、それに成功したのであるが、ここでは割愛する。
- (3) この点については、民営化は主張されても、このような明確な意図を持たないわが国との対比に注目する必要がある。
- (4) ウィリアム・ロブソン著、高橋達男訳『政府と企業——英国における産業国有化の実態——』第三章参照。

億円が国の処理すべき赤字とされている。だが、国鉄長期債務のうち五兆円はすでに、棚上げされた分であり、年金負担等四兆九千億円は本来国の債務で、今後は国鉄に肩替りさせないということにすぎず、鉄建公団と本四公団の費用計五兆二千億円もこれから国鉄におしつけようとするものである。これらに三島基金と余剰人員対策費を加える一六兆九千億円と、国への債務とほぼ同額となる。このことは、再建案は現にある国鉄の真実の長期債務を棚上げするのではなく今後債務をおしつけず、長期債務を再評価利益と土地売却によって削減しようとするものにすぎないことを意味している。

国鉄再建の前途のきびしさは、こうした債権棚上げの不充分さのなかにある。現にある長期債務二五兆四千億円の内容も明示されていない。国鉄関係の資料によると、資金運用部からの借入れ六兆三千億円、簡易保険からの借入れ七千億円、民間からの借入金一兆円、国鉄債八兆七千億円とされているが、その他は明確でない。国鉄売却用地面積の推計が、計画立案時には、土地台帳による計算ではなく、概算にすぎない等とあいまって、再建案のずさんさは、はなはだしい個所が多々存在する。

七 おわりに

だが、本来、わが国における公社の経営形態変化・規制緩和を主導した原因を考えると、それは本来的には三木内閣当時のスト権問題から端を発しており、スト権を付与するためには経営形態の変更がなければならないとする政府の見解以来、すぐれて労使関係の問題として展開し、本来的には経営問題ではなかった。今回の三公社

国鉄の分割民営化問題の検討

力石定一
△法政大学

混合経済体制下にある先進工業諸国における、世界的な規制緩和政策の潮流について、私は、経済セクターごとに、また各国の事情に応じて、ケース・バイ・ケースで、その適否を論じるべきであって、一律に語ることはできないと思っている。

わが国における規制緩和政策の重要な柱をなしている、国鉄の民営分割問題をとりあげて、この問題を考えてみたい。

一口でいって、国鉄再建監理委員会が提言している現下の国鉄の民営分割路線は、自動車交通にともなう騒音、事故、道路マヒ、交通弱者の発生など、国民のさまざまな苦悩を完全にどこかに置き忘れて進められている点に特徴がある。

現代社会には、営利企業の採算には乗らないが、自動車公害を減らし、国土利用を計画的にすすめる上で、社会的利益が大きい鉄道サービスの分野が広範に存在している。

そこで、非営利で時として非課税の公的企業にこれを担当させること、それと同時に交通市場の変化に対して弾力的に適應できるように企業の経営自主権を尊重し、公共的義務——運賃の抑制や非採算路線の建設、特定人件費の負担など——を遂行させることによって経営上の損失を生じる場合には、必ずこれを補償しなければなら

ず（補助ではなくて補償である）補償のない場合には企業側が、これについてきっぱりとこれを拒否する権利をもつこと、これが今日欧州ではEC規則に基づく「共通原則」になっているのである。その結果、第1表のように、各国国鉄の総収入に対する公的補償および財政援助の割合は、わが国鉄をはるかに上回っているのである。

日本の国鉄の累積債務の大部分は、この共通原則を無視し、「補償なしに公共サービスを強制した」結果であることとみることができ。従って国鉄経営の再建に当たっては、当然政府がこれを（既発国債の一部とみなして）、肩代りし、今後はECの共通原則を法律的に確立することであろう。そして、運賃、設備投資、賃金については、交通市場が十分競争的になっているので、従来の公益事業統制からはずし、企業の自主的決定にゆだねるような「本来の意味の公社制度」に制度を改正するのが正解だと私は思っている。

第2表の国鉄の客貨別の経営収支をみよう。旅客部門の経営収支は、ECの共通原則が適用されておれば、年金、退職金などの特定経費は分担する必要がない。さらに金利のつかないお金で公共補償を受けておれば、総経費に占める金利負担は、英独仏並みの数%に抑えられたであろうから、今のように二〇%に達することもないは

第1表 各国鉄道の総収入と財政援助（1985年度）

（単位：億円）

	日本国鉄	イギリス	西ドイツ	フランス
総収入 A	37,347	9,300	22,211	18,180
補償金 B	2,422	2,640	2,506	6,194
財政援助計 C	6,001	2,952	10,791	10,068
B/A %	6.5	28.4	33.8	34.0
C/A %	16.0	31.7	48.9	55.4

『外国鉄道の現状』昭和61年11月、日本国有鉄道より作成。
CはAを含む。

第2表 客貨別経営収支（1983年度）

（単位：億円）

	収	支	特定経費を除く	特定経費と利子を除く
旅客	△ 8,482	△ 3,964	+	555
貨物	△ 7,451	△ 7,451	△	4,926
合計	△ 15,933	△ 9,576		△ 4,371

備考：国鉄調べ

第3表 旅客輸送の機関別シェア（1984年）

（人キロ・%）

	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	日本
道路	1	7	6	11	39 (23)
航空	85	93	92	88	56
水路	14	1	2	1	4
鉄道	—	—	—	—	1

備考：かつこ内は国鉄のみ、資料第1表と同じ。

重要である。私は一般会計からの一般財源の投入だけでなく、アメリカや西ドイツのように、道路特定財源であるガソリン税の一部を地方自治体が公共輸送の整備に必要な場合には、利用できるように法改正すべきであると考える。

アメリカでは、一九七三年ニクソン大統領時代に、自動車公害反対の世論の高まりの前に、七三年交通法がきまったことは有名である。自動車の増加を道路の増設で追いかけても際限がないことに気づき、公共輸送の充実によって、この悪循環を断ち切るべきだという認識が広がったのである。今日、アメリカ各地で何車線もある道路の真中の二車線を、路面電車の軌道に転換する動きがみられるがその場合の財源は、地方自治体によって、ガソリン税の一部が当てられている。

折から、石油価格の下落と円高による差益が大幅に生じているので、比較的抵抗少くこれをガソリン税の増加に吸い上げるチャンスである。

また鉄道事業の開発利益を吸収するためにフランスでは、企業に交通税を課している。日本では、地元が寄付金を集めて、「請願駅」を作るなどの慣行がひろくおこなわれているが、これからは地区計画制度を利用して、宅地開発の場合の公共負担金のように、鉄道によって便益をうる地主から開発負担金をとるという計画的な方法にこれを発展させていくべきだと思う。

ずである。だから、この二つを除いて「正味」のところの旅客部門の経営収支をみると黒字になっているのである。

これは、日本の旅客鉄道のシェアが、第3表のように、米英独仏の約一〇%以下なのに比べてはるかに高いこと、安全、正確、労働生産性についてもずば抜けた優位を占めていることもよく見合っているといえよう。

国鉄再建に当たって、国鉄に対する国や地方自治体による公共補償が決定的であるとすれば、その財源をどのような形で調達するかが

西ドイツやイギリスでは、都市開発や再開発に伴う開発負担金は、開発に伴う道路、上下水道、保存緑地などの公共支出の費用に見合うものを要求しており、鉄道の整備の費用は含まれていない。これは都市計画が、道路を中心におこなわれているからで、日本のように、可住地面積が小さく、鉄道中心に、都市づくりをおこなわざるをえない国では、鉄道事業の開発利益を公的に吸収することが正当化されるべきであろう。

国鉄の民営分割論には、このような発想が何もない。北海道、四国、九州の旅客会社に一兆円の基金を設け、その運用益で助成するといった「手切れ金」みたいなものをぞくと、基本的には、公的補償や助成なしで、(将来的には)公租公課の義務ももつ営利会社でやれる範囲でやれといっているわけである。これでは新会社の株式が売却され、株主権を取得した大企業は、鉄道事業からほとんど撤収して、用地を他の営利事業に転用したり、そうでない場合でも、鉄道経営の発展よりも流通、不動産などの関連事業の方にもっぱら力を注ぐ今の私鉄型の経営に向うに違いない。

日本で広く行われている私鉄の不動産開発は、鉄道事業の開発利益を自分が取得した限られた地域から吸収しようとするから、地価を高く押し上げることになり、沿線の他の地主に便乗利益を与えてしまふという重要な欠陥をもっている。地方自治体の手で開発利益を薄くひろく吸収していく方が、地価の上昇を低くし、地主に投機的利益を与えないという点で合理的だと思う。

以上のような公的補償政策の存否は、今後の国鉄の旅客輸送の有力分野において、決定的な意味をもっている。

をとり、一日三万台の自動車を利用してくれなければ採算がとれないという非現実的な計画であるのに対して、鉄道なら建設費が安いから通勤に使えるのである。また鉄道トンネルなら横断道路のように公害反対の住民抵抗のつよい環状道路の新建設と結ぶ必要がないし、人工島が暴風時に東京湾に避難してくる多数の船舶の障害になるという危険もないのである。東京湾横断道路計画の環境アセスメントは、是非以上のような代替案との比較をふくむアセスメントにして欲しい。

横浜線を八王子で乗りかえないで、そのまま大宮や高崎に直結させる環状鉄道も有望である。首都圏の外郭環状道路が住民の抵抗にあつて難航している間に、このような第二、第三の山手線を建設して、国鉄にドル箱路線をつくり出し、これと放射鉄道とのターミナルに、複核都市づくりをすすめていくことが可能になる。

都心のオフィス・ビルの不足に対して、土地さえあればやたらにビルをつめこもうとしているが、複核都市にオフィスを移動させ、都心部には、オフィスよりもできるだけ緑地を増やすようにする方が人間的で合理的であろう。

整備新幹線についても、いま財源と採算性に頭を悩ませているが、地元の要望が強いことから、一般財源以外にガソリン税や開発負担金制度を用いるという方法があること、在来幹線の赤字化に対しても、前述したように準国電化をすすめることがカギだということをも説得するチャンスである。

以上のようにEC共通原則にさえ立てば、日本の旅客輸送の前途は、明るいのである。

たとえば、県庁所在地周辺のように一つの都市圏を形成してきている地方の在来線の幹線においては、準国電化政策が推進されている。これは、従来一時間ないし三十分一本しかなかったダイヤ間隔を五分以下の刻みにし、駅間距離も従来一〇キロぐらいのところの一つまたは二つ新しい駅をつくり、平行した道路が自動車で渋滞しているような場合顧客を自動車利用から鉄道に呼びもどそうという試みである。その際、地方自治体が、ガソリン税を投入して、ダイヤ数を増やすことを求めたり、新駅に伴う開発負担金を提供して、この建設を促進することが、カギとなるわけである。このような公的補償のバック・アップは、営利会社に対してはなじまないものであつて「受け皿」は公企業でなければならぬ。

首都圏の場合でも、有望な国電区間がたくさんある。武蔵野線を羽田に乗り入れ(羽田アクセスの地下鉄を共用する)東京湾海底トンネルを通過して木更津に上陸し、内房線を経て西船橋と結ぶ第二山手線構想がある。

東京西部と神奈川県の人々は、羽田モノレール経由でなく、東京向け放射鉄道とこの第二山手線とのターミナルで乗りかえれば、羽田に直行できるようになるので十分な乗客が期待できるのである。

現在計画されている、東京湾横断道路の建設費は、一兆二千億円に達する。これに対して、横断鉄道トンネルなら、同じ輸送量のために必要なトンネルの口径は四分の一の面積で済むし、排気ガスを抜くための人工島が不要なので、建設費は三千億円でも可能である。南千葉の地主から開発負担金をとって金利のつかない金も使えるのである。高価な横断道路は、一五キロ区間で四五〇〇円の通行料金

次に、貨物輸送についてみよう。第2表のように、特定経費を除く総赤字の六割が、貨物部門から生じているのである。さらに金利も除くと総赤字は、すべて貨物部門からということになる。民営分割路線では、全国一社の貨物輸送会社を分離し、操車場方式を全廃し、主として、物資別専用列車と長距離コンテナの拠点間直行輸送にしほつていくことにしている。

しかし貨物輸送会社と分割された旅客会社との間で、それぞれ自社の都合を主張しあうので、貨物ダイヤの設定について話し合いが、むずかしくなること、レールの使用料を「回避可能コスト」(貨物会社が使用しない場合旅客会社が削減できるコスト)という同一会社の場合にのみ実行できるコストにもとづいて経営収支を推定していることなどから、世論も貨物輸送については暗い予想が多い。

同感であるが、それよりも、物資別専用列車と拠点間直行輸送だけでは取扱量が限られていて、貨物部門の再生は到底困難であるということの方が重要であると思う。

第4表のように、国鉄貨物輸送のシェアは、独仏米の二四・三八%と比べて、日本は例外的に低く、今や五%に落ちている。これは、鉄道特性のある大量重量物資が、臨海工業地帯という日本の地理的特殊性のために、内航海運に大きくとられていた点が大きい。第4表のように、内航海運のシェアは内陸工業地帯型の外国が五・二五%に対して、日本は四八%という高いシェアを示している。

そこで、トラック特性のある付加価値の高い貨物でも、鉄道にシフトさせようような魅力ある技術システムの導入がなければ、この

第4表 貨物輸送の機関別シェア (1984年)

(トンキロ・%)

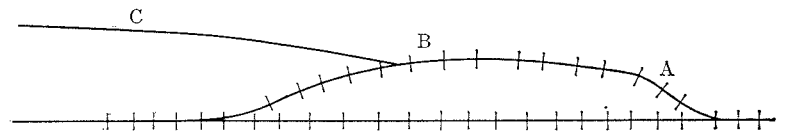
	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス	日本
道路	38	7	24	32	5
水路	24	62	51	47	7
航空	15	25	21	5	48
パイプライン	23	6	4	14	—
航	—	—	—	2	—

備考：資料第1表と同じ。

劣勢を回復することはむづかしい。しかしそれは十年ぐらい前すでに提案されているところである。鉄道技術研究所では、鉄道貨物の九八％はコンテナ化が可能であるから、オール・コンテナ化し、貨物列車の車輛を解体しないで、旅客列車と同じように、固定編成のまま貨物駅においてトラックとの間で、コンテナの積みおろしをおこなう「着発線荷役方式」を提唱している。

その場合、電化されていると、架線が邪魔になるので、図のように、貨物列車は、A点まで進んで、そこからバックし、合車部分を架線のないCの線路につこんで、機関車だけは、架線のあるB点に

止めておくわけである。C線では中央コンピュータの指示する位置に、トラックがあらかじめ待っていて、ただちにクレーンを用いてトラックからのコンテナの積みおろしをするのである。現在の五トンコンテナだけでなく、一〇トン、二〇トンの大型コンテナも扱えるし、十分間ぐらゐの短い停車時間内で荷役ができるのである。荷役がおわって出発した貨物列車は、線路が、カーブが



なく直線になっているところでは、時速一〇〇キロだせるので、高速道路に対抗できるし、全国に翌日配達ができ輸送コストも現在より大幅に低下する。特急、急行、鈍行のダイヤに基づいて運行すれば、中長距離はもちろん、短距離でも平行した道路の混雑の激しい地域では、利用されるであろう。たとえば、小田原・東京間にある東海道貨物別線、山手貨物別線を活用すれば、トラック輸送による首都圏の道路マヒと交通公害を大きく削減できるのである。この方式は、ダイヤのすいている山陽、東北、上越の新幹線にも導入できるから、これら新幹線の増収にも大いに寄与できるであろう。この方式をとる場合は、現在売却予定になっている貨物駅用地の売却はとりやめる必要がある。自動車輸送に依存しすぎて、環境容量をこえてしまっている大都市の環境を改善することの方が、ビル用地にすることより、はるかに社会的利益が大きいのだということに、政治家は気がついてほしい。これに対して、広大な操車場の方は不用になるわけだが、これも貨物駅の整備のための「換

地」として利用し、その上、なおゆとりがある場合には、都市砂漠のなかの残されたオアシス、震災のときの救命線地として、代々木の森のような自然林をつくることに利用することである。

私たちは、このような新しい貨物輸送のシステムを、「旅客方式コンテナシステム」と名づけているが、これによってトラック会社もよろこんで、鉄道貨物輸送を利用するようになるから、第4表のシェアは欧州並みの二〇〜三〇％に上昇するに違いないとみている。米独自の鉄道貨物部門の経営収支は、大抵黒字か、トントンを示しているが、日本のそれも黒字になり、国鉄再建が軌道に乗ることになるであろう。

なお、第5表のように、日本の軽油引取税は、英独仏の三分の一という低い水準にある。トラックの社会的費用を内部化しようとして、ないで、トラックの乱用を、むしろ促進してきたからである。

石油価格が低下し、円高によって比較的抵抗少なく、軽油引取税を引き上げることができている現在、これを西欧並みに引き上げて、新システムの貨物駅の整備に投入することにしたらどうであろうか。旅客会社の分割の問題については、最初に述べたように、本来の意味の自立的な公社制度が確立し、そのうえ、「競争的公企業」として、運賃、設備投資、賃金についても自主的決定権を認めるといふ前提ができるならば、松下式の事業部制の導入による地方管理局への大幅な権限委譲が可能になるから、分割したと同じぐらゐの地域密着型の経営ができ、従業員の経営参加意識も高まるだろう。しかも分割に伴う技術的コスト的な難点も回避できるわけである。

このような合理的な経営政策について、労使のコンセンサスを

第5表 各国の軽油課税額 (1リットル当たり)

	合計	連邦税	州税	売上税
アメリカ	13円77銭	2円43銭	6円07銭	5円27銭
イギリス	78円69銭	消費税 58円31銭	付加価値税 20円38銭	
西ドイツ	62円48銭	消費税 45円92銭	付加価値税 16円56銭	付加税 19銭
フランス	53円56銭	消費税 34円38銭	付加価値税 18円99銭	
日本	軽油引取税 24円30銭			

備考：1982年5月の為替レートにより円換算 Petroleum Times による。
1ドル=230円, 1ポンド=440円10銭, 1マルク=103円10銭, 1フラン=39円80銭。因みに OECD 調べによれば 1986年の購買力平価は1ドル=223円

るようにすれば、労働運動の体質もおのずから理性的なものに変化してくるにちがいない。従来の労働運動の体質には、是正されるべき点が多かったが、これだけのために民営分割というような、バターを斧で切るような政策はとるべきではない。民営分割は将来いずれかの時期に、公社化再統合という政策の必要性に気づくことになるであろう。

(追記)

経済政策学会総会での報告をおこなったあと、『中央公論』編集部より「国鉄分割民営化について」寄稿を求められ、同誌九月号に「国鉄分割、民営化に異議あり」と題する短文を発表した。本稿は、この短文に大幅な加筆と修正をおこなうことによって作成されたものである。

共通論題 コメント

コメント I

尾上久雄

三報告からわたしは多くのことを学んだが、これに一つのきわめて巨視的な——この言葉の初歩的な意味での——問題点を付け加えておきたい。それは日本における民営化と規制緩和が、欧米のそれと比べて世界的に一ラウンドのラグをもって展開していることである。

西欧における今日の民営化傾向は第二次大戦後広い範囲にわたって労働党、社会党などの社会主義的民主主義的（社会民主主義的というよりも広い意味で）な勢力によって推進された国有化・国営化の結果に対する揺り返しとして展開されているのに対し、わが国の場合はそのような段階を経ないで民営化が進められている。アメリカ合衆国における規制緩和にしても一九三〇年代のニュー・ディール以来推進されて来た社会的・経済規制の方向に対する揺り返しとしての緩和である。

尾上久雄（大阪産業大学）
正村公宏（専修大学）
植草益（東京大学）

このことは西欧と比べての日本の民営化に数かずの特徴を与えている。共通の動機の一つは、いわゆる「ケインズ主義的」国家の赤字財政補填のための国有資産取り崩しであるが、西欧においては産業部門の要所に大きい比重をもって拡がる国有・国営産業をその対象としているのに対して、わが国ではそれらが存在しないので、直ちになけなしの対象としてインフラストラクチャーの取り崩しにとりかかったのである。伊東報告はこの国際的差異についてもっとも意識的であると見受けた。

「民営化」のもう一つの動機として、自由競争の古くからの論理が用いられている点は世界共通であるが、西欧においては国家独占に対する批判としてこの動機が強調され、さらにまた反批判は私的独占としての再生に対して行われているのに対し、わが国においては明治以来の国家的保護育成が今や不必要、有害である、という論法がかなり使われている。このことも前述の歴史的ラグの一つの表面現象である。現実はいずれも独占段階の問題であるのに、それを議論する意識においてラグがある。

ワン・ラウンドのラグというわたしの仮説は、近年アルバート・

ハーシュマンが述べている社会的選択における公志向と私志向のサイクルの仮説に影響を受けている。歴史の大きな流れにおいて、この二つの志向が交互に表われてサイクルを成す、というのである。

かれも自認するこの「概念のフィクション」も無稽のものでないことを、わたしは近ごろ西欧のここかしこに見聞した。もともとハーシュマンの公・私両志向の転換のモチベーションは、両者の行き過ぎや失敗に対する意識的自覚によって呼び起こされるのであるが、西欧においては早くも民営化に対するこのようなモチベーションが、部分的ではあるが、現われている。

そこでもう一つ指摘しておきたいのは西欧における民営化の多様性である。それについては他の場所（例えば「エコノミスト」昭和六一年七月二十九日号拙稿）で列挙し紹介したが、ここでは国家持株会社についてふれておきたい。公共性の担保としての国家持株の量的減少は、過半数を割らなければ、かえって担保の効率性を上げる場合さえある。過半数を割っても無議決権株を加えれば公的支配は有効である。パウエル教授（ベルギー）のようにこれを主張する人さえいる。それはともかく、西欧において公と私の所有形態に、まだしも量的連続性があり、質的変化といえどもなお量的変化を通じて操作しうる側面を持っている。W・フリードマン的に言えばNTTは現在も五年後も論理的には公企業のカテゴリーに入る。もっともわたしは日本における国家持株が「公」を代表していたか否かに疑問を持つ。この問題に関連して、日本における政策アドバイザーとしての加藤寛教授が今日までの夥しい議論の中で自らの主張を「民営」でなく「民営化」としている点は注目したい。学者として

の教授のこの気配りは、わたしがここで述べていることと多少違っているにしても、一つの接点を持っている。この接点を社会的記憶に留めておくことは将来的に意味を持つかも知れない。

日本における国家所有が、真の意味の公的なのと言えないことは残念ながら国鉄についても言える。国鉄に対する政治的介入はしばしば「公」の名のもとに「私」以上に私的であった。日本における国営対民営の問題を直ちに公対私として捉えるのは誤りであると思う。冒頭で述べたように西欧における国営の中に見られる一定の進歩性を、わが国の国営の中にひたすら無条件に移しかえることは出来ない。日本の公企業については、その公的性格も企業性格も、もっともっと増進させられるべきであった。それが不完全なままに民営化の時期を迎えたことは日本的である。往年の論争において国営・国有の進歩的性格をひたすら強調された力石教授の論鋒の健在を再確認したことも収穫であった。それはハーシュマンのサイクルの中で存在理由を持つだろう。

三報告者それぞれ自体についての言及がこのコメントにおいて少なすぎると思われる読者は、恐縮ながら、以上の論旨を十分理解していただけなかったように思う。このコメントの一節一句は、この民営化の時代に生きる三人の秀れた専門家に対する筆者の同時代的評価にはかならない。何年先のことが判らぬが、将来において公志向と私志向のサイクルが新しいラウンドを迎えるとき、われわれ同時代人も長生きをして元気でこの学会で相まみえたいものである。

正村 公宏

三人の報告者がそれぞれ豊富な素材を提供してくださったことに感謝したい。しかし、その内容については、幾つかの疑問がある。ここでは、今後の議論の発展のために、それらを率直に提起させていただく。三人のお立場が異なるので、一括して議論するのは困難だが、個々に問題を指摘する余裕は与えられてはいないので、できるだけ関連づけながら、論点を列挙しておきたい。

第一は、各報告者がそれぞれのような理論的・思想的立場に立っているのか、明確でないように思われたということである。

現代において行政改革を論ずるとすれば、必ず、一面においては、これまでの「市場の失敗」の経験を明確に意識することが必要であり、他面においては、「計画の失敗」を正しく理解することが必要である。今日の段階においては、たんに民営化して市場原理を導入するというだけですべてがうまくいくと考える立場は支持できない。同様に、産業の公有公営の諸形態が多くの弊害をともなうものであったことを直視することなしに議論を進めることは許されない。これらの点に関して、とくに過去の経験に関して、今日の報告者がそれぞれどのように「総括」しておられるのか、少なくとも報告をうかがったかぎりでは、不明確であったように思われる。

第二は、今日の行政改革問題の歴史的な位置づけに関する認識が曖昧であるように思われるということである。

今日の行政改革は、全体として、第二次大戦後に発展してきた福祉国家的な経済体制にたいする一つの反動の意味を含んでいる。ここで、私は「反動」という用語をあえて使ったが、特定の価値判断は含めてはいない。

これまでの社会民主主義的な思想・運動やケインズ主義などの影響のもとにヨーロッパを中心に進展してきた福祉国家型の制度・政策が、ある種の「行き過ぎ」を生み出し、多くの困難をもたらしていることは否定できない。アメリカや日本の場合には、福祉国家に関する明確な思想や目標をもたない政権のもとで、いわば「なしくずし」に、福祉国家的な制度・政策が導入されてきた。しかし、実は、第二次大戦後に制定された今日の日本の憲法も、その諸条項のなかに社会民主主義ないしは福祉国家の要素を含んでいるという事実を指摘する必要がある。

いずれにせよ、ケインズ主義と社会民主主義と福祉国家は、第二次大戦後の先進諸国における政治的・社会的・経済的発展の基本的傾向となったのである。しかし、その結果、現実には、経済的・社会的な硬化の傾向が著しくなり、また、さまざまな主体の責任の不明確化が進んでいる。これまでの福祉国家の制度や政策の多くの部分が、現実には、高度経済成長に依存するものであった。そのため、通貨危機と石油危機を契機とする経済的困難の増大にともなって、福祉国家の一連の欠陥が表面化することになった。

日本の行政改革を含めて、今日の幾つかの国で取り入れられようとしている行政的・財政的縮小の試みは、そうした事態にたいする一つの反応（リアクション）である。しかし、そこに示されている

政策が唯一の可能な対応策であるかどうかは問題がある。単純な「小さな政府」論や市場原理の過度の強調に傾斜しがちな今日の行政改革は、産業主義を過度に強める結果になる危険が大きいと私は考えている。社会民主主義や福祉国家の単純な否定につながりかねない「反動」型の対応策ではなく、それらの要素を正当に継承しながら、経済的なフレキシビリティと政治的なレスポンスビリティを回復・強化する理性的な方策を考える必要があると思う。

第三は、状況の変化に対応するためには、たしかに原理的な思考も重要であるが、それ以上に重要なのは、これまでの経験をもととして、複雑な現実の動きを的確に判断し、人間の社会を大過なく運営しているために必要な「知恵」を強めるということなのではないかということである。

これまでの体制・制度・政策の欠陥を問題にするとき、しばしば、改革派は、原理的な一貫性・体系性を重視して、かえってしばしば硬直的な路線を選ぶことになりやすい。左翼も右翼も、または「革命派」も「反動派」も、その点は共通である。戦前においては、国家主義的な潮流が「革新派」と呼ばれていたことをここで想起していただきたい。「反動派」も、現状を変えなければならぬということを強く主張する点においては、「革命派」と共通の要素をもつ。他方、「革命派」も、現状の変革を求めて、しばしば、自由と人権の否定をもたらすことになるという点において、「反動派」と共通の要素をもつ。

社会民主主義や福祉国家の現実に対処するために、あらためて「小さな政府」論がもちだされ、あたかも市場経済が万能であるか

のような印象を与える単純な民営化論が横行しているのは、やはり一種の反動であるといわざるをえない。それは、社会的実践の過程で理論や思想がしばしばイデオロギーとして機能し、社会的・政治的運動を強めると同時に思考の硬化をもたらしやすいという事実を再び証明しているのである。残念ながら、行政改革の推進派にも反対派にも、この要素が著しく強いように思われる。軽視できないのは、社会民主主義と福祉国家の現実の諸欠陥を克服するという問題意識から出発して、社会民主主義や福祉国家論がこれまでに提起してきた諸問題をすべて否定する結果を導きかねないような主体が現実の主導権を掌握しているという点である。

第四は、以上に述べた論点に関連して、今日の体制の選択に関しては、分権化の方向に向けての改革の重要性をもっと強調する必要があるのではないかということである。

今日の報告を聞いている限りでは、この点が必ずしも明確に示されてはいなかったように思われる。国鉄を民営化するだけでなく、それを分割するという計画は、たんに効率的な運営という観点からだけ正当化されるものではない。むしろ、責任ある経営を確立し、同時に、地域住民の意識を変革することによって、分権化を土台として、フレキシビリティとレスポンスビリティの確立を同時に追求するという戦略に沿ったものとして、経営の分割は重要なものであると理解される。この点についての認識が提示されなければ、国鉄分割の路線は十分な説得力をもちえない。反対に、今日の段階において国鉄の分割・民営化に反対している人々も、この点についての明確な方向づけを示す責任を負わされているはずである。

鉄道のあり方、その存立条件の再検討などは、たしかに、すべて、都市計画あるいは地域計画との密接な関連のなかで行なわれるべきものである。まさに、この観点からこそ、分割・民営化は支持されるべきものであると考えられる。したがって、都市計画の重要性や環境問題の重要性の強調は、それ自体としては、分割・民営化に反対する論拠にはまったく足りないように思われる。

第五は、競争原理の導入の前提としての公的規制やルールのあり方について、どのように考えるのかという問題である。

経済政策学会のメンバーであれば常識に属することであると考えられるが、いわゆる自然独占の状況が成立する産業にあっては、公営であれ民営であれ、公益事業型の公的規制が必要である。地域的な独占性の強い産業などにおいては、これまで民営に委ねられていた分野であっても、料金・その他の要素についての公的規制が行なわれてきた。公的規制のあり方を見直すことは、当然、必要とされるが、公益事業型の産業分野に関しても公的規制はまったく不要であるというような極端な自由化論は支持できないと思う。行き過ぎた自由化による混乱はすでに内外の各分野で生じており、ある程度までは、自由化万能論の反省が生まれつつあるのが現状であると私は理解している。

今後、国営から民営に移管されていく諸産業の分野においても、どのような公的規制が行なわれるべきであるのかを十分に明らかにする必要がある。民営化とは、公的規制やルールの撤廃ということではなくて、新しい公的規制やルールの体系を確立するということなのだと思える必要がある。

コメントIII

植 草 益

現代の市場経済を考察するとき、「市場の論理」、「企業の論理」および「規制の論理」の三つの視点をもつ必要があることにはほぼ異論がないであろう。ここで市場の論理とは、競争的な市場組織を通じて資源が効率的に配分され、技術が不断に進歩してゆくダイナミズムを意味する。また企業の論理とは、企業が利潤動機を基礎にして生産・販売を効率化し、企業経営の安定と発展を指向してそれを取り巻く環境上の不確実性に対処し、内部経営資源の蓄積を通じて企業を成長させてゆくダイナミズムをいう。さらに規制の論理とは、市場経済に固有の失敗を補整するために政策の立案・運用に努め、それらを通じて市場組織と企業組織による資源配分の効率化、技術進歩、経済の成長・安定、所得配分の公正を促進する政府セクターのポリテクスとエシックスをいう。

近年、政府セクターの活動範囲が拡大して行政コストが肥大化し、また政府が企業行動を過度に制限して市場の論理や企業の論理を阻害し、さらに技術進歩や国際環境の変化に対応した市場開放と規制緩和を必ずしも十分に行っていない等の指摘が相次ぎ、規制の論理への批判が増大してきた。このため政府は「行政改革」に取り組み、主要公企業（国鉄、電電公社および専売公社）の「民営化・競争導入」、その他公企業における民間型財務会計方式の導入や経営責任の明確化による経営の効率化、官庁の許認可などの行政権限

一般に、競争原理が有効であるのは、適切なルールが確立され、維持されているという状況のもとにおいてである。そのことを忘れた競争万能論に近い俗説が横行する傾向があるのは、将来における混乱と破壊の種を蒔くことになると考えられる。

第六は、近年の行政改革の動きのなかでしばしば強調される「民間活力」なるものの意味がどこまで明確になっているのかということである。

市場原理あるいは競争原理の活用は、これまでの幾多の深刻な経験の教えるところによれば、適切なルールの確立・維持を前提としてのみ、また、公的機関による経済的・社会的活動の誘導と調整の努力を前提としてのみ、長期的な社会の目標と両立しうるものである。たんなる競争の奨励は、ときには破壊的な結果をもたらすし、ルールなき「民間活力」論は、かつての開発優先による環境破壊と本質的に同じものをもたらす危険のあることを強調しておきたい。「民間活力」の名において、今日、地方自治体による自主的な開発規制の要綱などを撤廃させる方向に圧力が加えられつつあるのは、この観点から批判されるべきであろう。

今日の「民間活力」論は、政府が本来やるべきことをやらせず、環境と安全の観点から推進されるべき社会資本投資を後回しにしておいて、一部の大規模開発プロジェクトを優先する性格をもち、再び社会的不均衡を拡大し、環境と安全を犠牲にする危険を含んでいるように思われる。

の整理・縮小などを図り、その一部をすでに実施した。なかでも電電公社および専売公社の民営化（正しくは公私混合の株式会社化）およびたばこ販売部門と電気通信分野における競争の導入がすでに実施され、国鉄の分割・民営化が近く実施されようとしている。

共通論題報告者のうち加藤寛教授は公企業分野における民間活力導入の意義と国鉄の分割民営化のあり方、伊東光晴教授は電電公社民営化の意義と問題点、力石定一教授は国鉄分割・民営化の問題点をそれぞれ論じている。ここでは加藤教授の報告についてコメントすることにしたい。

加藤教授は、「市場の失敗」を補整する公的規制それ自身の失敗（いわゆる「行政による規制の失敗」）ばかりでなく、政治による失敗（「政治による規制の失敗」）をもつと指摘し、公的規制を可能な限り政治による失敗から隔離し、また行政的規制の失敗が発生する場合には規制を緩和し、民間活力（筆者の用語では市場の論理や企業の論理）に委ねたほうがよいと指摘している。特に公企業においては規制の画一化、規制責任の所在の不明確、政治的介入などが規制の失敗を生んできたと指摘している。公企業のなかでも公社は、それが本来は公共性と企業性を同時に備えた弾力的組織であることを指向したものであったにもかかわらず、行政的、政治的規制の失敗のため、X非効率が発生し、国鉄の場合にはその他の要因も重なって経営破綻に陥っていると指摘している。このため三公社の分割民営化、その産業への競争の導入が必要であると強調している。

これまでの長い歴史を経た公企業の理論や実証研究を土台として

みれば、公社制度の改革が必要なことは筆者も賛成する。特に公企業論の観点に立つとき、三公社を民営化の第一ステップとして公私混合の株式会社へ転化すること、および最近の技術革新や国際競争の進展を考慮するときそれぞれの産業に競争を導入することには賛成する。しかし民営化に伴って企業分割が必要か否かは論理的根拠が不明確で、加藤教授の主張には必ずしも賛成できない。加藤教授はこれまで随所であまりに巨大化した企業は経営管理上の非効率性をもつと指摘してきたが、それは「ペンローズ制約」を引用するまでもなくあくまで一般論であって、三公社の分割の必要性を明確にしたものではない。筆者が日本の占領下における過度経済力集中排除法や企業再建整備法・金融機関再建整備法による企業分割の実態を分析した結果からいえば、それは確かに日本産業における競争基盤整備に大いに貢献したといえる。はたしてそれが企業の効率化にどの程度貢献したかはだれも明らかにしてはいない。企業分割に関する経済学的、経営学的研究は未知の分野である。明確な理論や実証的論拠なしに企業分割を主張するのはかなりの危険をもつ。筆者は国鉄分割に必ずしも反対しないが、短期・長期にわたる分割のメリットを論理的に提示しないかぎり、少なくとも加藤教授の主張には賛成できない。筆者はこの学会の参加者（特に若手研究者）が企業分割を含めて規制の経済学および規制緩和の経済学（なかでもその理論研究）に一層取り組むことを訴えたい。そのためには共通の用語で分析できる基盤をつくるべきであり、あまりにジャーナリストイタな用語が氾濫しないことを望みたい。

加藤教授への第二のコメントとして、「規制緩和は規制を強化す

他的行動、破滅的行動、料金体系における消費者負担の増大など、理論的にも、政策的にも検討されるべき課題を多く提起している。

しかしそれらへの学問的検討はあまり進んでいないのが実情である。総じて公的規制分野における規制緩和は新たな、多くの問題を発生させている。はたして「民間活力の活用」を主張してきた人々は、これらの問題がどの程度発生し、またそれらがどの程度政策的に解決できると展望していたのであろうか。それを主張してきた人々の論文を読むとき、明確な展望を知ることができない。それは確かに研究者の課題であるが、これらへの明確な展望なしに政策が先行することに、筆者は懸念を抱く。

以上のコメントは伊東教授の報告とはほぼ同じ論調にたつものであり、その意味で伊東報告には大きな反論はない。力石教授の主張のうち筆者が賛成できる点はほとんどないが、国鉄の分割・民営化には全く違った考え方もありうろという意味では傾聴に値する。最近の行政改革ブームは後世に大きな遺産を残すことは間違いないが、この政策それ自身およびその政策によって発生する諸問題への学問的・政策的検討は多様な観点からあってよいし、またあるべきである。

る」という逆説が成立することを指摘したい。電電公社の特殊法人化にもなると、それまでの料金法定主義にもとづく国会規制から郵政省による官庁規制に転化した。公社時代の国会規制は確かに「政治による規制の失敗」を生み、それゆえに国会規制が緩和された。しかし国会規制は公社からすれば複雑な手続や多様な要求に対応しなければならなかったが、必ずしも明確な料金理論や詳細な財務データの提供を必要としなかったといえる。しかし官庁規制は国会規制とは違って財務の精査や明確な料金理論を必要とさせ、それが企業からすれば膨大な費用となる。そのことは規制の論理からすれば否定されるべきでない。しかし官庁は規制権限をもって多様な行政的介入を実施する。さらにその権限を背景に規制下の企業に「天下り」を含めて多様な要求をする。これらの結果として企業は国会規制時代よりも一層強力な規制権限に服することになったといつて過言でない。したがって電電公社は国会規制を緩和されたが、官庁規制という新たな、しかも以前よりも一層強力な規制下におかれることになった。このような事態の発生は日本の風土のなかにおける国会および行政規制の政治経済学的研究が成熟していなかったことの反映である。

加藤教授へのコメントとして最後に次のことを指摘しておきたい。電気通信事業法の成立以降において同産業は新規企業の参入が許され、競争が導入されることになったが、他方で第一種通信事業者を中心に参入許可制、料金認可制などの公的規制が残されることになった。いわゆる「競争と規制の併存」、ないし「競争下の規制」がこの産業の特徴となった。競争下の規制はクリームスキミング、排

市場経済における国家規制は、一般に企業の私的利益追求活動が社会的利益ないし公共的利益と一致しないとき、企業に対し国家が規制をくわえることを指している。そしてその規制手段には一般に課税・補助金のような間接規制のほかに、参入・価格規制や公有化のような直接規制の手段がある。

こうした国家規制の手段に関して伝統的な経済政策論の立場は、規制当局と被規制企業とが生み出す社会的費用をゼロと想定してきた。だが現実の世界では、被規制企業は国家規制を受ける代償としてその存続を保障されているために、経営が悪化しても倒産の危険がない結果、費用節減の刺激を欠いて資源を浪費する傾向（ライベンシュタインのいうX非効率）がある。他方、規制当局も規制権限の行使にその利益を見出し、権限の維持拡大のために資源を投入する傾向（ボズナーの規制コスト）がある。ライベンシュタインのX非効率もボズナーの規制コストも国家規制に伴う社会的費用とすれば、先進諸国における公企業経営悪化の状態やまたそのための政府財政からの補助金の増大または料金値上げによる国民の経済的負担の増大は、規制の社会的費用増大の具体例である。

では国家規制は、この社会的費用の減少を図りつつ、その意図する社会的利益の実現のためには、どうあるべきか。この政策課題に

対して新しい経済政策論の立場からの解決は規制の緩和であり、民間化による民間活力の導入である。今回の第四三回大会が『民間活力と国家規制——民間化問題をめぐって』を共通論題のテーマとして取り上げたのは、この民間化問題をめぐって国家規制と民間活力との関係を明らかにするためである。

第一報告（加藤寛）は、公社の民間化問題に焦点をあて、公共企業体として出発した国鉄、電々および専売の三公社が現実には経営責任の不明確な官業であったことを説明し、そして三公社は、戦後、全国貨客輸送、全国自動即時通話化、財政収入の確保にそれぞれ貢献したが、高成長期から低成長期へと量の時代から質の時代に移行した今日的段階では、自主決定権のない官業的経営は不合理であり、経営形態の民間化のほうがより適切であると主張している。この点は私も同感である。

しかしここで注目すべき点は、報告者が政府、民間、第三セクターの三つの主体につき所有と経営のすべての組合せから、七つの可能な組合せのケースを民間化と定義し、非政府所有の下での政府経営のケースを民間化に含めていることである。加藤報告が公的部門の民間化を民間活力導入の手段として主張していることからすれば、所有権を第三セクターに移すだけでも、政府経営に民間経営手法の

導入を刺激し、活力を付与する手段となるだろう。

伊東報告は、民間化問題を規制緩和と政策の一環としてとらえ、規制緩和が要請される要因は、国や産業によって異なるが、わが国の場合には公社の経営の自主性回復要求がその共通の要因であったことを指摘し、政治と経営を分離できなかったわが国公社の場合には、経営自主性回復のための規制緩和が民間化しかなかったことを説明している。そしてわが国における公社民間化の問題点として、まだ十分に規制緩和されない領域のあることを挙げて、これらの規制が民間化された事業の経営や市場に歪みを生み出す危険のあることを強調しているが、その点は私も賛成できる。

しかし教授が内部相互補助を規制としてとらえていることには疑問がある。内部相互補助は、民間企業でも適用されている経営原則の一つであり、あえてそれを規制とみなすことには異論があるからである。

第三の力石報告は、国鉄再建の問題に焦点をしばり、国鉄の累積債務の原因を補償なしに公共サービスを強制された結果であると説明し、その対策として補償なしには公共サービスを提供しないという拒否権をもった本来のE.C型公社制度に改正し、公社に自主的経営権を与えるべきだと主張している。この主張は明らかに日本型公社の欠点を是正し、民間経営手法の導入を奨めている点で評価できる。だが公共企業の場合、政府所有である限り、現実には民間経営手法の導入には限界があり、規制当局の利益と癒着した官僚的経営となつて競争に必要な民間活力を喪失する危険があるだろう。先進諸国でも公企業に対する政府補償金の増大と公企業経営の赤字体質

とが政府財政負担を圧迫しており、その体質改善が検討されているが、その点について報告者はほとんど言及されなかったのはなぜだろうか。討論では、日本型公社の問題に焦点をあてたために、この点の解明は深く追求されなかったが、最適政府志向の立場からは当然取り上げるべき論点ではなかっただろうか。

経済政策における価値の多元性

東 條 隆 進

〈下関市立大学〉

一 はじめに

今日、経済政策領域における「価値」の問題が「多元性」という視点から問い直されるべき事態になっている。それは現代社会が本質的な次元で多元化しているという事実認識からきているものであって、プルーラリズム (pluralism, Pluralismus) という概念はこの事実認識から生まれたものである。

プルーラリズムという概念は、存在の根拠を一元的に考えようとする立場、個人主義一元論や全体主義・集産主義一元論に対立するものである。もともと歴史的には十六世紀から十八世紀にかけて普遍主義的教会主義や国家教会主義に対立してでてきた宗教的ゼクテがとった立場であるが⁽¹⁾、その後はもっぱら十九世紀個人主義に対立するものとして組合や団体 (Verband) を土台として定着し、さらに社会主義革命後はレーニン主義、スターリン主義的プロレタリア独裁主義に対する修正概念として、とくに民主集中制との関係で重要になってきている⁽²⁾。

ところが、この概念が経済政策的次元でも最近重視されるように

ジョン・ロビンソン、カルドア等のイギリスの理論家たち、スラッファやパシネッティ等であろうが、経済理論と経済政策の両方に絶大な影響を与えたのはサミュエルソンであった。論理実証主義的操作主義に立脚して、ワルラスの市場の一般均衡体系の正常な運行過程に生ずる病理的不況現象をケインズの有効需要創出政策で解決し、原理的には自由市場体制を維持することができる⁽³⁾と信じていた点で市場主義のイデオログであるといつてよいであろう。

もちろん、ニューエコノミックスの実践過程でも「大きな政府」の問題が生じ、貴族主義的市場主義者、モンペルラン・ソサイエテイのイデオログ、ハイエクや、その精神的後継者たるシカゴ学派、フリードマンやブキャナン・ワグナーらによって、さらに保守的な傾向が強められている。しかし、これらの新スミス主義あるいは新マンチェスター主義は成功しないであろう。

サミュエルソン主義の問題はシカゴ学派の主張とは反対に、ケインズ革命をワルラス的方向で吸収しようとしたこと、「自由放任の終焉」の真の意味、市場主義がより深い次元から反省されねばならないという認識に欠けている点である。第一次世界大戦、大恐慌、第二次世界大戦は、市場経済が特殊な哲学的、文化的前提、秩序観の下でのみ作用しようということ、どこまでも歴史の制約の下にある経済制度にすぎないということを示唆することを明らかにした。そして、この認識に欠けているのが、サミュエルソンの論理実証主義的操作主義の限界なのであって、むしろその点では、W・オイケンの ORDO 学派の方がすぐれている。

スミス以来の自由競争の意味の相異を明確にして、自由放任にか

なってきた。個人主義の系としての自由放任の市場主義経済学が第一次世界大戦や大恐慌の経験から反省され、その後国家社会主義の経験、さらに第二次世界大戦後、先進工業諸国におけるケインズ主義的な国家の経済への介入が制度化される過程で「大きな政府」や「うるさい政府」の問題が生じ、「市場の失敗」と同時に「政府の失敗」も叫ばれるようになった⁽⁴⁾。

そこから、これらの問題を一元的な政治—経済体制のダイアレクティクとして捉え、多元社会の病理として理解しようとする立場がでてきた⁽⁴⁾。混合体制、多元集団化、勢力配置の多極化という現象の意味と形態の解明である。問題なのはこの病理の内容である。単なる利害対立の多様化なのか、それともより深い層における多様化、多元化なのかということが問われている。

二 現代経済政策論の潮流

さて、現在先進工業諸国で影響力の強い経済政策論はサミュエルソンの新古典派総合主義とハイエク・フリードマン主義であろう。もちろん、ケインズ革命後、大きな影響力をもったのはハロッドや

えて自由競争を有効にするための社会的・制度的基盤の整備、あるいは秩序形成をめざした点にオイケンの功績がある。あやまって「新自由主義」とよばれたが、むしろ「秩序主義」とよばれるべきものである。

ただ ORDO 学派の限界は、その体制論的思惟の長所にもかかわらず、近代社会の他の重要な側面、産業革命以来の工業化の問題、大企業体制の解明の不十分さにある。この点に関しては新社会主義や新マルクス主義的政策思想にも言えることである。

三 経済政策における経済体制と工業化の問題

古典派以来、マルクス経済学、近代経済学の両学派に共通する経済学的認識と経済分析は、生産要素の固有な機能と要素間の関係解明であった。資本、労働、土地という伝統的生産要素の政治的社会的諸関係、階級対立の関係分析 (マルクス主義) か、それとも生産要素の機能の関係分析 (近代経済学) かのどちらかであった。生産関数の構造としての $F(\cdot)$ に相当する、生産のゲシュタルト構造の意味解明は両学派で十分になされなかった。例外は、生産というものを生産要素の「結合」にもとめ、新生産を創造的イノベーションと考え、革新を「新生産関数の設定」と定義したシュンペーターぐらいである。しかし、シュンペーターによっても、生産関数と利潤原理の関係は十分に解明されていないように思われる。

さて、市場主義はすでにワルラスによって主張されたように、正常的・理想的状況の下では企業の利潤最大化行動は同時に消費者の効用最大化を実現するということ、企業の利潤最大化原理が消費者

の効用最大化原理に従属するという仕方に基づくという事実認識を根拠にしている。しかし、現実はそのなか。ガルブレイスによって主張されたように、消費者の効用は企業の利潤原理の従属変数ではないのではないかと疑念が生ずる。とすれば、重要なのは企業の論理および行動様式ではないのか。そして、企業の分析は工業化の問題も含むのであって、経済体制と工業化の問題は分けて考えられないのではないか。

周知のごとく私企業は利潤をもとめて行動する。そして、利潤は収益から費用を差し引いた経済的余剰として現われる。

岩路 Ⅱ 岩路 Ⅱ 岩路

(二)

ところで、企業にとって第一目標である利潤は、社会全体から見たとき、企業の社会的貢献に対する報酬であって、利潤はその結果現象であるはずのものである。企業はほんらい社会的福祉、共同善を最大にすることが使命であって、利潤はむしろ従属変数たるべきものであるはずである。

岩路 Ⅱ 岩路 Ⅱ 岩路

(三)

記号式からすれば、(1)であろうが(2)であろうが何ら変わりはない。しかし、経済的意味からすれば全く別のものである。市場経済というものは、ほんらい目的であるはずの社会的福祉や共同善が結果現象たる利潤と入れかわっているということ、目的と手段が倒錯した経済であるということである。

しかも、この目的—手段の倒錯は、近代の無限病によっていっそう進行する。抽象的・一般的価値形態としての「全目的」的貨幣体系の形成と、富—価値の無限獲得—蓄積化が収益—費用関係

の全面化を生み、微積分体系を構成するのである。

企業が利潤を最大にするには、収益を増大するか、費用を低下させるかして、その差額を大きくする必要がある。生産関数は一方では収益を増大させる方法として、他方では費用を低下させるための方法として使用される。収益は質的に多様な生産物を大量に生産することによって得られるから、生産力の拡張を無限に進めようとする。費用項目はより安価に生産諸要素を使用しようとして、費用合理化を無限に進める。

近代の生産力は市場機構と熱機関の発明によって革命的に増強され、大量生産—大量流通—大量消費の循環を生み、その回転速度を速め、高度産業体制という経済機関を生み出したのである。この大工業体制は、近代以前のオイコス経済を解体させて成立した国民国家さえつきぬけてグローバル化する。資源—加工—製品化—販売というプロセスをもつ工業体系は、資源と生産物の販路が多くの国家主権にまたがらざるを得ないから、国家主権さえ相対化して、地球そのものを収益—費用機構と巨大なメガマシン体系に組み込むのである。

四 ケインズ革命の再検討

人間の経済生活が自然との物質代謝関係から成り立ち、それを組織的・計画的に遂行するものである以上、自然と社会・歴史の二元的關係の中におかれざるを得ず、したがってある時代の経済学はその時代の自然学と社会・歴史学の影響下におかれざるを得ないのもうぜんである。スミスやワルラスの経済学がニュートンの力学体系に、マーシャルの経済学がダーウィンの進化論に影響を受けたのもうぜんであった。しかるに現代の経済学はジョージ・ジュスク・レーゲンのような人は別として、現代の科学哲学的次元からみてもはや維持できないような自然科学的前提で思索を進めている。おそらくサムエルソンに代表される「数理経済学」に次のようなN・ウィナーの批判があげはまる。

「数理物理学の成功は社会科学に、この威力を、それを生みだすに寄与した知的態度を何ら理解することなしに羨望させることになった。数学的公式の利用は自然科学の発展をもたらすと同時に社会科学の流行となった。未開民族が、西洋の非民族的衣服や議会制度を、そういう魔術的な衣装の採用が直ちに自分たちを西洋の文化と技術に追いつかせてくれるという漠然とした感情から採用するのとよく似て、経済学者たちは、自分たちの扱うかなり不精密な概念に微積分の衣装をまとわせる風さえ発達させたのである。そうするさいに彼らは自己の権利の主張においてアフリカの新興民族の一部が示したのと大差ない分別しかなかった。社会学者たちが使っている数学と、彼らが自分たちの手本として使っている数理物理学とは、一八五〇年の数学と数理物理学である。計量経済学というものは、需要とか供給とか在庫とか失業とか等々についてこみいった功妙な理論を展開するが、……計量経済学者のうちで、もし自分たちが、近代物理学の手法を単なる外観だけでなく、本当にまねようとしたら、数理経済学はこれらの定量的概念をそれらのデータを収集し測定する方法の批判的検討から出発せねばならないということに気付いている人はごく少ない。」(6)

現在という時点から考えても、やはり重要なのはケインズであるように思われる。ケインズはニュートン自然像に疑念をもち、M・プランクにはじまる量子力学の意味するところを理解していたように思われる。そして、W・ハイゼンベルクの「不確定性原理」に相当するものを経済学にもとめ、それが時間経過における予想・期待の困難性、不確実性を強調する経済学の構想となった。彼の『確率論』はこのような科学哲学のための基礎作業であり(8)、『一般理論』は量子力学の確率論的世界像からする経済学的表現であった(9)。ケインズはスミス以来の全経済学的伝統をユークリット幾何学的なものとして、自分の経済学を非ユークリット幾何学的なものとして位置づけ、あるいは自分の経済学をニュートンに対するアインシュタインの理論に相当するものと考え、この自負が自分の経済学に「一般」ないし「普通」を意味する General という表現を与える結果となった。

もちろん、ケインズはこの歩みを徹底化させることができなかった。ケインズは第一次世界大戦、大恐慌、第二次世界大戦という激動期を政策家として、カサンドラの役割を果たさざるを得ないことから仕方ないことであった。慢性的不況、大量の失業の救済という課題に直面していたケインズには国家の介入、政府の誘導による国民経済全体の需要—供給の調整ということはさけられないことであった。彼がハーヴェイ・ロードの前提に楽観的であったのもこのような理由からであった。しかも、ケインズ自身、後の弟子達にくらべて、はるかに正しく事態を長期的に洞察していた。彼の国家社会主義批判、議会制民主主義内での改革を試みた政治哲学、ガルブ

レイスを思わせる大企業の社会化傾向の分析は今日でも説得力をもっている。

それゆえ、今日必要なのはケインズの経済学の基層にある科学哲学的次元を評価しなおして、新たな出発をすることであろう。ハロッド以後の成長論・動態論を可能にした成長率、加速度、減速度のようなガリレイ・ニュートンの力学観で経済法則を導出するということは原理的に不可能であって、静学―動学、静態―動態概念をより深い次元から考えなおすことが必要であるように思われる。

最近、経済政策領域で、秩序政策、経過政策を独自に構想しはじめているが、ここでの秩序とかプロセスとかいった概念は古典物理学的次元での機械論的法則とは次元を異にするものである。ここでこそ、熱力学第二法則や情報の問題、新たな生命秩序としてのエロジー論が重要になってくる(10)。

五 価値と目的

さて、アリストテレスは原因を四種類に分けた。目的因、形相因、質料因、作用因である。近代の力学的世界像、デカルト・ニュートンの自然像は目的因を作用(動力)因におきかえて、目的因を追放する試みであったといえよう。E・カッシーラーによって近代的世界観の土台に「実体概念から関数概念」への移行、アリストテレス主義からプラトン主義への転換として位置づけられたが、この方法によって目的因の追放が「可能」であった(11)。近代的個体主義、要素主義が「可能」であると考えられたのは、ピタゴラス・プラトン主義的「数」のイデア理論によってであった。

る。このような目的論的根拠づけ、神学的根拠づけによって市民社会も建設可能となったのである。

しかし、力学的・唯物論的世界観の「確立」過程で、目的因も排除され、神学も哲学へさらに科学へ転換をとげることにより、「労働」の形而上学的根拠も失われ、人間の主観的「欲求」「効用」が「価値」の実体とされるにおよんで、さらに欲求を欲求たらしめる客観的条件たる「稀少性」も技術によって解消されるにおよんで、「価値」そのものが解体されることになるのである。「価値」とは主観的判断基準にすぎなくなり、カントの影響の下に、一九〇九年社会政策学会ウィーン大会でM・ウェーバーによって、社会政策、経済政策領域からの「価値判断」(Werturteil)が追放されるべき旨が宣言されたのである。

たしかにウェーバーの言うように近代力学的方法の下での科学主義的立場からしたとき、「労働価値」説や「価値判断」の客観性は維持できなくなる。神学から科学への移行を運命として受け入れ、自然科学的 Sachlich な客観的認識を旨とした時、社会研究者にできることはせめて過剰な価値感情からニュートラルになることが必要であり、それが Wertfreiheit の主張となった。しかし、それとともに近代的世界そのものの歴史的根拠が失われることも事実であり、巨大なニヒリズムのみが残ることにもなる。

たしかに講壇社会主義者の楽観的変革主義は子供じみたものでしかなく、マルクス主義的革命的先も巨大な権力主義的官僚体制にしかならないということも事実である。しかし「市場の失敗」や「政府の失敗」だけでなく「近代の失敗」ともよべるこの事態に対して、

しかし、世界の関数論的把握が可能になるためには、要素を要素たらしめるゲンエタルト、構造、数の方程式的構造が必要である。

自然現象の解明の場合、それほど問題とならない関数構造の超越論的意味、境界問題も、社会経済現象の場合きわめて問題となる。

$$O = F(K, L, N)$$

(ただし、Oは生産物、Kは資本、Lは労働力、Nは土地や自然資源)

と表現されている生産関数論に近代の全経済学の問題が集約されている。ある財を生産するために、人間や自然が生産要素として措定されるのはいかなる権利によってなのか。人間や自然を生産要素としてくる $F(\cdot)$ とはそもそも何なのか。生産関数の措定化に物神化がすでに横たわっているのである。

封建的秩序、ピラミッド的権力のヒエラルヒーを解体させつつ、自然的理性主義をもとに近代自然法による世俗革命を遂行した市民階級は、前近代的自分秩序の土台をなした「徳」の概念を「労働価値」概念に変え、その「価値」ある「労働」によって得られた財産(property)は絶対的所有権によって神聖な不可侵領域であると宣言されたのである。そのさい、「労働」がなぜそれほどまでに「価値」をもつのかという問いに、人間は神の似姿に似せて創造されたゆえに、人間が地上においては最高価値をもつのであり、したがって労働も価値をもつと主張された。

宗教改革者達によって主張された、もう一つの側面、人間は神に反逆し、罪の支配下において真理から追放された存在でもあるという点はこれを無視しつつ、神論的の神学を発展させていったのである。

科学そのものの根拠を問う道は残されている。ほんとうに目的因というものを排除することはできるのか。「実体概念から関数概念へ」の移行をとげた近代的知的構造によって価値判断の停止はできるのか。プラトン主義そのもの、ピタゴラス・プラトン主義的、数的神秘主義の根拠が問われるべきではないのか。

価値が価値として問題になるのは、その主観的判断基準性においてよりも、関数的存在構造の存在根拠性においてである。すべてを生産関数化し、経済関数化しようというその根拠についてである。労働価値は生産関数の構造の中においてのみ成立するが、しかし、それと同時に市民階級が主張したような排他的超越性は保証されなくなる。

労働価値絶対主義、個人主義一元主義はすべて神学的命題のすりかえから生じたものであって、その矛盾がニヒリズムとなって現われてきたのである。しかし、近代経済学が試みたように「価値」問題を排除しようものでもないのである。

六 価値の多元性と新コーポラティズム

かくして、近代社会が「価値」の「多元化」社会である必然性が理解されよう。関数的世界観とは多元的価値の世界である。しかしその多元的価値を基盤とする社会にいかにか統合を生み出すのか。

おそらく、価値の多元性という表現を用いた時にすぐ想起するのはコーポラティズム(Corporatism)という概念であろう。コーポラティズムという表現は多元社会になんとか統合を生み出そうとする努力から生まれたものであった。今世紀においては、イタリアで

ムッソリーニのファシズムに利用された思想であって、カトリシズムの影響が強いとされている。今日では東欧諸国の中でもポーランドにおいて権力当局によって、カトリック教会の道徳的權威を利用して使用されている哲学であって、コーポラティズムといったとき、權威主義的国家政策と考えられやすい。

しかし、問題はそれほど単純ではない。近代市民社会の基礎を流れる思想は、前近代的なピラミッド的権力のヒエラルヒーを解体させて、個の自由と社会的平等を実現させることであつた。ところが現実には、近代社会はアナキズムに陥るか新たな中央集権的ピラミッド的権力体系に陥ってしまうことになつたのである。それゆゑ、コーポラティズムゆゑに權威主義的秩序主義に陥つたと考えるべきではなく、近代においてさえ、コーポラティズムにもかかわらず權威主義的なものになつてしまつたと考えるべきであらう。

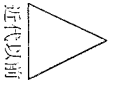
では、絶えずアナキズムに陥る危険性にある現代社会にどのようになつて富と権力を核としない秩序を生み出すかというところである。今日、先進工業社会においては、国家機能の増大に反比例して國家の權威が失なわれているということが指摘されている。しかし同時に、大企業体制とよばれているように、大企業の富を背景とする権力は逆に増大し、社会のあらゆる面に企業主義を貫徹させている。科学技術と結んだ企業主義は地球そのものを支配下に置くようになってきている。

しかし同時に大企業体制の危機も増大してきている。個人の欲求や社会の効用充足に根拠をおかざるを得ない企業は、利潤可能性に

ではなく、仕えることに偉大さを見るサーバント・フットの原理なのである。実は、近代の第三階級たる市民階級、第四階級たるプロレタリア階級の革命の基盤も、民族自決の原理もすべて、弱者もまた神の被造者であり、神の尊嚴、創造の原理を身に受けているというところに根拠をもつていた。

功利主義を批判して、新たな契約社会をめざすロールズ『正義論』における「格差原理」は、ロールズの主張に反して、初代キリスト教神学以来、ずっとヨーロッパの基底を流れていたものであつた。この原理を見失つたのは実は近代科学主義の方なのであつて、ベンサムの功利主義、ダーウィンの進化主義こそが支配一從属を正当化したのである。近代がナチズムやスターリニズムに結果せざるを得なかつたのは決して偶然ではなかつたのである。

このような中で真の「格差原理」を実現し、真の「共同体」なるものを実現する途があるとする、つまり多元的コーポラティズムを真に有意味たらしめる途があるとすると、それはピラミッド的権力のヒエラルヒーと正反対の逆ピラミッドの秩序以外ないであらう。



近代

未来

もし、逆ピラミッドの秩序など現実にありえないユートピアではないと信ずるなら、絶対に「共同体」うんぬんを言わないほうがよいであらう。権力を正当化し、ピラミッド的特権主義を弁護するために「共同体」なる概念をすりかえて使用することだけは絶対に

比べて、企業規模が巨大になりすぎ、マンモスの悲劇を味わざるを得ない事態に突入している。さらに、熱機関の発見による巨大な生産力の拡張過程が、同時に熱力学第二法則、エントロピー増大の法則の発見の過程でもあるという事を通して、その拡張に歯止めがかけられることになつた。

それだけでなく、近代の力学的世界像、死せる客体として自然を見る見方そのものが変らざるを得なくなつてきている。自然や宇宙はデカルト・ニュートンのな死せる物体ではなく、生ける生命体、存在の住み家(エコロジー・オイコス・ロコス)であるという事であり、有機的統一体であるということである。それゆゑニュートンの力学観の下で発展した科学技術と、その利用の下に拡大した生産力体系としての企業や、権力体系としての近代的主権國家主義は根本のところから変えられる必要がある。企業の利潤原理、国家理性のすべてが生命秩序の下に從属せられる必要がある。

近代の一元化社会は物質一元主義でもあつたが、現代の科学は物質、生命、精神という三つの次元は確実に区別されるべきであるということを示した。現在の多元化傾向の基底には、このような科学思想そのものの反省がある。そして、生命的次元は物質的次元と根本的に異なつており、巨大主義や還元化、抽象化を基本原理とすることはできないこと、弱肉強食を進化一進歩と同一視することはできないことを明らかにしたのである。生命の世界においては、Small is beautifulであるというシューマッハーの原理が妥当する。

同じく、コーポラティズムの原理は支配一從属という権力の関係

許してはならない。とくに國家や企業にこの概念を使用することは絶対に阻止せねばならないのである。

そして、現代ますます危急になつてきた「平和」も、この逆ピラミッド的秩序の非権力的、非マモンの秩序世界の形成の別表現なのである(13)。ピラミッド的権力体系や、マモン体系をそのままにした「平和」主義など、木製の鉄という表現と同じなのである。

七 むすび

明治以来一世紀余、富国強兵政策の遂行によって日本は最大の先進工業國家になつた。江戸時代二世紀半の鎖國政策、つまり輸出入ゼロという自給自足体制と、工業化なしの農業經濟の下で、平均人口は三千万人であつたといわれている。生活水準も今日と比較にならないほどの低い水準においてである。

それが現在では一億二千万人以上であり、江戸時代の四倍以上である。これは工業化と貿易立國の結果である。第二次世界大戦までの權威主義的国家体制から戦後の功利主義國家への移行によって、富国強兵政策が富国強工政策に変わり今日の成長を生み出した。戦前の權威主義一元化から戦後の功利主義一元化を経て、今や權威主義と功利主義の統合が、日本的「和」と「分」の思想によって進められている。そして、近代の「超克」が前近代的ピラミッド的権力体系への逆行をめざして声高に叫ばれている。

しかし、江戸時代の四倍以上の人口をかかえ、資源と生産物の販路を他の國家主權に依存している事実ひとつを見たとき、その非現実性が明らかになる。現実に盲目的理論的美意識に酔つてはなら

ならのである。同時に、「近代化」の虚言も脱しなければならぬ時期にきている。more and moreの豚の論理はささる脱却しなければならぬ。

「国際国家」日本、高度産業国家日本は、その創造性を生かしつつ、有機的生命秩序としての有限なエロソジーをいかに生きるかということが問われている。高インフレーション・低エントロピー社会をめざすことに日本の将来がかかっているように思われる。そして、これが多元社会のこれからの課題であるように思われるのである。

- (1) G. Briefs, *Staat und Wirtschaft in Zeitalter der Interessensensibilität*, in *Laissez-faire-Pluralismus-Demokratie und Wirtschaft des Gegenwärtigen Zeitalters*, Berlin, 1966, S. 10.
- (2) 田中言久治『多元的社会主義の政治像』青木書店、一九八二年。
- (3) Buchanan, J.M., John Burton, R.E. Wagner, *The consequence of Mr. Keynes*, The Institute of Economic Affairs, 1978.
- (4) G. Briefs, *Staat und Wirtschaft in Zeitalter der Interessensensibilität*, SS. 245~263. 野尻武敏先生還暦記念論集刊行会編『変貌する経済体制—多元社会とその諸問題』新評論、一九八四年。
- (5) K. Polanyi, *The Livelihood of Man*, New York, 1977. 玉野井芳郎『人間の経済—市場経済の虚構性』岩波書店、一九八〇年、一八六—一九二ページ。
- (6) N. Wiener, *God and Golem*, The M.I.T. Press, Cambridge, 1964. 鎮田訳『科学の神』ちくま書房、九五—九六ページ。
- (7) J.M. Keynes, 『人物評伝』ケインズ全集、10, 第十四章「マル

コメント

報告テーマの性格からして、論点が現状分析と学問論および価値論の三つからなっているが、ここでは学問論と価値論について考えることにする。

学問論に関する報告の要旨は、経済学がデカルト・ニュートンの機械論的物理的自然像を模倣したものであるゆえ、本質的に静態的均衡体系だということである。したがって今日のような社会的価値観が多元化した時代の問題に対して、経済学は有効にアプローチすることが出来ない主張する。ただし唯一例外はケインズ理論であり、それは量子力学的自然像を範とする確率論的世界像から経済学の体系を構築した。今日はこのケインズ革命の理論的含意を再吟味すべきだ、ということである。しかしそれは具体的にいかなるかとか。

デカルトは世界を思惟実体 (res cogitans) と延長実体 (res extensa) とに分けて、後者にのみ即ち物理的世界にだけ唯一の数学的知の真理が存在すると主張し、これに反して前者つまり人間の世界については、これは伝承や慣習によるものであって、真理はここに存在しないと主張した。このデカルトの方法論を受けて自然科学が発展してきたが、それはニュートン力学による機械論的な自然像として完成した。アダム・スミス以来の古典派経済学やそれ以降

フレンツ・マインナル」二五〇ページ。第三十五章「人間ニエートン」。

- (8) H. Reichenbach, *The Rise of Scientific Philosophy*, 1951. 市井三郎訳『科学哲学の形成』ちくま書房、二三〇ページ。
- (9) 東條隆進、『産業社会と経済政策』北樹出版、一九七八年、第一章参照。
- (10) 東條隆進、『経済と秩序—物理的次元と生命的次元』、『下関商経論集』一九八五年一月。
- (11) E. Cassirer, *Substanzbegriff und Funktionsbegriff*, Berlin, 1910. 山本義隆訳『実体概念と関数概念』ちくま書房。
- (12) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971. 矢島忠二他訳『正義論』紀伊国屋書店、一九七九年、七八ページ。
- (13) 東條隆進、『一般経済政策論の形成と理念』北樹出版、一九八四年、二四六—二四七ページ。

田村 正勝
〈京都大学〉

の近代経済学とりわけ一般均衡論は、まさにこのニュートンの世界像の模倣であったことは否定しえない。

ところがデカルトの方法論から九十年を経てG・ヴィコは、これと正反対の学問論を主張した。自然は神が創造したものであるから、人間はこれについて完全な知や真理を得ることはできない。これは反して市民(社会)の共同体的性格については、これは人間が形成したものであり、我々が立つ世界であるから、歴史の考察によって「学」として理解しうる。こうしてヴィコは歴史哲学の基礎づけをした(1)。この思想に基づいて一九世紀に歴史学派の思想が、一七七八世紀に自然科学が得たと同様な支配権をもつようになった。そうなるに既にゆきつまりを見ていた従来の自然科学も、この歴史的把握の影響を受けて変容し、「真理はプロセスである」といった思考が生まれた。これが量子力学や自然界の確率論的な世界像を生み出したのである。

このような科学の変遷からして、経済学が今日においてケインズ革命の意味を再検討するところの意義は、歴史学派の思想をもう一度捉え直し、この視点から機械論的静態論的な経済学を止揚することにある。すなわち社会科学の包括的な史的動態論を展開することだと理解しなければならない。

さて価値論についてみると、報告は今日の社会における価値の多元化を問題として、M・ウェーバーがとどまった地点から一歩突込んで、価値判断論争を新しい次元で展開すべきだと主張する。ではウェーバーの「没価値性 (Wertfreiheit)」の意味するところは何かであったか。

彼は一方で当為 (Sollen) と事実 (Sein) の区別を主張するが、他方で「価値関係 (Werthebeziehung)」の概念をもつて、社会科学の意味理解の問題にアプローチしている。探究者がどのような価値観点から対象をとりあげようとも、社会科学では最終的に向う価値関係たる星々 (Gestirne) がある。それは研究者の価値観や、これに基づいた対象の構成以前に、対象自身が置かれていた本来の価値関係であって、研究者は最終的にこの星々に行きつく。こうした価値関係こそが、研究の意味 (Sinn) と方向 (Richtung) を明らかにしてくれる。したがってこのような本来の価値関係は、経験科学的な基準で維持されたり逆に否定されることのない根源的価値関係である、とウェーバーは主張した(2)。

こうしてみるとウェーバーが主張する社会科学の客観性つまり「没価値性」は、この本来のいわば「超越的論理的な意味 (transzendentalogischer Sinn)」(3) の表明でなければならぬ。たとえ彼自身が「没価値性」と「価値関係」との間のこのような含意を明確に捉えていないとしても、社会科学の客観性はここに帰着する。これは我々の実践理性が要求する普遍的な価値関係だと理解しえよう。事実を叙述するか、或は規範の叙述を内容とするかで区別して、前者が没価値性の立場だなどと言つごとき皮相な解釈に留まっては

ならない。

では今日の包括的普遍的価値関係は何か。これを超越的論理的な次元から、現実的な自然的かつ社会的な次元にまで下して捉えるならば、我々はエコノステムをめぐる価値に到達する。今日の価値多元的社會を統合しうる包括的な価値を、我々はここに見ることができよう。それゆえ先述の「社会科学の史的動態論」と「エコノステムの価値関係」とを結合せよ(4)と云、経済政策の今日の最大課題にはかならず(4)。

(1) G.B. Vico, *Principi di una Scienza nuova d'intorno alla commune natura delle nazioni*, 1725; K. Löwith, „Mensch und Geschichte“, *Samtliche Schriften* Bd. 2, Stuttgart, 1963, S. 2, S. 360 ff.

(2) M. Weber, *Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1922, S. 214.

(3) J. Habermas, *Zur Logik der Sozialwissenschaften*, Suhrkamp, 1982, S. 106.

(4) この点については拙著『社会科学のための哲学』(行人社、一九八六年)の第二部「自然・人間・技術」を参照していただきたい。

人類資源と資源政策

本日の『報告要旨』にある私の「人類資源と資源政策」(四〇頁)は、冒頭から「……人生には初めがあり、終わりがある。Vという調子で始まっている。これには、当然のことを述べることによって私のコメントーター、慶応大学の深海博明教授を困らせてやろうという魂胆からではなく、むしろアントロピの話を今日はさせて戴きたいという願いから、その伏線を張る狙いが込められている。資源を理解する上で、経済過程を考え、経済活動を資源ならびに環境との全体的な関係のなかで把握しようとするとき、アントロピは避けて通れない概念なので、必要最小限の範囲内で知っておくべき事柄を、知るように心がけてきている積もりである。

学生には、水を事例として話を始める。まず家庭における水の用途を思い浮かべ、次に使用前と使用后とで何が変わったかを聞く。すると学生は、量的ではなくて質的变化だけが起きていることに、直ぐ気が付く。水は、汚れると役に立たなくなつて捨てられる。水を汚すだけで、水を消費するという。われわれは、水の『きれいな』を使っている。これは抽象概念であるから、水からこれを分離できないので、実際にはきれいな淡水を使い、何かの物質や熱(冷却用水の場合のように)で汚くなつたらこの汚水を捨てるしかない。

こうして人類は、世界中の家庭や工場で汚れた水を毎日捨ててい

石 光 亨

〈神戸大学〉

る。汚水は、やがて海に達し、今度は海面から蒸発した水蒸気が上空で集まって雲となり、風に吹かれて山上に雨を降らせ、川にきれいな水となって戻ってくる。このように陸と海と空を巡る壮大な水循環が、汚水を淡水にして戻してくれる。自然が営む海水淡水化機能のお陰で、生物が育ち、人間はひたすら汚すことから得られる利益を享受できている。水道局は、自然がきれいにした水を配っているに過ぎない。

人間が、主として水の『きれいな』という質を使い、今度は自然が汚水を淡水にして戻すという形でその質を蘇らせている。しかも、自然がこの水循環という仕事を営むために、地球へ届く太陽エネルギーの四分の一相当分が消費されている、と地球物理学者は言っている。今日の人類が一年間に燃やすあらゆる燃料、これが石炭にすると九〇億トンに相当すると推定されている。人類がほぼ四五億人、九〇億トンと言えば、一人二トンの石炭に相当する。

世界の老若男女一人一人にトラック一台分ずつ配れるだけの石炭だから、大変な量の燃料であることが十分に想像できる。この人類一年分の燃料と比べて、地球へ届く太陽エネルギーはそれの二万倍と全く比較にならないほど莫大である。水循環のためにこの四分の一を使っていると言ふことは、この壮大な自然劇のために自然は人

類五千年分のエネルギーを毎年燃やして遂行できるだけの仕事をしている計算になる。

科学技術の選択

水循環に莫大なエネルギーがかかっていることを知れば、ますます水をおろそかに出来なくなるだけでなく、科学技術というものについて考えさせられることが起こってくる。すなわち、われわれ日本人は科学技術を信じているし、戦後の経済発展も今日の輸出貿易の相当部分がこれに頼っている。事実、日本は世界でも有数の海水淡水化装置メーカーであって、中東辺りでもかなり実績を上げています。だからといって盲目的な技術万能に走り、水の浪費を黙認したり、まして奨励して良いということにはならない。何故ならば、海水から水をふんだんに得ようと思えば、装置を動かす燃料が多量に必要となるからである。このように水と燃料の間にトレード・オフ関係があるから、黒い飲めない原油があっても、きれいな飲める水のない産油国ならばともかく、水と交換するほど燃料に余裕のない日本では、間尺に合わない淡水化技術よりも節水に心がけるべきであろう。

今後のわれわれの生きかたとして、技術的に可能であるということと、その技術の採用の可否とを区別して考えることが非常に重要になってきていると思う。できるけれどもやらないという判断、採用しないという良識、これがますます重要な意義を持つ。ここで多少飛躍があるにもかかわらず、またソ連が事故を起こしたから言うのではなく、原子力にたいする良識として明確にしておきたいこと

光ある撤退を含む原子力発電の根本的再評価を急ぐ必要がある、と信じる。日本経済政策学会の場合を借りして、経済政策の一環としてのエネルギー政策、ないしは原子力政策という意味で、所見を述べさせて戴いた次第である。

何故、経済が資源と環境を騒がせるのか

『報告要旨』の四頁の真ん中あたりに、「経済は、新陳代謝をする生物と同様に、環境との間で物質とエネルギーとを盛大にやりとりする定常開放系である。」という一行がある。この定常開放系という物理学用語について、説明をしておきたいと思う。風呂桶に、蛇口を捻って注水する。やがて一杯になって、水があふれだす。風呂の水は、少しづつ入れ代わりながら、一定の水位を保っている。注水を止めても、満水状態を保っているが、それでは生物を育てる活力に欠ける。勢い良く注水を受けながら満水になっている風呂桶、これが定常系の状態である。次に、物質とエネルギーの両方を環境との間でやり取りするのが開放系、エネルギーだけをやり取りするのが閉鎖系である。ついでに、物質だけをやり取りする系は、存在しえない。エネルギーがなければ物質が移動できないからである。

また、物質もエネルギーもやり取りしない系は、孤立系と呼ばれている。論理的抽象概念としては存在するが、これも現実には存在しない。従って、実際には、開放系と閉鎖系だけが存在し、代表的事例として前者には人間を含む生物があり、後者には地球が挙げられる。経済も、環境との間で物質とエネルギーのやり取りをしなければ、系内の秩序が保てない開放系であり、また成長期にはやり取りが特

は、原子力が人類の将来を安心して託せるエネルギー源ではないということである。

何故ならば、われわれは開発するはずであった放射性廃棄物の処理技術を、「あと十年かければ出来る」と信じもし努力もしながら、原子力の平和利用と呼ばれた発電用原子炉開発を見切り発車し、発電所の方は一九七〇年代に実用化時代を迎えたのに、処理技術の方はいっこうに出来ていない。それどころかその気配もないまま、戦後四十年たっている。

テレビで「原子力が安い」というようなコマーシャルが時々流されているのに、お気付きであろうか。その理由の一つは、単純明解、処理技術が確立されていないからである。技術がないから、費用の計算のしようがないので、発電費用の原価計算から除外されている。だから安い。一方、放射能で汚れた廃物が増えつつあるが、当面はドラム缶にセメント詰めにして、技術ができた時にそれを本格的に処理する予定にしているのが現状である。その上まごまごしている古い原子炉が耐用年数を迎えるので、厄介な廃炉処理が必要となる。その技術体系も、未開発、未定のままである。

一般に、近代科学の最先端にあると思われる原子力発電は、実はトイレのないマンションと呼ばれる慢性便秘症を抱えているのである。この持病は意外に重症で、薬石の効が全く思わしくない、という事実をわれわれは知っておく必要がある。また知った上でもう一步進めて、ずるずるべつたり区切りを付ける意味で、例えば西暦二〇〇一年になっても処理技術が完成しない場合には、そしてもう一つ当初から予定されていた増殖炉が完成しない場合には、栄

に激しくなる定常開放系である。だからこそ経済は、その入り口に原料と燃料、すなわち物質とエネルギーの投入と、出口からは廃棄物の産出をしなくてはならない。投入物と同様に、廃棄物も物質とエネルギー、すなわち廃物と廃熱とからなる。

人類発生の当初からずっと、そして今も今後も離れることのできないのは、衣食住を賄う資源の問題である。そしてこれら資源は、水と火打ち石などに使った僅かな鉱物を除いて、すべてが生物か生物生産物、つまり有機物であった。生物生産物に依存する社会は、資源供給の上限を生物の成長速度で抑えられていたし、他方では寿命の尽きた植物と動物は勿論、人間社会から出る生ゴミ、粗大ゴミはすべて有機物であったが故に、これを微生物が腐敗・分解させ無機物に還元してしまうだけでなく、植物が無機物を植物・動物・微生物からなる生態系を流れる物質に再構築するので、分解されないので残存する廃物というものは、もともと自然界には存在しなかったのである。

ところが産業革命以降、人間社会の中にはイギリスを筆頭に鉱物資源採掘時代を迎えた国が徐々に出現し始めた。蒸気機関の発明によって、坑道に溜まる地下水の汲みだしが容易になり、これが地下資源採掘を促進したのである。石炭と、その熱で得られる蒸気を媒介として動力に変えて仕事をする蒸気機関、そして蒸気機関や機械となる鉄、この三者が互いに助けあって機械による人間の仕事の能力を大きくするようになった。

陸では蒸気機関車が、海では汽船が物資や旅客を大量に輸送できるようになり、不便な内陸奥地や海外の新大陸の開拓や入植が進み、

産業革命のおよぶ範囲を広げた。やがて石油を燃料とする内燃機関の発明は、自動車と航空機で象徴されるように、人間の仕事の能力をさらに大きくした。こうして人類の物的生産がますます大きくなるにつれて、経済が取り入れる原料と燃料も大きくなったことは言うまでもない。しかし、同時に廃棄する物質とエネルギーも大きくなった。その結果として、経済の入り口と出口とで、それぞれ資源問題と環境問題とを引き起こしているのである。

アフリカで餓死者が出るのは、何故か

人間と自然との関係で、先進地域における経済の属性が資源と環境に緊張をもたらす傾向があるのに対して、途上地域経済の属性は人口と食糧に緊張をもたらす傾向がある。本日会場でお配りしたプリント（拙稿「資源の現状と課題——食糧を考える——」、『現代社会の研究』No. 15 帝國書院、一九八六年四月）を使って、しばらく途上地域の経済について考えてみたい。

プリントの一番最後の四頁に、表4として、世界主要地域別穀物の一人当たり生産量と供給量というのがある。その後ろから二番目にある生産量の欄に、一人当たりしてアフリカが一〇〇キログラム、日本が一〇〇キログラムとある。注にあるように、『世界国勢図会』（一九八五年）にある一九八三年現在の推定値である。アフリカと日本だけが、他のどの大陸と比べても目立って少ないことが、この表から一目瞭然である。

アフリカでは、とりわけエチオピア辺りでは、日常茶飯事のように飢きんや餓死が新聞で報道されている。これに反して今日の日本にいれば、食べていける量であると言える。しかし、実際には日照りや洪水が起こったり、あるいは部族間対立や他の政治的、経済的、社会的混乱が絶えないので、食糧資源への接近とその配分が乱れる結果、各地で飢餓が繰り返されることになる。

途上国各地で今日起こっている飢きんは、本質的に経済的・政治的原因のせいである。そしてアフリカと日本とで、飢餓と飽食との差を付けている貿易をする能力に大差があるのもまた、主として経済的・政治的原因のせいであり、両者に重複する原因が多いといつて差し支えない。従って、一方では途上国を途上国たらしめている経済的・政治的原因の解明、克服、改善の努力を過小評価してはならないし、他方では貿易の効能を過大評価してはならない。貿易は、有無相通じる効果を上げることには間違いないが、同時に世界全体あるいは人類家族を意識すると、何処かを減らして何処かが増えるゼロ・サム・ゲームであって、決してプラス・アルファを貿易が生み出しているのではないからである。

食糧需要の量的増大と質的増大

人口が増えれば食糧需要が増える、という単純な量的増大関係とは別に、人口がほぼ一定でも需要が増えることがある。これが、食生活の変化に伴う質的増大現象である。例えば、お配りしたプリントの二頁左側中程で始まる段落にあるように、人口が二五%しか増えないのに食糧需要が倍増するという場合である。これは他でもない、日本で起こったことである。すなわち二頁右上の表1にあるように、これは一九六〇年と一九八〇年の間に起こった経済発展によ

では、飽食による肥満が気になりジョッキングが流行るほどだから、食糧自給率がどんなに低くても、日本を食糧不足国だと思っている人は、一人もいない。穀物生産量の乏しさで両国は大同小異であるにもかかわらず、一方は飢きんに苦しみ、他方は飽食に悩んでいる。この違いは、何に由来するのであるのか。

明白な要因は、貿易である。もちろん、アフリカも貿易によって不足する食糧を補っている。そのことは、同じ表の最後の欄、供給量とその前の生産量との差を計算すれば良い。すなわちアフリカの場合、生産量の四分の一にあたる三〇キログラムの輸入穀物を含めて、一人当たり穀物供給量が一五〇キログラムであると推定されている。一方、日本は、一人当たり生産量はアフリカと同じなのに、供給量は三三〇キログラムとなっている。両者の輸入量の差が、飢餓と飽食を分けている。

ここで、アフリカの年間一人当たり一五〇キログラムという穀物供給量には、たまたま意味深長な意義がある。すなわち、我が国で穀物を量った伝統的な尺貫法に石（こく）という容積単位があった。加賀の百万石というように、大名の禄高にある石と同じ単位である。われわれの祖先が生活の知恵から編み出した単位であって、お米一石は人間が一人、一年間食べていける量なのである。升（ます）を使わなくなったこともあって、メートル法に換算する場合は公米一石＝一五〇キログラムという換算率を使うことになっている。

今日のアフリカの一人当たり穀物供給量は、いわば江戸時代の日本の米一石にほぼ相当している。つまり、一汁一菜といった質素な食べ方をしていたら、そして輸送、貯蔵、分配などが順調に行われる所得向上がもたらした、食生活の質的変貌の結果に他ならない。この二十一年間に穀物の消費が減退した半面、動物性食品が伸びている。近年では動物用飼料として、とうもろこしやとうりゃんなど人間が食べられる穀物を与えるようになっていく。粗末な藁や牧草と區別して、これらせいぜい沢な餌を濃厚飼料というが、与えた濃厚飼料全体と得られる動物性食品全体を比べると、七カローリーの飼料が口に入る食品一カローリーになってしまう。逆に言うと、動物性食品を食べるといことは、その七倍に匹敵するカロリーを含む大量の飼料用穀物を間接的に食べていることになる。動物性食品は、高い。だから貧乏なときは食べられないが、所得が向上してくるにつれて食べられるようになるので、そのために飼料用穀物需要がぐっと増大するからである。

最初に見た表4で明らかのように、今日の世界の穀物生産量は一人当たり三五〇キログラム、これは米で二石以上だから優に二人分の食糧に匹敵する。人類が江戸時代なみの食生活をすれば、一人では到底食べ切れない食糧が確保されているのに不足する地域があるのは、主として昔のような菜食から脱して菜肉混食ないしは肉食と呼ぶべき食生活をする所得の高い人口が、世界的に増えつつあるからである。その結果、今日では人類が直接に食べる穀物と比べて、飼料として家畜に与える穀物の方がむしろ多くなっているのである。今日、ときに食糧不足地域が現れる程度に世界の食糧需給が均衡しているのは、見方によっては、人類の四～五人に一人が住む中国がまだ「貧乏」なせいである。やがて四つの近代化の成果が、所得を向上させることによって食生活の変化を招くようになると、僅か

な質的变化でも、十億を越す人口規模なのでたちまち莫大な飼料用穀物需要となって現われるからである。日本で、高度経済成長期に起こったことが、ソ連でもやや遅れて一九七〇年代に起こったし、同じことが中国でも起こるのは時間の問題であると言って差し支えない。

技術移転とは言うけれど

南北問題の緩和手段の一つとして、技術移転に期待が寄せられている。しかし、近代の科学技術は北半球の中緯度地域で発達したものであるだけに、中緯度地域同士の移転と比べて、これを南の低緯度地域へ移す場合、しばしば自然条件の違いから、あるいは社会経済的条件の違いから、必ずしも予期した成果を上げられないことが多い。それは、技術移転とは言うけれど、実は文化を移植するという問題であり、これがいかに難しい問題であるかは、「緑の革命」によって食糧自給を達成し得た国においてすら、それに対する賛否の評価が分かれていることによって証明されよう。

アフリカの穀物が乏しいのは、耕地面積が少ないからではない。むしろ単位面積当たり収量が少ないからであって、平たく言えば農業が遅れているからに他ならない。事実アフリカには、いまだに焼畑農業をやっている地域が広範に残っている。これは、安上がりな原始的農業であって、数年で地力を奪取してしまう不安定で望ましくない農法である。しかし、アフリカの自然に適した作物は何か、焼畑に代替すべき安上がりで簡単な農法は、何か、ということとは欧米生まれの近代科学技術にとって、実は未知の領域であってなかなか

本と技術が生きてくるのだから、技術を選び良くしていくのは、技術を提供することを期待されているわれわれの責任に他ならないのである。

今、何故エントロピーなのか

われわれは、たまたま人類にとって未曾有の物質的生産力の絶頂期に生まれ合わせた世代である。産業革命以来宮々として築き上げられてきた、科学技術発展の成果を享受できる幸運な世代である、と常識的には言うべきであろう。

さて、今日の高い生活水準を支えている先進国経済の生産過程の原動力は、経済が環境から取り入れて環境へ捨てているエントロピーの流れである。たとえば、洗濯機の機能は、衣類の汚れを水に洗い流すことであり、その洗浄過程の原動力は、汚れを価値のある淡水（低エントロピー）に吸い取らせ、これを無価値な汚水（高エントロピー）にして捨てることである。そしてこの両者間の質的な差異を認識させる見方が、熱力学第二法則というエントロピー概念だったのである。

衣食住の生活資料のすべてを植物に依存していた江戸時代には、各藩とも盗伐には打ち首に処したほど懸命に治山治水を実践していた。木材が原料であり燃料であったこの植物文明下の経済は、乱伐が国土荒廃を招くことを経験的に認識していたし、鎖国のために貿易もできなかったもので、樹木の成長という自然の制約を越えて発展することは不可能だったのである。

地下資源採掘時代に入ってから、資本と技術が整いさえすれば、

か答えられないのである。

農業の近代化といえば、大掛かりな施設や工場をとまなう灌がい用水、化学肥料、農薬、および農業機械を使用し、さらにそれらを生産し、運転するために大量の原料と燃料の豊富な供給を前提とする、地下資源に依存する先進国文化型技術しか知らない。人類を飢餓から解放しようという崇高な目的を掲げ、熱帯気候に耐える多収種改良品種作物の種子とともに、近代科学技術を途上国に「移転」した「緑の革命」は、貧富の差をいっそう激化させるという社会的悪影響をも一緒に途上国にもたらした。これが、その評価を二分させる理由である。

アメリカの「緑の革命」と比べて、日本の経済援助はインドネシアのアサハン開発計画、日比友好道路、タイの臨海工業地域開発などの個別的な企業主導型プロジェクトが目立つ。政府開発援助の総額（一九八四年に四三・二億ドル）は、GNPの1%という目標からはほど遠いが、それでも日本はアメリカに次ぐ世界第二の援助国となった。援助額が大きくなってきただけに、向こうの立場を配慮して、借款よりもっと贈与を、産業よりもっとソフトな教育や保健分野を、そして向こうの諸条件を考慮に入れた技術の選択と改善を重視する必要があるだろう。

誰が、何のために、どんな技術を選び良くしていくのか。何よりもまず、経済援助は向こうの上層ではなくて一般の人びとの生活の向上に役立つものでなくてはならないし、その地域社会の最大の資源、たとえば労働力の活用を計るものでなければ、地域の経済発展は実現しない。向こうの地域発展に寄与して初めて、移転した資本が日本を含む世界各国で見られた。

一九六〇年代の後半に、都市地域の大气や水質の汚染が経済成長の反動として顕在化したし、一九七〇年代に入ると『成長の限界』（七二年）が出版され、国連人間環境会議（七二年）がストックホルムで開催されるなど、先進国経済が地球規模で環境に悪影響を及ぼしつつあることにとり気が始まったのである。そして、資源の豊富低廉な供給の永続が錯覚であることを思い知らされたのが二度（七三年と七九年）の石油ショックであった。

地下資源採掘時代になっても、無限に成長拡大を続けようとする経済にたいして、これにストップをかける自然の制約は何重にも用意されていたのである。すなわち、天然資源埋蔵量の有限性と、水循環が果たしている地球排熱機能の有限性と、二大制約である。前者はいろいろな天然資源の枯渇を招くし、後者には地域的な硫酸化合物や窒素酸化合物の問題から、もっと国際化した酸性雨問題、さらに地球規模化しつつある炭酸ガス問題が含まれている。

これらは主として化石燃料の燃焼による物エントロピーに、おそらく由来しているのだろう。ことに炭酸ガス問題は、いわゆる温室効果を通じて大気の上昇、極地氷山の溶解、海面水位の上昇、はては気候変化などその影響は遠く広く後の世代に及ぶことが考えられる。

これらの諸問題は、すでに顕在化している。しかし、植物文明下

における森林の乱伐、つまり成長量を上回る伐採量が、土壌侵食を招き、表土が流出して不毛な母岩だらけとなる一方、下流では洪水が氾濫して家屋や田畑が土砂に埋もれて国土が荒廃するという因果関係はともかく、明快な適正伐採量にあたる最大燃焼許容量を、化石燃料について今のところ定量的に明示されていないのが残念である。しかし、上述の因果関係は定性的には正しいし、地球の排熱容量と、環境の物エントロピー吸収容量とがともに有限であり、それらの上限に急速に近づきつつあることもまた確かなのである。

発展途上地域には人類の七〇%が住んでいるのに、世界のエネルギー消費量の一六%しか使っていない。一人当たり消費量にすると、途上地域の一年分を先進地域が一カ月で使ってしまう計算になり、その間の較差は歴然としている。この途上地域の潜在需要を考えれば、世界の需要はまだ当分増大が続くものと考えなくてはならない。さもないと、途上国でも最大の資源である人間資源にとって、肝心の教育による資質の向上すら覚束なくなってしまう。

従って、盗伐には打ち首で処した治山治水の現代版は、大気汚染の悪化と生態系への悪影響を防止するために、先進地域における化石燃料および核燃料のこれ以上の燃焼増大を自制心を動かして抑制する、という「治熱治気」の実践ということになる。

このように見てくると、淡水と汚水、燃料と廃熱、などとの間の質的差異を認識させたエントロピー概念は、裏返すと淡水をもたらず水循環、化石燃料や核燃料をもたらず地球化学的循環、そして食糧、飼料、衣料などをもたらず生態学的循環こそが天然資源である

ことを明快にさせる。

むすび

言うまでもなく、人間あつての天然資源なのであるから、これは人間本位の概念である。そして、ここが大切な点であるが、有用な天然資源は、人間が使っても使わなくても、無用のエントロピーに終わる。たとえば黒四ダムがあってもなくても、北アルプスに降った雨の一部が黒部川の水流となって、熱エントロピーに変質した位置エネルギーを吸収しながら、日本海に注ぎ続けるのである。

そして、天然資源の生成ないし機能は、自然の営為とされている地球科学的な諸循環に由来している。「報告要旨」五頁の最後の段落で述べたように、これらがわれわれに有用な物質とエネルギーの流れを約束もし、また制約している点を忘れてはならない。人間社会は、その経済活動をこの流れに適応させ、流れを持続させるための保全、とりわけ最も基本的な有機物の農地還元によって耕地土壌の地力維持と向上を計り、また乱伐や乱獲の禁止はいうまでもなく、もっと積極的な生産力の維持と向上を計る森林と漁場の資源管理の充実に努めるといふ条件付きで、初めて人間社会の存続が保証できることが分かる。

コメント

深 海 博 明

〈慶応義塾大学〉

まず石光教授の報告では、経済学と経済政策学に対する根本的な問題提起がなされており、確立されたかと思われる理論体系や分析方法に基づき、当面の問題解決にのみ集中しがちな一般の潮流に対して、大きな再検討や反省を迫っており、その点では、有意義なかつ高く評価されるべきものであろう。学会全体としても、こうした問題提起を真正面から受けとめて、今後は、真剣に論議を重ねていく

ことが、不可欠ではなからうか。しかし反面、評者の知識や理解の不足によるところが大であろうが、次のような重大な疑問や問題が、なお残されているように痛感されるので、あえてそれらを指摘してみたい。

第一に、エントロピーの増大ないし質的悪化が、本当に完全に不可逆的な過程なのかどうか、地球や人類にとって、現在だけだけ差し迫った問題であり、今後どれだけの時間的範囲で重大化するのかについての、正確な事実認識や評価・把握が、なされていく必要性があるのではなからうか。

具体的に、地球は全くの閉鎖系ではなくて、太陽エネルギーが定期的に新たに投入され、さらに、水の循環によって熱エントロピーが大気圏外に捨てられる開放系である。従って、人類が、こうした循環や生態系にできるだけ適応した形で、経済や生活を運営してい

けば、具体的にエントロピーの増大をどれだけ抑え、どれだけの間、成長や生存を確保できるかを明確化していかなばならない。

逆にエントロピー面からみて、どれだけ問題は差し迫っているのか、地球のエントロピー増大に対する余力はどれだけあるのか、さらにエントロピー増大を左右する決定因は何なのかを、具体的に明示していかなば、単なる問題提起に終わってしまうであろう。

第二に、もしエントロピーの増大なり質的悪化が重大化しているのであれば、経済学の体系なり分析方法を、具体的にどう改変し新たに展開していけばよいのであろうか。

こうした先駆的問題提起者であるジョージエスクリーゲン (G. Georgescu-Roegen) は、古典力学を基礎に、量的関係の分析にのみ重点をおいてきた経済学を、熱力学の第二法則であるエントロピー増大の法則を根本にすえ、質的変化を重視する分析体系に改革していかなばならないとして、新しい生物経済学 (bioeconomics) の確立を示唆している。しかしこの生物経済学は、現在までのところ、既存の経済学に対置ないし代替できるような体系や内容をもつものとはなっていない。報告者は、従来からなされてきた単なる問題提起をこえて、具体的に、どのような新しい経済学の体系や分析内容を考えられているのであろうか。現在は、こうした問題の実質的な

論議や内容のつめを行っていくべき段階にあるのではなからうか。

第三に、現在の経済体制や経済運営の方法・メカニズムによって、エントロピーの増大を抑制することができないことを指摘されているが、それでは現実的にどんな体制や方法・メカニズムによるべきかを、前向き・積極的に報告者は考究していくべきであろう。この点の一層の考察が、経済政策学会にとっても、重要な課題の一つであろう。

第四に、報告で具体的にふれられた食糧において、食糧需要の量的増大だけでなく質的増大の重要性を指摘されており、その点は全く同感であるが、需要・消費が無限に増大していくのではなくて、食糧の場合、生理的最適水準の設定が可能であり、それをどう評価判断するのにかよって、大きく問題所在が変化する可能性を強調しておきたい。

現在欧米先進国では、摂取熱量は生理的最適水準を二〜三割こえており、P(蛋白質)・F(脂質)・C(炭水化物)比率といった栄養バランスからみても、FをとりすぎCの不足といった形で適正比率が達成されていず、飽食・アンバランスに陥っている。これに対して、最近やや欧米型への変化がみられつつあるとはいえ、日本の食生活だけがユニークで、その両面からみて、ほぼ生理的最適水準を維持している点が注目されている。

もしこうした食生活の生理的最適水準が、世界的に確立され、その達成を目指していくとすれば、需要の増大には、大きな歯止め・上限が設定され、問題解決への新たな方向や手段を見出すことができるのではなからうか。

総括

今回の東條・石光両氏の報告もふくめこれまでの専門部会報告の全般にわたって一つの総括を与えてみたい。

三年前に始まったこの専門部会は共通の研究テーマに「経済政策基盤の変化と経済政策学の新展開」を掲げている。これは経済政策の現実と理論の今日の大きな変化に注目してのことであろうが、それを捉える基本の視角として政策実践の基本構成に注意するのにも有益だろう。

いま最も一般的に見るならば、すべて政策活動は一定の政策主体が一定の政策客体にたいして行う目的意識的な干渉活動といえる。ところで従来の経済政策論においては、総じて主体は国家、目的は経済効率、客体は経済過程と前提され、そうした枠組みのなかで経済理論を適用して手段(施策)体系の分析を事とするのが一般だった。つまり、政策主体はそれ自身が問われることは皆無に近く、政策目的についても方法的・形式的な議論を別とすれば実質的な立ち入った研究は例外に属し、政策客体も経済過程に限られるのが普通だった。これは適用される経済理論の性質からきたことでもあるが、いずれにしても経済政策論の主流は、こうして、いわば主体論と目的論のない経済経過政策論となった。ところが最近の経済政策論では、従来の政策論の前提そのものが問われているが目立つ。

このように、資源問題の考察において、供給面だけでなく、需要・消費面にも、もっと着目していくべきであろう。

また、先進国技術の発展途上国への導入の問題点を、報告では重視されていたが、「適正技術論(appropriate technology)」の研究がすでに盛んに行われ、そうした問題究明が進んでいる点も指摘しておきたい。

最後に、石光教授は、究極的には、報告タイトルでもある人類資源を何よりも重視されている。人類の英知なり対応・調整能力をどのように活用し、真の問題解決を図っていったらよいのかについての今後の具体的展開を、とくに期待したい。

野尻武敏

〈神戸大学〉

(1) まず政策主体である。これについては、①選挙の過程や議会の決定や官僚の行動等に経済学的な照明を与える公共選択の理論と②政策意思の形成や決定をも大きく左右する利益諸団体の社会・政治力学を採る多元社会論の研究の進展が著しいが、③地域化と国際化の進む今日、地方自治体や国際的な諸組織の、あるいはそれらとの関連においての一国の、経済政策意思の形成を問ういわば空間的主体論の展開も期待される。

(2) 政策目的にかんしては、①経済効率だけではなしに効率と公正の角度からの議論は一部に以前からあったが、最近ではことに②いわゆる「モノばなれ」のなかで各種のサービス価値が注目をよび、それとともに③経済だけではなくて経済関連の人間の福祉、あるいは人間生活全体のなかでの経済的価値の再検討が前面に出てきている。

(3) 政策客体に関連しては、経済過程だけでなく、①産業ないし経済の構造や②経済体制そのものへの政策の議論が増し、ことに最近では③経済基盤むけの政策論が著しく増大してきている。そして、経済体制も法制度にかかわってすでにそうであるが、経済基盤となると議論は大きく経済外の諸領域に入りこむことになる。経済基盤は、経済の土台となって現実の経済を規定するが、厳格には経済外

の諸要因よりなるものだからである。これは大別してさらに三様のものに区分できる。①自然的基盤(自然環境、自然資源等)、②人的基盤(人口の量と質、人々の価値観等)、③文化的基盤(技術、教育、国際関係等)である。

ところで、近時、経済政策論においてこれらの論議が起り拡がってきたのは現実の経済政策と政策意識に生じてきた根本的な変化を映すものであろうが、この転換が一段と進みはじめた時代として一九七〇年代が記憶されてよいだろう。そして、こうした動きに対応しようとするならば、経済政策論は狭義の経済理論だけではまったく不十分となることは明白である。学際的・総合的な接近の要請が高まってきたゆえんである。

当専門部会の意図してきたところも、こうした多方面にわたる大きな変化を総合的に捕捉し政策論の新しい展開とその方位を見定めることにはなかつたのではなからうか。これまで六回の集りでの計二本の報告はきわめて多岐にわたるが、一、二を別にすれば、いずれも直接・間接に、先に類別した今日の諸問題のどれかにかかわっているように思われる。

今回の二報告のうち、東條報告は、先の類別によれば②の③、つまり経済政策目的の全生活的・思想的な再検討に、石光報告は、③の③の④の自然的経済基盤むけの政策論に関連する。そして、報告テーマはまったく異なるにもかかわらず、両者に共通するところが少なくとも二つある。第一に、いずれも全人的あるいは地球的全包括的視野に立った議論であること、第二に、どちらも経済的合理性(経済効率)の追求が全体的な非合理性を深めひたすら経済の

△自由論題▽

三陸鉄道経営の分析・評価

国鉄の分割・民営化が現実の課題となるなかで、特定地方交通線の第三セクター化が全国各地で実施されてきた。なかでも最初のケースとなった三陸鉄道株式会社の設立とその運営は、今後この種の第三セクターのあり方に多くの影響を与えるものと思われる。

そこでこの小論では、開業二年を経過した三陸鉄道を考察し、その問題点の整理と対策を検討する。

一 沿 革

昭和五十九年四月一日営業運転を開始した三陸鉄道は、北リアス線(宮古―久慈)、南リアス線(盛岡―釜石)の両線を営業区間とする第三セクターである。これらの区間は、陸中海岸国立公園に指定されている三陸沿岸に位置している。この優れた景観は自然の美しさを象徴するものではあるが、他方その複雑な地形をなす三陸海岸を縦貫する三陸縦貫鉄道の敷設は、明治二十九年の三陸大津波以来、沿岸住民や岩手県民の悲願として続いていた。

大正十一年鉄道敷設法の制定以来、予定として組み込まれた三陸縦貫鉄道の実現は遅々たるものがあつたが、漸く昭和四十五年三月

拡大を追う経済主義が今や挫折を余儀なくされてきている点を強調していることである。近代を特徴づけてきたのがアトミズムとエコノミズムだとすれば、両報告ともに近代の終焉を明らかにしているともいえそうである。いずれにしても、経済政策学会でもこうした研究が位置をもちはじめたことに注目したい。

藤 枝 省 人

〈慶応義塾大学〉

に国鉄盛線の盛―綾里間が、四十七年二月に宮古線の宮古―田老間が、さらに四十八年七月に盛線の綾里―吉浜間が、また五十年七月には久慈線の久慈―普代間が、それぞれ開通した。しかし、五十四年十二月日本政府は「日本国有鉄道の再建について」と題する一連の対策を発表した。それによって明らかにされた地方交通線対策にそつて、三陸縦貫鉄道構想は凍結され、その継続工事は中止された。さらに五十六年六月国鉄再建法の施行にともない、五十八年度末までに第一次特定地方交通線が廃止されることになり、そのなかに久慈線、宮古線、盛線が含まれた。

岩手県及び関係市町村は協議の結果、第三セクターによる当該路線の運営を図ることを決め、同時に日本政府はその条件のもとで工事を再開し、五十八年末に漸く未開通区間の工事を完成させることが出来た。ここに三陸鉄道の事実上の工事は完了した。この間過去に同工事に投入された公的資金は五百七十六億円に達した(表参照)。

第三セクター「三陸鉄道株式会社」は、これより先五十六年十一月設立された。同社の授権資本は十億円、設立時の払込資本は三億円であった。出資比率は岩手県四八%、関係市町村二七・三%、そ

三陸鉄道工事費の概要

(1) 全体				
(単位: 100 百万円)				
区 間	総工事費	55年度まで	56~58年度	
久慈線 (宮古・久慈) 盛線 (盛・釜石)	57,685	49,885	7,800	
(2) 北リアス線				
区 分	区 間	総工事費	55年度まで	56~58年度
免許申請線	田老・普代	26,105	23,054	3,051
既開業線区	宮古・田老 久慈・普代	3,792 8,601	3,422 7,868	370 733
	小 計	12,393	11,290	1,103
合 計		38,498	34,344	4,154
(3) 南リアス線				
区 分	区 間	総工事費	55年度まで	56~58年度
免許申請線	吉浜・釜石	13,190	10,141	3,049
既開業線区	盛・吉 浜	5,997	5,400	597
合 計		19,187	15,541	3,646

(注) 資料: 岩手県交通対策室

の他団体二四・七%である。

二 三陸鉄道の経営管理

同社は国鉄再建法にもとづいて、特定地方交通線転換交付金を支給されている。久慈線、宮古線、盛線の廃止にともない、国鉄から一キロメートル当り三千万円、総額十八億九百万円(約六十キロメートル)の転換交付金が交付された。これは定期運賃差額交付金

ここに計上されている資産は三陸鉄道が営業を開始して以来、独自で調達した資金をもとに購入したものであり、その意味で同社の実質的な資産総額ではないことを注意しておきたい。

三 便益・費用分析

三陸鉄道の貸借対照表に計上された総資産以外に、同社の鉄道関連施設に投入された投資累計額は五百九十一億三千四百万円に達する。このうち鉄道施設工事額五百七十六億八千五百万円は、国鉄及び日本鉄建公団から無償で借受け、あるいは譲受けたものである。残りの十四億四千九百万円は初期投資交付金と新線補助金である。後者は三陸鉄道に対する国庫補助金に該当するから、同社の貸借対照表には圧縮記載されている。

三陸鉄道に対する便益・費用分析を試みる場合は、この投資累計額を対象としなければならない。

さて、三陸鉄道の開業によって発生すると考えられる便益項目を、ここでは以下のように限定する。

- ① 三陸鉄道開業にともなう目的地への時間短縮に対する自発的支払総額
 - ② 三陸鉄道運営がもたらす附加価値総額
 - ③ 三陸鉄道沿線地域の所得増加
 - ④ 三陸鉄道と競合する私営バスの所得の減少
- 以上の諸項のうち、①②は直接便益、③は間接便益と考えられる。
- ① 時間短縮のメリット
- 三陸鉄道開業によって地元民が享受する時間便益を調査するため、

(五千百万円)、初期投資交付金(九億七千七百万円)、転換促進関連事業交付金(七億八千万円)から成っている。

このほか新線(北リアス線田老・普代間三十二・二キロ、南リアス線吉浜・釜石間十五キロ)の開業に必要な諸費用として、一キロ当り一千万円、合計四億七千二百百万円の地方鉄道新線補助金が日本政府から交付された。また、転換後の運営費補助として、国鉄三線の廃止にともなう代替輸送の実施によって発生し、あるいは増加した欠損について、その半額を転換後五年間日本政府から補助されることになっている。

これらの補助資金に資本金三億円を加えて設立された三陸鉄道は、開業後二年間は幸いにして黒字を計上した。その内容をみると、初年度(五十九年度)の乗客数は二百七十八万人、六十年度は二百六十六万人と徐々に減少してきている。しかし、旅客別にみると非定期客が対前年比一〇・六%減少しており、なかでも団体客が二〇%以上の減少となっている。これは開業ブームが終ったことを物語るものである。一方、定期客は対前年比一〇・三%と増加してきている。収入面は初年度七億一千五百万円、翌年度七億四百万円、純利益は二千六百万円、二千百万円を計上した。このように二年続いて黒字を計上した原因は、人件費増加を切りつめた以上に、修繕費その他経費の削減が実現出来たことにある。

同社の営業経費は極度に縮小されていることも注目される。そのうち固定資産は一億五千七百万円である。しかしながら、これらの資産には前述の転換交付金、初期投資交付金等は含まれていない。

乗客に対するアンケート調査を実施した。有効サンプル数は四百。その結果、短縮時間に対する自発的支払額の平均は、一回の乗車当り三百九十六円(通勤客六百六十二円、通学客二百三十六円、非定期地元客六百二十二円)であった。これを基に年間時間便益総額は八億五千四百万円と推定された。

② 三陸鉄道営業の六十年間の附加価値(償却前利益+人件費)は三億八百万円であった。

③ 三陸鉄道開通による間接的な効果として、沿線住民の所得増加は、開業初年度において約四十億円と推定された。

一方、④代替交通機関としての私営バス(岩手県北自動車、岩手県交通)の所得の減少額は、初年度一億三千五百万円であった。

以上の諸項目から、三陸鉄道開通による直接、間接に発生した純便益は五〇億三千百万円と推計された。

もとより、これですべての便益が含まれていると考えることは出来ない。その主な理由は間接的便益の範囲をどのように考えるかに依存するからである。しかし、ここで考慮した項目は当然含まれる。次に三陸鉄道の社会的割引率を計算すると、八・四%となる。直接的便益のみを取り上げると一・七%になる。

社会的割引率八・四%は過大評価になっている面があることに注意しておきたい。すなわち、過去に投入されてきた公的資金を最近時点に再評価する必要があるからである。

四 課題と対策

三陸鉄道はその性格上、二面性を有している。一つは私企業とし

ての利益性であり、他の一つは公的企業としての公共性である。運行開始二年目までは、どうか利益性は確保されてきた。一方の公共性として、沿線住民の交通の利便性を確保していることも、便益費用分析で明らかになっている。

その意味では、三陸鉄道の第三セクターとしての運営は、その効果を積極的に評価することが出来る。しかしながら、三陸鉄道が今後かかる問題は、決して少なくないと考えられる。以下それらの主なものを取り上げ、対策を考えてみる。

① 三陸鉄道の有形資産の大部分が無償で借受けるか、圧縮記帳されている。したがって、これらの実物資産は減価償却の対照になっていない。その主な例は車両(十九両)である。これらは三両以外は減価償却の対象になっていない。このことは、純利益が過大評価になっていることを物語っている。これらの資産が将来取替えを必要とする場合には、転換交付金のなかの転換促進関連事業交付金を当てることになっており、対策的には整備されているが、経営者の自己責任原則からは問題の残るところであろう。

② 乗客の増加

開業ブーム後地元固定客数はわずかではあるが、徐々に増加してきている。しかしその傾向が継続的にみられるか否かは、必ずしも明らかではない。一般的には、三陸鉄道沿線の人口増加対策が基本的に採られなければ、固定客数の増加は望めないであろう。その意味で、地域開発対策の確立が必要であろう。

③ 宮古―釜石(国鉄山田線)の併合

現在三陸鉄道では、国鉄山田線の宮古―釜石間を国鉄から譲渡し

てもらおうべく交渉中である。その理由は、南リアス線間が分断されており、経営上問題とされる点も少なくないからである。もしこの部分が譲渡されると、久慈―盛岡が一貫化され、営業上の効率や、乗客へのサービスも格段に向上すると予想される。しかし、他方路線の維持、補修、駅舎の無人化対策経費負担の増加も見込まれる。

④ 住民参加と経費の効率化

地元住民の三陸鉄道に対する参加意識は、さまざまな面であらわされてきている。例えば、クリンデーを設け、各市町村民が自発的に地元駅の清掃を行なっている。また、中間の主要な駅舎では、地元民が自主的に駅機能の維持に協力している。しかし、「マイルール」意識を拡大する対策をより強力で推進することが必要であろう。そのなかには、三陸鉄道沿岸の地域開発の具体的措置も含まれる。幸いにして三陸鉄道首脳陣も、沿線開発に積極的姿勢を示している。岩手県、地元自治体、経営者、地元住民の三陸鉄道の維持、発展に対する意欲と協力は、今後の第三セクターのあり方に大きな影響を与えるものと思われる。

参考文献

〔1〕 藤枝省人「三陸鉄道株式会社(A)、(B) 慶応大学ビジネス・スクール、昭和六十一年五月。

〔2〕 中原良一「開業した三陸鉄道」、『ESP』一九八四年八月。

(付記)

本報告に対し、慶応大学加藤寛教授、中央大学丸尾直美教授から貴重なコメントを頂いた。感謝申し上げます。

医療保険と医療需給量の抑制

——医療保険の給付率の引き下げに対する評価に関して——

一 はじめに

昭和五九年十月より医療保険の給付率が引き下げられた。このことをどのように評価したらよいか。その是非の判断が要請される。本報告は、そのような是非の判断に関して一つの評価をくだすことを避けて、その是非の判断を行うために必要とされる視点を整理することを目的としている。

二 一般財貨・サービスの最終的消費水準の決定

一般財貨・サービスの最終的消費水準の決定は供給・需要関数に基づいて行われる。経済学はこのようにして決定された消費水準を効率的なもののみならず、

一般財貨・サービスの最終的消費水準の決定を各経済主体の供給・需要関数に基づかせることは、各経済主体に対して次のようなことを求めることである。

生産者に対しては、生産・供給に際して生産費用制約条件を意識することを求めている。そのことは、生産者に無駄をなくすことを、同時に節約を追求することを、加えて、生産技術の開発・革新を求

めるものである。

消費者に対しては、消費・需要に際して所得制約条件を意識することを求めている。そのことは、消費者に所得制約内でおさまる消費水準の決定を求めるものである。このことは、自分で負担しないで他人の負担となるような需要量を形成することを否定するものである。だから、その意味での過大需要量の形成は発生しない。

以上に示したように、最終的消費水準の決定を経済主体の供給・需要関数に基づかせることは、一方では無駄をなくし、節約・技術革新を促進することにつながり、他方では過大需要量の形成を抑制することにつながる。それが筆者の考える効率的であることの意味である。

三 医療サービスの最終的消費水準の決定

(1) 医療サービスの問題を考える場合に留意すべき諸点

医療サービスの最終的消費水準の決定に際しても一般財貨・サービスの場合と同様な方法を採用すべきなのか。それとも、異なった方法を採用すべきなのか。

それに答えるためには、診療という医療サービスの特性に目を向

牛 丸 聡

〈青山学院大学〉

けなければならぬ。その特性を考察しようとする場合、次に示す諸点を明らかにしなければならぬ。

① 人は診療という医療サービスの消費を通して究極的に何を求めているのか。

② 患者はその何かを求めて医療サービスを必要とするが、そのことと患者のおかれた所得状態との関連をどのように考えるか。

③ 患者にも医師と同程度の知識・能力が与えられているか。もし与えられていないとするならば、その場合にはどうするか。

④ 実際に傷病に罹るか否か、もし罹った場合にどのくらいの診療費用を必要とするか等々の不確実性が存在している。さて、このような不確実性に対してはどのように対応するか。

(2) 健康体への回復(①に対する答え)

人が医療サービスの消費を通して究極的に求めているものは健康ということであり、換言するならば、生命ということにもなり、極めて特殊・尊厳なものである。

(3) 低所得者の生命・健康の保障と医療サービス(②に対する答え)

最終的消費水準の決定を各個人の需要関数に基づかせることは、その費用負担のあり方をそれぞれの個人に帰着させることである。しかし、もし低所得者の生命・健康をその所得に関係なく保障しようとするならば、その費用は当該個人以外の人から徴収されなければならない。したがって、その財源を調達するためには、中高所得

階層から罹患の低所得階層にむけて所得を再分配しなければならぬ。

(4) 医師と患者との間の医学上の知識・能力の非対称性と医療サービス(③に対する答え)

医療サービスの特性としてよく指摘されるように、医師と患者との間には傷病・診療に関して知識・能力の非対称性が存在している。

そのため、各個人によって選択される主観的な医療サービスの消費水準が医学上最適である水準と一致する保障はない。前者が後者よりも小さくなる場合に、患者に医学上最適な水準の医療サービスを消費させるためには二つの方が考えられる。

第一の方面に関して述べよう。もし何らかの所得再分配を導入することによって診療を受ける際の自己負担分を減少させることができるならば、各個人はそのような費用に比して医師による診療がもたらす効用を大きなものと考えようになるだろう。そうすれば、早期発見・治療が行われる。

次に、第二の方面に関して述べよう。それは、医療サービスに関する最終的消費水準の決定を医師に行わせることである。だが、もし最終的消費水準の決定を供給関数に基づかせることならば、つねに費用制約条件の範囲内で選択を行うことを求めることになる。もし医師としてもっている医学上の知識・能力を生かしながら、同時に医学上の知識・能力を十分にもたない患者の生命・健康のことを考慮して、患者にとって医学上最適な医療サービスの供給水準を決定しようとするならば、費用制約条件はある程度緩和される必要

がある。所得再分配を導入するならば、医師は費用制約条件をあまり気にかけずに、患者にとって医学上最適な医療サービスを供給することができる。

(5) 不確実性と医療サービス(④に対する答え)

医療に関する不確実性の減少はおそらくどのような個人にとっても望ましいだろうが、どの程度の不確実性を減少させるかということに関しては人それぞれ嗜好を異にしている。もし保障に対する需要、もっと限定して言うならば、医療に関する不確実性の減少に対する需要というものを本稿で述べた視点から考えようとするならば、人は自らの嗜好(効用関数)と自分のおかれた所得制約条件に応じて減少させようとする不確実性の程度を選択するだろう。それが医療に関する不確実性の減少に対する需要関数ということになる。もしそのような不確実性の減少の程度を各個人の嗜好やおかれた所得状態に完全に委ねておくことがよいとするならば、各個人の自由な選択に任せ、一切介入する必要は生じない。しかし、もしこれまで述べてきた(2)(3)(4)の内容と同じ視点から考えて、医療サービスをを通して保障される各個人の生命・健康という事柄、程度差があるにしても、それが必ずしも所得に制限されてはならないということ、加えて、医学上最適な医療サービスが保障される方が実行される必要があるということなどを総合するならば、医療に関する不確実性の減少の程度についても必ずしも各個人の嗜好やおかれた所得状態に完全に委ねるのではなく、ある程度介入をして、強制的に所得再分配させることによって当該不確実性を減少させる必要が

ある。

四 医療保険制度

医療保険制度は以下に示す二つの所得再分配機能を果たしている。

① 中高所得階層から診療を必要とする低所得階層への所得再分配

② 同一所得階層内の傷病に罹らなかった個人から罹った個人への所得再分配

しかれば、医療保険制度がこのような所得再分配機能を果たしていることの意味は何か。

もし医療サービスの最終的消費水準を二で述べたような各経済主体の供給・需要関数に基づかせるとするならば問題が生じてくる。それを防ぐためには、三で言及したような所得再分配制度が必要となってくる。医療保険制度はそのような所得再分配を行っている。したがって、医療保険制度とは各経済主体の供給・需要関数だけに基づかせておくだけでは達成されない事柄、すなわち、低所得者に対する生命・健康の保障、各個人に対する医学上最適な水準の医療サービスの保障、医療に関する不確実性の減少などを保障することを目的としている。

五 医療保険の改正(給付率の引き下げ)の

評価について

我が国の医療保険のうち被用者保険(本人)の療養給付率は現在九割となっている。九割に引き下げられたのは昭和五十九年十月のこ

とであり、それまでは、定額の初診料という自己負担があったものの、十割給付であった。昭和五九年十月から九割へ引き下げられた給付率はさらに今後国会の承認を得て八割へ引き下げられることになっている。

さて、このような給付率の引き下げをどのように評価したらよいのか。

これまでに述べてきたように、医療保険制度は前記したような目的を達成するために、医療サービスに関する最終的消費水準の決定を各経済主体の供給・需要関数に基づかせることを部分的に否定し、それに代わって所得再分配を行うところにその機能があらった。そこに、医療保険制度の果たす貢献と問題点がある。

最終的消費水準の決定に関して各経済主体の需要・供給関数に基づかせることを部分的に否定することは二で述べたような意味の効率性を部分的に放棄するものである。しかし、それによって、前述したような目的が達成されている。

医療保険制度はプラスの効果を増大させる機能とマイナスの効果を増加させる機能を兼備している。我々としては医療保険制度が両方の効果を兼ね備えた制度であるという点を認識しなければならぬ。それでは、両方を斟酌して、何割の給付率が妥当なのか。本報告では、そのあたりの線引きに関する明確な判断は避け、ただそうした問題点を考えるための視点を整理することだけに専念した。

六 むすびに代えて

我が国の医療保険制度のうち被用者保険(本人)の療養給付率は

* 本稿は、日本経済政策学会第四三回大会(於関西学院大学、一九八六年五月)で報告した内容の要旨である。本稿は、以前に書いた拙稿(1)(2)(3)(4)の内容を基礎にして、表題の事柄に関して改めてまとめたものである。

当日の報告に対して、討論者を引き受けてくださった藤野志朗教授(中央大学)をはじめとして、コメントをくださった方々に対して、感謝の意を表したい。それらのコメントに関しては今後の課題とさせていただきます。

昭和五九年十月よりそれまでの十割から九割へ引き下げられた。さらに、今後国会の承認を得て八割へ引き下げられることになっている。

このような医療保険の給付率の引き下げはどのように評価される必要があるのか。

本報告はそれに対する単一の是非の判断をくだすことを避け、その是非の判断のために必要とされる視点を整理した。

医療サービスの最終的消費水準の決定を必ずしも各経済主体の供給・需要関数に基づかせないで医療保険制度の存在によって異なった水準に定めることはプラス・マイナスの両方の効果をもたらす。したがって、その是非を論ずる場合にも、当然両方の視点を考慮しなければならない。

参考文献

- (1) 拙稿「国民医療費の増大と公的医療保障制度に関する見方」、青山学院大学経済学会『青山経済論集』第三五巻第三号、一九八三年一月、八九―一二四頁。
- (2) ——「医療保険改革案に関する若干の考察」、社会保険法研究会『週刊社会保障』第三八巻第一二七八号、一九八四年五月一四日号、一六一―一九頁。
- (3) ——「医療保険と医療サービスに対する誘発需要量」、『週刊社会保障』第三九巻第一三五四号、一九八五年一月四日号、一四―一七頁。
- (4) ——「医療保障政策の枠組み」、『青山経済論集』第三七巻第三号、一九八五年二月、一一―三七頁。

規制緩和下の公益事業の効率化と公共性

高柳 暁
▲筑波大学

一 はじめに

現在、わが国で行われている国有企業の民営化、規制緩和の動向は、競争原理の導入による経営の効率化を求めての動きであると把握できる。しかし、民営化によって本当に経営化が効率化するか、民営化しても公益事業としての公共性は損われることはないのか。この報告では、民営化した公益事業において公共性と効率性が両立するのかが検討を試みたい。

二 公益事業における規制緩和の動向

輸送の分野において、一九七五年以降アメリカにおいて規制緩和への強い動きが生じ、一九八〇年には、航空と貨物、輸送について規制緩和がなされた。航空では、運賃の自由化のほかルート参入も原則自由となった。トラック業者への規制を緩和したのと同時に鉄道も貨物については規制がはずされた。旅客輸送については一九八二年、鉄道とバス会社に対する規制が緩和され、航空、鉄道、バスが自由に競争することとなった。

運輸部門とならんで、電気通信の分野でも大幅な規制緩和がなされた。専用線市場では一九五九年に一部自由化されていたが一九七

一年には完全自由化された。衛星通信への自由参加は一九七〇年に認められている。一九七三年には付加価値通信への自由参加が認められた。

一般の長距離通話についても、専用線市場につづき、一九七五年M I Cに参入を認めたのにつづき一九八〇年に完全自由化された。このような自由化の動きの中で、A T Tが分割され、A T Tから地域電話会社が独立分離し、A T Tは長距離部門と付加価値通信および通信機器製造の自由化された部門で活躍することとなる。

わが国の場合、行政改革、財政再建の動きの中で、公共企業体の民営化方針が打ち出され、電気通信の付加価値通信と長距離分野でかなりの自由化が行われ、電々公社も私的な株式会社になる民営化（一九八六年四月）が行われ、国鉄も分割民営化が予定されている（一九八七年四月）。

以上のように、アメリカを中心に、とくに交通と電気通信の分野で規制緩和、自由化の動きが大きく進展してきた実状にある（1）。

三 現代における規制緩和の背景

つい最近になるまで、先進近代国家においては、社会保障の充実、景気変動調節や成長に向けて公共投資の拡大、公衆安全のための規

制の強化など、国民経済における政府の役割は増大する一方であった。社会保障制度の完備したスウェーデンや西ドイツなど西ヨーロッパ諸国では税と年金負担は、所得の過半を越えるに至っており、わが国も年金負担増のみで二一世紀には、国民所得の過半を越える負担を国民は負うことになる。

最近における、規制緩和、自由化を求める動きは、このような政府の役割の増大、財政の肥大化に国民が危機感を抱いたことによるものといえよう。このまま放っておけば、財政支出は増大の一途をたどり、税、年金の負担はどこまで増大するか分からないという不安感が、公的支出の増大を抑制しようとの動きを作り出したものといえる。

もう一つの問題は、公的部門の非効率にある。公的部門が効率的であれば、公的なサービスが拡大しても、国民の実質的な受ける便益も増大する。しかし、民間に比較して公的部門が非効率である可能性は高く、それが国民の負担感を増大させているといえる。

こうして、公的部門の民営化による効率化を求める動きが出てきたといえる。

だが、今日、公益事業において規制緩和が行われたのは、最近の技術の発展によって、産業組織が大きく変化したからである。規制緩和は、交通運輸と電気通信分野に集中的に実施されている。交通運輸部門では、長らく鉄道が輸送の中心だったのが、自動車輸送と航空の発展で、交通運輸手段の多様化が生じ、一つの形態の輸送手段は、もはや輸送を独占するものではなくなってきた。電気通信の分野でも、銅線によるケーブルのほかに、マイクロウェーブ、光フ

アイバー、人工衛星という手段の多様化が生じたからである。

交通分野では、最初、鉄道を公益事業として独占を許すかわり規制を加えることとし、バス輸送、トラック輸送が始まると、それも公益事業として規制を加えた。航空についても同様に規制を加えた。しかし、現実には、鉄道、バス、トラック、航空は、互いに旅客と貨物輸送で競争関係にあり、同じ産業に属しており、鉄道だけが輸送を独占していた時代とは、産業組織の状況が全く変わったのである。したがって、もはや鉄道だけ、あるいは航空だけで、公益事業として規制を加えることは、全く何の意味ももたないことになる。

電気通信の分野も、マイクロウェーブ、光ファイバー、人工衛星など通信の手段が多様化し、一企業に独占させる経済的理由は消滅した。

このような状況の下では、公益事業としての規制は行われていても、消費者はすでに、複数の手段の間で有利なものを選択することが可能な状態となっている。企業側は、すでに競争状態にあるにもかかわらず、規制をされることによって効率的経営の追求が阻害されていることになる。

以上のような状況を考えると、よりよい安いサービスを消費者が受けとるには、規制緩和し自由化すればよいという論理になる。アメリカで交通と通信分野で急速に規制緩和が行われたのはまさにこの理由によると言える。

四 公共性と効率性

規制緩和は、たしかに効率性を高める可能性を増す。しかし、規

制緩和して、公共性は保たれるだろうか。公益事業として規制がなされたのは、可能な範囲で誰にでも供給する責任をもつことと適正な価格でかつ品質のよいサービスの提供を確保するという公共性を守るためである。したがって、規制緩和によって効率性を高めるとともに、公共性も最低限守らなければならない。ここでは公共性と効率性の両立がはからねばならない。

いかなる方策をとれば公共性と効率性は両立できるのか。規制緩和で公共性が損われぬか。この点を分析する視点として、組織均衡の理論を考えてみよう。効率性にしても公共性にしても、それを最終的に遂行するのは、公共サービスを提供している企業である。企業が公共性を保ちながら効率的な経営を行おうと主体的に行動するのは、どのような状況の下で実現するのかが検討する必要がある。

企業という組織体には、利害関係集団として、株主、金融機関、消費者（顧客）、取引先（原材料納入業者）、従業員などが存在している。企業は、これら利害関係集団との間でつねに均衡状態を保っていないと維持発展できない。組織均衡は、企業の提供する誘因が、その利害関係集団の企業への貢献と等しいか上回っているときに成立する。

要因Ⅳ 均衡

しかし、通常、この均衡は容易には達成できない。経済面のみを考慮しても、顧客は安い価格を要求するが、従業員に賃金、株主に配当を支払うためには、売上げを増大し利益をあげねばならない。顧客と従業員・株主の立場は相対立している。両者の均衡を同時に達成するには、企業の経営効率を高めるしか方法がない。効率化する

しかし、この理由で、公共性を守るため政府の介入が必ず必要であるという結論を導くことは必ずしも妥当とはいえない。なぜなら国民とか一般住民とまとめてはいるが、実際には、大きなコストを負担しないでサービスを受ける者と、そのコストを負担する側と二種類の相対立する人々を含んでおり、赤字でも一部住民に公益サービスの供給を強制することは、他の住民にそれだけ高い負担を強いることになるからである。

しかも、この国民ないし住民の意向を受けて規制をする政府も、実は、国や地方の行政の役人、議員など構成は複雑で、それぞれの立場で組織均衡を考える必要がある。

五 国鉄、電々公社の民営化と公共性

公益事業の規制緩和の動きの中で、効率化を求めて、わが国でも電々公社、国鉄の民営化が実行されつつあるが、民営化、自由化によって公共性が損われるのではないかと心配する声もある。たしかに論理上、前述したように公共性を守るためには、何らかの政府規制が必要である。公共性が損われる可能性はあるであろう。

しかし、今回の規制緩和・民営化は、効率化を求める、政府とその後にいる国民の決定である。国鉄に対しての政府の組織均衡が成立しなくなったことの結果である。国鉄の提供する公共性は、国鉄の抱える巨大な赤字を税金で補うだけの価値はないと国民が判断したためである。赤字路線の廃止はやむをえないという合意が成立したからこそ、分割民営化が可能となったといえる。

その上、交通市場においては、必ずしも自由化が公共性を大きく

ことが企業存続の条件となっている。

公益事業の場合の組織均衡はいかなる条件で成立するのであろうか。公益事業であっても、規制が何もない場合は、一般の企業と同じく効率化することが求められる。

政府の規制のある場合、政府という利害関係者が登場し、政府との間の均衡を保つ必要が生ずる。公共性を守ることの代償に政府は公益事業に独占を許容している。独占の許容で、一定の利益は保証されるが、他方X非効率の発生や、公共性からくる供給責任やサービスの質の向上から原価高となり、経営効率の低下を招くことが多い。この場合、公共性と効率性が相対立することになる。公益サービスが独占的に供給されているとき、X非効率もあり、完全な効率化を求めることは無理だといえよう。

規制緩和の場合はどうであろうか。極端な場合として規制が全廃され完全に自由競争状態になったとしよう。この場合、著しい設備の重複が生じなければ、一般に非常に効率化が進むと考えられる。ただこの場合、完全な自由競争だけで、公益サービスの質と価格については、自由競争下でかえってより安くよい品質のサービスが確保される可能性は大きい。効率化することによって、利益の向上と、品質価格サービスとを両立させることができるからである。しかし、遠隔地への供給責任の問題になると、効率経営と矛盾する。

始めから赤字とわかつている場合には、自由競争企業は、どこもサービスの供給を行うことはしないであろう。

したがって、公益サービスを必ず供給させるためには、規制なり補助なりの政府の介入が何らかの形で必要となる。

阻害するとは限らない。企業が効率化されるためよりよいサービスが期待できるし、新しい採算のとれる路線サービスが開始される可能性もある。鉄道の赤字化は、基本的には航空、自動車の代替交通機関の発達によるもので、過疎地の交通も、鉄道のみより、バス、自家用車の方がより便利な交通手段を提供しているといえる。鉄道の廃止がただちに公共性の無視ということにならない理由がここにある。電気通信の場合は、地域の電話と、その他のサービスとを分け、前者は一定の規制をし後者（長距離や付加価値の通信）を自由化したのであり、公共性と効率性とをうまく使いわけたものといえよう。効率化を求めての民営化状態の中で公共性を守るかは、政府とその民営化企業との間の誘因と貢献の組織均衡が成立する必要がある。すなわち、公共性を守る（誘因）ためのコスト（公共料金の上昇や補助金、貢献に相当する）が許容できる範囲でなければならぬ。国鉄における政府の組織均衡が大幅赤字でも成立していたのは、選挙の票田という誘因をもつ政治家の介入によるためであり、民営化によって、政治家の過度の介入を防ぐことができれば、公共性を守るための組織均衡は比較的容易に保たれることとなる。

- (一) Cf. R. G. Noll and B. M. Owen, *The Political Economy of Deregulation—Interest Groups in the Regulatory Process*—, 1983. 高柳暁「公益事業における規制緩和の意義」『日本経営学会編『政府と企業—経営学論集55』昭和六十年、参照。
- (二) Cf. H. A. Simon, *Administrative Behavior*, 1945. J. G. March & H. A. Simon, *Organizations*, 1958.

規制緩和政策下の国際海運の競争

木村 武彦
〈名古屋海運管理組合〉

一 はじめに

国際定期船市場の形成は、一八七五年に英国からカルカタ向けに航路において最初に海運同盟が結成されたことに端を発し、現在では三八〇にのぼる航路に拡がっている。海運同盟が結成されるようになった契機は、国際定期船市場における激烈な競争が船社経営の存立基盤を危くするようになったことに起因している。この伝統的海運同盟の代表としての英国系同盟は、海運自由の原則にのっとり、独占禁止法の適用除外と国際商業活動における海運サービスへの国家不介入を前提にして成立しており、その理念は世界の海を制覇した英国海運政策の基本となっている。

しかるに、この英国の海運政策に対抗する米国の海運政策は、米國が荷主国であると同時に海運後進国であったことに由来して、独禁法的視点を前面に出して、当初から政府介入規制政策が推進され、英国系の閉鎖的同盟 (Closed Freight Conference) に対して開放的同盟 (Open Freight Conference) として対置された。

この小論では、海運政策における規制緩和の方向を考察し、海運同盟が内包する自壊作用要因を国際海運の競争や南北問題から提起された同盟コード条約等の構造変動に起因することを分析して、各

國海運政策の基本理念を明らかにしようとするものである。

二 海運政策における規制緩和の方向

(1) 伝統的海運政策に挑戦する米國海運

閉鎖的同盟の形成は、一九世紀後半の独占資本主義時代への移行期に、帆船から汽船への転換期にスエズ運河の開通が重なって定期船市場が船腹過剰となり、景気変動に非弾力的状況に立ち至ったために、荷主から限界費用を割る運賃の切り下げや差別運賃、割引運賃等を強要され、船社経営の不安定性を惹起させたことが、カルカタ同盟を結成する要因であった。このような状況下で、大船社間競争の帰結として競争的寡占秩序から協調的寡占秩序への転換をもたらし、同盟は加盟船社間の非価格競争を原則としたカルテルを形成するに至った。

閉鎖的同盟の特徴は、世界の海を制覇した英国系船社を中心に、荷主拘束手段として支払運賃の一〇パーセントを払い戻す「運賃払戻し制」(deferred rebate system)を採用した。このような政策を強行できたのも、当時(一九一四年)の数字でみると英本國と自治領、植民地に登録されていた船舶が世界全体の四五・二パーセントを占め、世界貿易の五二パーセントを輸送しているという実績のも

とに推進されたことを窺い知ることが出来る。しかるに、一九世紀の後半に同盟の支配力が確立されると同盟航路における運賃の一方的な大幅値上げや運賃延戻し制等の荷主拘束手段に対する批判が続出した。

その大部分は、自治領であった豪州、ニュージールランド、南アフリカ連邦や植民地である海峽地帯からのものであり、また英本國からこれらの地域に輸出している貿易業者からのもので、同盟協定や運賃延戻し制を法律で禁止して欲しいという公式声明という形で現われている。このような批判を契機として、一九〇六年王立海運同盟調査委員会 (Royal Commission on Shipping Rings) が設置され、その調査の結果として「海運自由の原則」が確立した。

これに対して、米國は閉鎖的同盟に阻害されて定期船社の自立的発展が困難となり、また、荷主も運賃延戻し制に基づく拘束力をもつ同盟の独占的行動に不満をつのらせた。この状況を反映して、米國議会は一九一二年に下院の商業漁業委員会に同盟の調査を命じ、特に同盟に一九九〇年シャーマン反トラスト法を適用する必要があるかどうかを調査することになり、その調査の帰結として、一九一四年に同委員会の委員長の名を冠したアレクサンダー報告書 (Alexander's Report) が発表された。この報告では、先の英国の結論とはほぼ同じ評価となっているが、同盟がもっている独占的行動力に対しては積極的に規制する必要があると強調された。これを受けて一九一六年海運法が成立した。これにより米國系同盟では、加入の意志と配船能力を有する船会社はすべて加入させねばならず、その反面、荷主拘束力が著しく弱められた。そのため同盟の結束力は緩慢

なものとなり、米國関係航路への盟外船の活動を許容することになり、航路の不安定要因を内包させた。

一九一六年海運法の荷主拘束手段の唯一のものは二重運賃制 (dual rate system) のみで、第一次大戦後までは認められてきたが、盟外船社イスプランセン社訴訟により、一九六一年のボナー法を成立させる結果となった。ボナー法は二重運賃を是認する代償として同盟及び加盟船社に新たに多方面に渡る規制を強化した。その中で同盟制度を独禁法の適用除外としたものの、個々の規制事例では独禁法をより厳格に適用していこうとする姿勢が明確になった。

(2) 一九八四年海運法の成立と規制緩和

ボナー法成立後、一九六六年のカーネション事件、一九六八年のセーバー及びスベンスカ事件の判決を通じて、独禁法が前面に押し出されるようになり、定期船社の共同行為が常に独禁法の適用対象となるのが心配された。これを決定づけたのがグランド・ジュリ事件で北米大西洋航路の七社の運賃決定が不法であるとして五五万ドル、関係者一三名にそれぞれ五万ドルの合計六一〇万ドルの罰金刑が課せられたのは、被告船社のみならず英欧の政府も強い反発を示すと共に対抗措置を講ずる方向に向った。

この事件を境にして、独禁法適用除外を明確にすべきであるとの気運が高まり、第二にコンテナリゼーションの進展が船社の協調、協力を一層強力に押し進める必要があったが、これを独禁法で規制するようになると船社の合理努力も認められず、経営を圧迫するようになった。第三にドアー・ツ・ドアーの進展に伴わないインタモ

1ダガル輸送の管轄権がFMCかICCか不明確になり支障を生じた。このような諸要因と呼応するように米国内の運輸規制緩和の動きが、一九七八年の航空法に引き続き、一九八〇年に鉄道とトラックの規制緩和が進行していることを背景にして、一九八四年六月一日日新海運法が発効した。改正点の主なもの、合理化協定の規制緩和と荷主拘束力の弱体化、その他NVOCCの認知、複合一貫輸送運賃の認知及び同盟コード条約への対抗措置ももり込まれている。

三 南北問題の帰結としての同盟コード条約

発展途上国の経済問題を話し合う場としてもうけられた国連貿易開発会議(UNCTAD)において、一九七四年定期船同盟行動規範条約(わが国では「同盟コード条約」という)が採択されてから九年目の一九八三年十月に同盟コード条約が発効した。これは発展途上国の船社が自国関係航路の海上輸送に従事する同盟にさえ加入できない閉鎖性に不満をいだき、同盟加入への条件を設定し、自国関係航路へは能力がある限り加入できるものとし、その他シニア決定の際の原則(四〇一四〇一二〇)、荷主と協議のルール化及び紛争解決手段等を含めたものであった。

これに対しEC諸国は条約への共通方式を採択し、米国は、三國間航路への米船参入の法的保障を求める政策を展開中である。同盟コード条約が採択されて一二年、同盟内にも新しい秩序が形成されつつある。

四 太平洋航路における競争

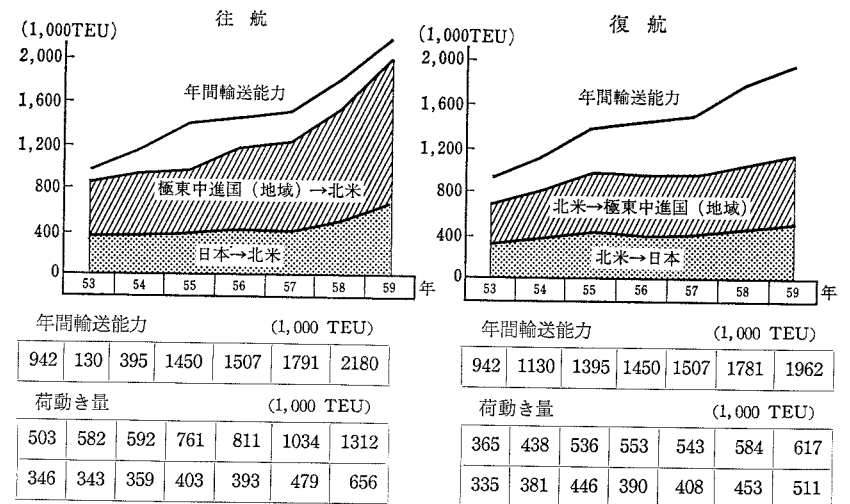
海運自由の原則への抵抗や開放的同盟秩序等は伝統的同盟秩序の崩壊につながっていった。その典型的事例として太平洋航路の実態を分析することにより同盟崩壊要因が明確になる。図1は、太平洋航路におけるコンテナの荷動き量と年間輸送量を往航と復航に分けて表わしたものである。これを見る限り船腹過剰状況は一目瞭然である。このような船腹過剰に加えて、同盟船社の市場占有率の著しい低下、第二に同盟船社間での企業格差の増大によるコスト競争力の喪失、第三に定期船貨物の一部が専用船積となり一層の市場縮小、第四に新海運法に基づく運賃政策の中に独自行動権(UA)等の導入は盟外船との純然たる競争の容認等々の要因が作用して、従来からあった極東-北米間の往復航同盟は機能を失い、個別の同盟は日本-北米間の二同盟を除き、他の総てを一束にした団結力の弱いスーパー・コンファレンス(Super Conference) TWRA、ANE RAが登場した。

なかでも同盟崩壊に拍車をかけたのは、第二節で述べた一九八四年海運法の登場であり、それは将に伝統的英国系同盟への訣別を意味し、同盟の弱体化を狙いとして同盟船社と盟外船社の競争による自然淘汰をめざした市場均衡策であるといえる。

五 むすび

これまでの考察は、輸送革新の進行に伴う船腹過剰のため、伝統的英国系同盟に対置する形で展開された米国海運政策——海運自由

図1 日本・極東～北米航路のコンテナ荷動き量と年間輸送能力



上段は極東中進国(地域)→北米の、
下段は日本→北米の荷動きである。
上段は北米→極東中進国(地域)の、
下段は北米→日本の荷動きである。

注 1. 国際運輸・観光局資料による。一外航海運の現況(1985年7月)一
2. 極東中進国(地域)は、韓国、台湾、香港、シンガポールの合計である。
3. TEUは、20フィート型コンテナ換算個数である。

の原則は尊重しつつも独占的行動力には政府が積極的に介入する方針を基本理念として政策遂行されたことが海運同盟を崩壊させる要因となっていることを解明した。一方、南北問題に端を発した同盟コード条約の発効は伝統的同盟の影響下に機能している。現在、同盟コード条約影響下の貨物シェアはせいぜい一〇パーセント弱で大きな影響はないが、今後の国際定期船市場における競争の中で、その体制をどの点に収斂させるかは、各国船社の多国籍企業化の過程から新しい秩序が創造されるものと確信しており、別の機会に南北問題と多国籍船社の分析を課題としたい。

最後に、本報告に際して討論者をお引受け頂いた愛知学院大学の一瀬隆氏と貴重なコメントを頂いた亜細亜大学の加藤壽延氏に対してここで改めて謝意を表したい。御質問の詳細については紙面の都合により記することはできないが、可能な分は本稿に補足させていただき、その他の部分は今後の課題としたい。

参考文献

- (1) U.S. Shipping Act of 1916.
- (2) U.S. Shipping Act of 1964.
- (3) (財)海運産業研究所「一九八四年米国海運法の解説」一九八四年。
- (4) 宮本清四郎「海運同盟制度論」一九七八年。
- (5) 織田政夫「海運政策論」一九七九年。
- (6) 実方謙三「経済規制と競争政策」一九八三年。
- (7) 平井都士夫他「現代経済における競争と規制」一九八四年。
- (8) C. Ernest Fayle, "A Short History of the World's Shipping Industry", 1933. 佐々木誠治訳「世界海運業小史」一九五七年。

経済摩擦とマクロ経済政策の協調

益村 真知子
〈中央大学〉

一 はじめに

旧IMF体制の崩壊後、世界の主要先進工業諸国が変動相場制に移行してからすでに十二年もの歳月が経過した。その間これらの主要工業諸国は低い経済成長、大量の失業、高率のインフレーション、急激かつ大幅な為替レートの変動、財政の逼迫、国際収支の不均衡などの諸問題に悩まされてきた。

変動相場制に移行する以前には、「変動相場制の下では、一國経済は海外の景気変動から遮断され、マクロ経済政策は国内経済の安定化のために用いることができ、経済政策の国際的協調も不必要である」とH.G. Johnson や M. Friedman 等によってしばしば指摘されてきた。しかし、変動相場制の下で世界経済が経験してきた事実と変動相場制以前に期待されていた機能との間には大きな乖離があった。

二 変動相場制に対する期待と現状

変動相場制に期待されたものとしては、(1)購買力平価説の成立、(2)自由貿易の実現、(3)金融政策の独立性などがあげられる。しかし、現実的には実質為替レートは必ずしも一定ではない。これは、購買

力平価説が必ずしも成立せず、金融政策が期待されたほど独立性を持っていないことを意味している。また、「オーバーシュートイング」や「為替レートの volatility」の現象は、景気循環の国際的波及メカニズムが実際には残っていることをも意味している。

次に、自由貿易の実現という意味においては、最近とくに欧米を中心に保護主義的色彩が強まっている。これは、日本における構造的経常収支の一方的かつ大規模な黒字によるところが大きく、今日の経済摩擦問題を生み出している源泉と考えられる。

三 ポリシー・コーディネーションの必要性

N. Ishii, W. McKibbin & J. Sachs (1985) は、独自のモデルを用いたシミュレーション分析を用い、最適なポリシー・コーディネーションは、①米国の財政赤字の一層の削減、②日本、OECDによる財政拡大、③日本、米国、OECDによる金融緩和、の組み合わせである」と主張している。(詳細なモデルについては、参考文献①)を参照されたい。現行の変動相場制下で国際収支の不均衡に対して為替レートが十分な調整力をもっていないと考えられる以上、世界経済の発展のためにもマクロ経済政策の国際協調は必要であるが、彼らが示唆しているような組合せが実現可能かどうかについて考察

する。

四 マクロ経済政策について

——代替的マクロ経済政策案——

(1) 一九八五年秋(一九八五年九月二十二日のG5(先進五カ国蔵相会議)までに日本がとるべきであった政策

① 政府支出の増大による内需拡大

—アメリカの公定歩合よりも高い水準に日本の公定歩合を設定—
—①と②の政策をとっていたならば、ドル安・円高となり、日本の貿易収支の黒字は減少し、資本の流出は低い水準で推移していたであろう。しかし、日本の公定歩合は一九八一年十二月から一九八三年二月まで五・五%、同三月から一九八五年十二月まで五%、一九八六年一月から二月まで四・五%、同三月には四・〇%、同四月には三・五%の水準で推移した。一方、アメリカの公定歩合は、一九八二年十二月四日から一九八四年四月八日まで八・五%、同四月九日から十一月二十日まで九・〇%、同十一月二十一日から十二月二十三日まで八・五%、十二月二十四日から一九八五年五月十九日まで八・〇%、五月二十日から一九八六年三月六日まで七・五%、三月七日から七・〇%、四月現在では六・五%の低水準にある。従って、このような歴史的状況から判断すると、日本の公定歩合をアメリカのそれよりも高い水準に設定することは困難であった。

また、小さな政府実現の中曽根内閣では政府主導型の内需拡大政策は理論的には可能であっても、実際には実現不可能な状態にあっ

た。

しかし、①の財政拡大については、生産基盤の拡充のためのみならず、生活基盤の改善のためにも社会資本の充実などを政府はいまなすべきであり、まだ遅くない。また、金利の高め誘導には限界があったとしても、内需拡大を外国からの要求(外圧)からではなく、日本経済の厚生水準の増大のためにもっと早くから実行していたならば、今日のような著しい対外不均衡もなく、また経済摩擦も激化していなかったであろう。

(2) 代替的マクロ経済政策

一九八五年のG5以降の外国為替市場への協調介入により、ドル高は是正され、円高・ドル安となった。このような急速な円高傾向は、輸出企業に対して現地生産に踏み切らせるなどの海外への企業誘致、海外直接投資など、日本企業を海外へ目を向けさせている。このような傾向が進むならば、輸出主導型の日本経済は産業の空洞化へ向かうのではないかといった新たな懸念が生まれてくるだろう。また、今年(一九八六年)に入ってから協調利下げにより、日米間の利子率格差は縮小し、四月現在、公定歩合は日本で三・五%と戦後最低の水準にあり、アメリカでは六・五%、西ドイツでは三・五%と世界的に低金利の状態になっている。

このような状況下で日本が実施することができるマクロ経済政策としては、

① 減税

② 賃上げ

④貨幣供給量の増大

が考えられる。

すなわち、減税と労働生産性に見合った賃上げを行うことによって実質可処分所得を増加させ、消費を増大し、国内の需要を増大させることが必要である。また有効需要の増加によってわが国の輸入が増え、貿易収支の黒字幅は縮小し、対外不均衡は是正されるであろう。減税政策は民間支出の増大による内需拡大の効果をもつから、財政再建や行政改革の路線にあった小さな政府と両立する政策である。

金融政策としては公定歩合の引き下げではなく、貨幣供給量を増加することである。これは、次の理由による。公定歩合を引き下げ、市中の利率が低下したとしても、企業家の景気の先行き不安などに、資金の借り替え需要増となるだけであり、投資の限界効率が下方シフトし、投資は増加しないこともある。それに対して、貨幣供給量の増加は、利用可能資金量の増大効果によって利率を引き下げ、所得水準を上昇させるために、内部留保の増大などにより自己資金が潤沢になり、やがて実物投資の増加となるだろう。

貨幣供給量の増加や賃上げにより、日本はマイルド・インフレーションが発生するかもしれないが、原油価格の下落によりインフレ懸念のない時機こそ行える政策である。減税を行うことによって財政赤字になったとしても、日本の経済に見合った国民生活の質のレベルを向上させることが優先されるべきであろう。経済の先行き不安が改善されない場合には、国民の生活水準を改善し、産業の空洞化を招きしめないために、①減税、②賃上げ、③貨幣供給量の増加

(付記)

本報告の発表に際しては、西野萬里先生(明治大学)より有益なコメントを頂くとともに、多くの先生方から御示唆を賜った。適宜本文中に含めたつもりである。ここに、感謝の意を表した。

参考文献

- (1) N. Ishii, W. McKibbin and J. Sachs, "Macroeconomic Interdependence of Japan and the United States: Some Simulation Results", NBER Working Paper No. 1637, June, 1985.
- (2) R.I. McKinnon, "A New Tripartite Monetary Agreement or a Limping Dollar Standard?", Essays in International Finance, No. 106, Princeton University, Oct., 1974.
- (3) R.M. Dunn, "The Many Disappointments of Flexible Exchange Rates", Essays in International Finance, No. 154, Princeton University, 1983.
- (4) R.A. Mundell, *International Economics*, Macmillan, 1968.
- (5) Machiko Masumura, "Japanese Economy and the International Economic Conflicts", March, 1986, mimeo.
- (6) 土屋六郎・丸尾直美・吉村二郎編著『マクロ経済政策』, 中央大学出版部, 一九八五年。

といったポリシー・ミックスが必要であると考える。

円高を理由に賃上げをする必要はないといった議論があるが、これは以下のような理由から、あまり妥当性がないと思われる。いま、 P_1 : 一般物価水準、 P_2 : 国内財価格、 P_3^* : 外国財価格、 e : 為替レート(邦貨建て)、 θ : 国内財価格のウェイトとすると、一般物価水準は次のように表わすことができる。

$$P = \theta P_2 + (1 - \theta) e P_3^* \quad (1)$$

$$\frac{P}{W} = \theta \frac{P_2}{W} + (1 - \theta) e \frac{P_3^*}{W} \quad (2)$$

一物一価の法則が成立しているとするならば、円高分だけ実質賃金は上昇するが、一〇〇%輸入に頼っていない経済では、(1)式から明らかのように、円の上昇率ほど一般物価水準は下落せず、また(2)式からも明らかのように、円の上昇率ほど実質賃金は上昇しない。従って、実質所得を増大させるためには、賃上げが必要となるが、労働生産性に見合った賃上げを行わないならば、デフレ・ギャップが大きくなるであろう。

マクロ経済政策の運営を考えるにあたっては、何よりもまず日本経済についての中・長期的展望をもち、そのために必要な政策手段を考えるべきである。国内の経済政策は本来、外国からの種々の要求に応じて行うべきではない。従って、財政政策までも国際的に協調することには限界があり、各国の経済的パフォーマンスが一致したときに財政政策も協調できるであろう。

国際開発と民間活力

玉野 敏夫
〈東亜大学〉

一九八一年三月の臨時行政調査会の発足とともに行財政改革の推進が急務の国家的課題となつて以来五年半が経過した。この行革の目的は、公共部門の効果を高めるために民間活力を導入するとともに、各種の規制や制限の撤廃・緩和によつて民間の自立を促し民間活力を最大限に發揮しようようにすることである。行革の目玉と目されてきた国鉄改革は、八七年四月、分割民営への移行を境にして新段階を迎えることになる。また航空業界では、八六年三月、全日空の国際線への本格的参入を契機として自由化に向けて新たな一歩を踏み出したところである。中曽根首相は八六年年頭の財界四団体との会合で「今年が民活元年」と宣言し、民活導入がいよいよ本格化することを訴えた。今後日本が国際化時代の中で新しい国づくりを進め世界経済の活性化に向けて国際的責任を果たしていくためには、民間のもつ諸力が最大限に發揮されることが不可欠である。本稿の目的は、これからの国際開発における基本的な課題を民間活力との関連において略述することである。ここで言う国際開発とは、単に経済開発のみならず社会、文化、科学技術、人的資源等、諸々の開発を含む総合的なものである。またそれは、単に先進国と発展途上国との間の開発問題のみならず先進国間の開発問題にも適用されるべき言葉である。

一 国際経済協力

民間ベースの経済協力で今日最も重要かつ効果的な戦略は海外直接投資の促進であろう。直接投資を中心にした経済協力は国際分業の進展に寄与するとともに、わが国民間部門が保有する豊富な資金、技術、ノウハウ等の資源を発展途上国の経済開発のために移転し、かつ現地での雇用創出と人材育成に貢献することからその役割は大きい。ある研究会の試算によれば、一九七八〜八四年のわが国直接投資の平均増加率一三・八％が続いた場合、二〇〇〇年には三、〇〇億ドルに達すると予想される。これは八四年の残高の七・九倍で米国の残高の一・三倍に相当する。また二〇〇〇年に至る名目成長率を年平均六・五％と想定すれば、直接投資残高の対GNP比は一九八四年の三％から二〇〇〇年には九％の規模となる。わが国製造業全体の海外生産比率（売上高に対する海外現地法人売上高の比率）は一九八四年の三・四％から二〇〇〇年には二〇％に上昇すると予想されている。わが国直接投資を一層促進するため、政府は引き続き内外の環境条件の整備が努めることが重要である。

一方対外資産に目を転ずると、一九八五年末の日本の対外純資産は一、二九八億ドルとなり、世界第一位の対外純資産をもつ国に化し、それを実行に移す努力を積み重ねていくことが肝要である。一方民間ベースの組織と提言に言及すれば、「太平洋経済委員会」、「世界を考える京都座会」、「政策構想フォーラム」、「三菱総合研究所を中心とした「G I F（世界公共投資基金）構想」、「国際ハイウェイプロジェクト・日韓トンネル研究会」等々である。国際開発戦略としては、G I F構想や国際ハイウェイプロジェクトのような大規模な国際公共事業は、発展途上国の経済社会開発と世界経済の活性化に対して大きな意義をもっている。こうした国際公共事業の推進に当たっても、関係諸国間の合意の下で民間のイニシアティブと民間のもつ諸力が最大限に發揮されることが肝要である。

一九八五年の対外資本流出額は前年の五六八億ドルから八一八億ドルへと大幅に増加した。わが国の対外純資産は今世紀末までに一兆ドルを越えると予想される。日本の対外投資において近年米国内への投資が証券投資を中心に急増しており、対途上国投資が相対的に低下している。今後日本の巨額な余剰貯蓄と経常収支の大幅黒字を国際開発のために有効かつ十分に活用しようように、政府と産業界の間で具体的方策を打ち出すことが急務である。さらにODA（政府開発援助）における従来のあり方を抜本的に見直し、民間諸力を活用した援助方法を採用することも必要であろう。例えば、日本では遅れているNGO（民間援助団体）の援助活動をODAによって支援しNGO活動の活性化を図ることはその一つである。もちろん国際開発は単に国内レベルの問題ではない。今後種々の有効な国際開発戦略を国際的合意の下で確立し実行に移していくことは、世界の平和と発展にとって緊要の課題である。

二 新しい開発プロジェクト

近年政府ペースで対内および対外経済政策のあり方を研究し提言する組織が相次いで設置されてきた。例えば、「国際協調のための経済構造調整研究会」、「技術移転・国際移転研究会」、「ODA実施効率化研究会」、「世界の中の日本を考える懇談会」、「日本・EC産業協力会議」等々である。また一九八〇年以降、二十一世紀と太平洋時代を展望しつつわが国経済社会の動向を論じた政府刊行物も多数刊行されている。そうした研究組織や刊行物によって公表された種々の提言を各分野でさらに検討して実効ある行動計画として具体

化し、それを実行に移す努力を積み重ねていくことが肝要である。一方民間ベースの組織と提言に言及すれば、「太平洋経済委員会」、「世界を考える京都座会」、「政策構想フォーラム」、「三菱総合研究所を中心とした「G I F（世界公共投資基金）構想」、「国際ハイウェイプロジェクト・日韓トンネル研究会」等々である。国際開発戦略としては、G I F構想や国際ハイウェイプロジェクトのような大規模な国際公共事業は、発展途上国の経済社会開発と世界経済の活性化に対して大きな意義をもっている。こうした国際公共事業の推進に当たっても、関係諸国間の合意の下で民間のイニシアティブと民間のもつ諸力が最大限に發揮されることが肝要である。

国内の開発事業に目を向ければ、近年東京湾横断道路、関西新空港、明石海峡大橋、横浜みなとみらい21、幕張メッセをはじめインフラストラクチャーや都市開発に関連した大型プロジェクトが全国各地で相次いで打ち出され、内需拡大と物的基盤の充実をめざす動きが活発になってきている。こうしたプロジェクトの多くが民間活力（民間資金）導入がらみとなっている。今後民間活力を導入したプロジェクト推進の過程で民間部門も公共的プロジェクトに対する知識と経験の水準を高めつつ、内外の経済社会開発に積極的に貢献していくことが期待される。さらに国内の公共事業や都市開発事業に外国企業が参入することは、日本経済の国際化と貿易摩擦の緩和等に寄与するはずであり、政府や経済界の積極的な対応が望まれる。

三 世界のための日本

世界経済における日本の相対的地位の向上と並び、アジアNIC

SとASEAN諸国が一九六〇年代、七〇年代に急速な工業化と経済成長を達成し、八〇年代も同様の高成長を続けている。また米国は漸次アジア太平洋地域との経済関係を強めてきており、一九八一年に米国の太平洋貿易が初めて大西洋貿易を上回り、以後両者の差は拡大している。アジア太平洋地域の台頭の中で日本が世界総生産の一割強を生産し強力な資本力、技術力、経営力を有するようになってきた。日本に対する海外からの期待と関心はますます高まっている。一九六〇年代までの日本は、中進国的発想から欧米先進国に「追いつき追い越せ」を国家目標として発展したのであるが、今や日本の持てる諸力を世界の発展のために積極的に活用しつつ自国もさらに発展を遂げていくという真の先進国的発想に立つて考え行動すべきときが来ている。いわば「世界のための日本」という立場に立つて、現実世界の中で有意義な活動を展開しかつ着実に成果をもたらしていくべき時代に入っている。今日日本政府は、行政改革と教育改革を中心に新しい国づくりと人づくりのための基盤整備に取り組んでいるが、この両改革をテコとして、経済大国日本が諸外国から大いに期待されている国際開発を強力かつ効率的に推進していくために各分野で確固たる国内基盤を築かねばならない。

今日日本は、明治維新という第一の開国に次ぐ第二の開国のときとも言われる。明治維新の際は、欧米の科学技術や制度を導入して「富国強兵」をめざすといういわゆる西洋化、近代化が国是であり、その意味で従うべき模範があったのであるが、これからの時代は、政治、経済、科学技術、制度、文化等いずれをとっても新たな発見と創造によって日本自身がフロンティアを切り開いていかねばならない。

四 結 び

今日先進国が発展途上国を問わず、一国の経済開発は既存の経済概念のみをもってしては論じえない状況となっている。これからの経済開発は経済的側面のみならず、イデオロギー、制度、科学技術、教育、文化等、人間社会のすべての側面に関わる学際的課題であって総合的視野に立つて考察されねばならない。例えば、開発のための援助や投資の問題は価値観やイデオロギーの問題でもある。また従来国際開発と言えば、発展途上国の経済開発のために先進国が金融面から何ができるかという問題に力点が置かれていた。しかし国際開発は、人間社会の種々の側面を包括した国際協力と国際交流を展開することによってよりよき成果をもたらすことができる。

世界は今なお国家体制の相違から自由圏と共産圏に分かれ、経済発展水準の相違から先進国と発展途上国に分かれている。こうした二重構造にもかかわらず、近代経済成長の国際的波及により世界は一つの相互依存世界になりつつある。また、一〇億の人口と広大な国土を有する共産国家中国が現代化政策の下で海外に門戸を開放して外資導入を図り、漸次市場メカニズムが浸透していることは世界経済における注目すべき現象である。今後グローバルな国際開発の進展により世界経済の統合と文化の融合が進み、歴史上新しい文明が創造されていく可能性がある。とりわけアジア太平洋地域は莫大な成長ポテンシャルを秘めた地域であり、日本、韓国、中国、米国を中核にした一大統合経済圏の形成が期待できよう。

こうした背景の下で、日本は今後国際開発の分野で指導国家たる

らない立場にある。そして何よりも根本的な課題は、国際化時代に適応した真の指導理念の確立と人材の育成である。そうした指導理念は、自由主義陣営と共産主義陣営のイデオロギー的対立を克服し究極的な世界平和を実現する基礎となりうる哲学でなければならぬ。それはまた、人間の尊厳、自由と正義を絶対視した価値観を中核にしなければならぬ。そうした理念を基礎として、全人類が人種、宗教、国境、文化等の壁を越えて一つの共同体として共存共栄しうる世界を形成することが歴史の非願であったはずである。現下の行政改革と教育改革も、究極的にはそうした指導理念の確立と健全な文化国家と文化世界の創造をめざすべきものであろう。

日本における人材育成のカギは、教育・研究機関の国際化と人的交流の促進にあると思われる。これによって各種の教育現場と研究現場を活性化し、かつ日本人の国際性の涵養という長年の課題に 대응することができよう。具体的には、(一)多数の外国人教員をわが国教育界に迎え入れる、(二)わが国で受け入れる留学生や技術研修生を大幅に増やす、(三)教員・研究者の国内外での研修機会を拡大し多様化させる、(四)学校生徒に修学旅行等を通じ海外との直接接点の機会を与える、(五)国内および国際間で教育・研究機関相互の連携を強化しかつ教員・研究者の流動性を高める、(六)外国の大学を日本に誘致する、(七)情報交流と視聴覚機器の活用を促進する、(八)生涯教育システムを拡充する等の方策が上げられる。こうした方策により、現在の硬直的な教育制度・予算の弾力化を進めるとともに、民間諸力の導入、財団・基金の拡充等を通じ、人材育成の基盤整備に努めなければならない。

ことを要求されるであろう。日本が指導国家としての国際的責任を果たしていくためには、まずもって国内の基盤整備を推進することが急務である。具体的には、人材の育成、法的・制度的革新、公共部門の活性化、大学改革、有意義な行動計画の立案と合意形成等である。近年政府ベースでそうした基盤整備を目標に種々の取り組みがなされているが、最大の課題は人材の育成と活性化であろう。とりわけ各界、各機関、各企業において時代の要請にこたえうる優れた人格、見識、実行力をもった指導者を輩出していくことは最重要の課題である。国際開発と国際協力の担い手の主力は民間企業であるから、政府は民間活力が十分発揮できるように種々の基盤整備に全力を尽くさねばならない。民間活力は一般に民間企業が有する資金力と人材力を意味する言葉として用いられているが、その経営力、技術力、情報収集力をも含めるべきである。こうした民間の諸力を活用して国際化時代に対応した国づくりと人づくりを果たしつつ、世界経済の発展に積極的に寄与していくことが日本の取るべき道である。もちろん民間の諸力はそれ自体、時の経過とともにさらに高められていくべきものである。これからは、民間部門も公共部門も知識と知恵を駆使して種々の資源の生産性を高め、相互協力によって社会的・国際的責任を果たしていく時代であろう。

(一九八六年九月)

(付記)

参考文献は省略する。

本報告に対して、予定討論者の足立文彦先生(南山大学)より貴重なコメントを頂いた。ここに改めて感謝の意を表します。

労働インセンティブの経済分析

渡 辺 博 顕

〈中央大学〉

一 問題の所在

経済学には有限な資源を無限であると考えられる消費者の欲求充足のためにはどのように配分するべきかという基本問題がある。このことは消費者の欲求を可能な限り満たそうとすれば、生産は出来るだけ効率的でなければならぬということの意味している。

いま生産が生産可能曲線の内側にある、非効率的な点で行われているとしよう。このような点で生産が行われる原因として次のようなものが考えられる。すなわち、

- (1) 利用可能な資源を完全に利用して生産をしていない場合。
- (2) 利用可能な資源を完全に利用していても、生産過程における何らかの要因によって効率的な生産が行われていない場合である。

これまで経済学で扱われてきたのは前者についてであった。一方、後者のようなケースを H. Leibenstein は X 非効率と呼び、その原因を競争的圧力の欠如による企業の費用最小化誘因の欠如、不完全な労働契約、不完全な労働管理による労働誘因の欠如などに求めている。このような非効率な生産が行われているとすれば、われわれはその要因を取り除くようなメカニズムを考えることによって、効

率を改善することが出来るはずである。

ところで、経済組織間の相互作用を考えた場合、そこで情報の役割は極めて重要である。そして、この情報交換のシステムとして経済メカニズムを考えた時、インセンティブの問題が発生する。こうした問題を扱うのが組織の経済学である。もともと組織の経済学は企業組織の内部、内部と外部（市場）との境界に注目し、そこで資源配分、意志決定のプロセスを情報、取り引き等の観点から分析しようとするものである。

上で述べたインセンティブ問題は、大別して二つの基本問題から構成されている。すなわち、

- (1) 組織の合意形成の問題
- (2) 組織の構成員の行動と組織目的の間の乖離の問題である。これらの問題にどう対応するかというインセンティブシステムの設計がわれわれに与えられた課題である。

二 エージェントの理論によるインセンティブ問題へのアプローチ

報酬を払って、意思決定権を他人に委ねるプリンシパルと、意思決定権の委譲を受け、プリンシパルの代理人として行動するエージェントという二つの主体間の関係を考える。

エージェントの理論では、エージェントに対して自由裁量的な意思決定権が与えられているがエージェントが裁量的意思決定権を持つことから、エージェントの行動が必ずしも総てプリンシパルが期待する行動と一致するとは限らない。

では、こうしたエージェントの行動に対してプリンシパルはどのように対応するであろうか。まずプリンシパルがエージェントの行動を監視し、エージェントの怠慢な行動を排除しようとするであろう。あるいは、エージェントに対してなんらかの報酬をあたえて、エージェント自身の怠慢誘因を弱めるという方法も考えられる。インセンティブ・システムは、二つの機能を兼ね備えている。

- (1) エージェントの行動を制御する機能
- (2) エージェントに対する報酬の成果分配システムとしての機能である。

それでは、既存の研究ではどのようなインセンティブ・システムが考えられているのであろうか。

ここでは、主体として経営者（企業）と労働者の間の関係を考え、議論を進めていくことにしよう。すなわち、労働者が労働努力の水準について裁量的意思決定の余地を持っていることから生じるインセンティブ問題に対してどのような政策をとるかである。

まず、労働者の努力水準の監視をすることがモデルの基本にある。その上でインセンティブ・システムとして労働者の怠慢に対して何

らかの罰を与えるという脅威による怠慢回避というアプローチがある。具体的なシステムとしては、解雇、レイオフなどの制度の導入であろう。このようなアプローチは、労働努力の監視というレベルでの脅威を含めて、Alchan-Demsetz, Calvo-Welisz, 奥野・Shapiro-Stiglitz などのモデルに見られる。

次に、労働者に対して何らかの報酬を与えることによって労働者の怠慢な行動を回避しようとするアプローチがある。これには、種々の賃金制度やボーナス制度、昇進制度などが考えられる。こうしたアプローチには、Lazear-Rosen, Green-Stokey, Malcomson, Lazear-Moor, Okuno などのモデルがある。

さらに、石川は、労働者間のエミュレーション (emulation, 対抗、張り合い) がインセンティブの源泉であるとみる。

三 労働インセンティブへのエージェント理論からのアプローチ

—— 産出高にもとづく賃金、モニタリング、昇進制度によるインセンティブ ——

前節で検討したように、労働インセンティブがどのようなメカニズムによって生まれるかという問題に対して、既存の諸研究ではモニタリングにもとづくインセンティブ・システムという観点から議論されているものが多い。すなわち、第一段階としてモニタリングを行い、第二段階として解雇、昇進を行うのである。あるいは、モニタリングの費用が多くかかることから、賃金（報酬）の支払いを産出高にもとづいて行うというシステムからのアプローチも考えら

図1 インセンティブ・システム・モデルのフレームワーク

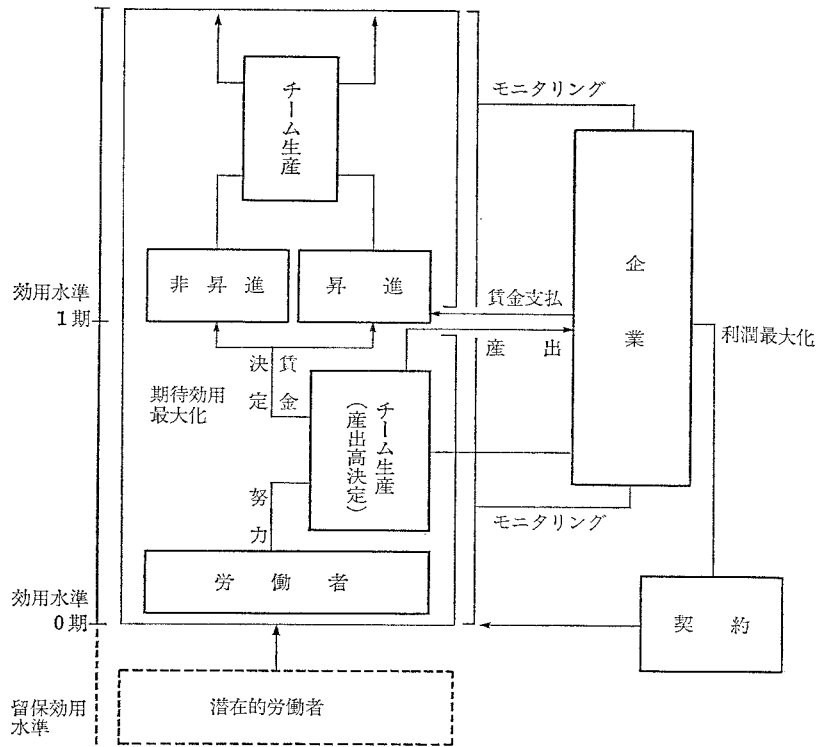
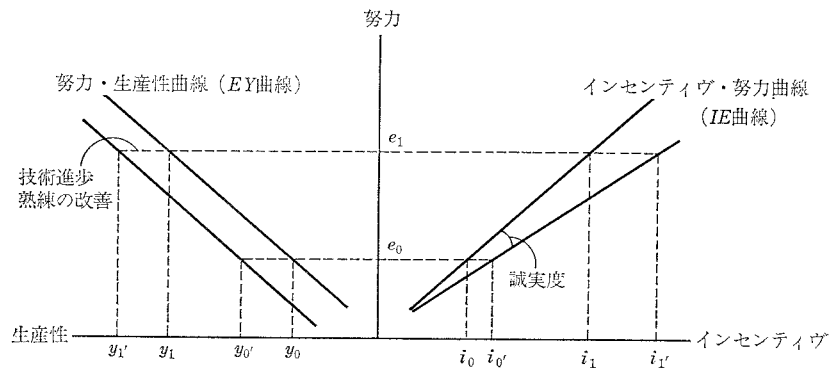


図2 生産性上昇とその要因(1)



れている。

こうした中で、Lazear-Rosen によって展開された昇進、階級序列をめぐるゲームの賞金として賃金を位置づけるというアプローチは極めて興味深い。また、Okuno によって展開された産出高にもとづく報酬支払いと労働者間のオストラリズムを基本に企業に特殊な熟練という人的資本の概念を導入して日本の労働市場を説明しようという試みは、内部組織論からみて新しいフレームワークを提供するものとして評価されよう。

そこで、われわれは労働インセンティブ・システムとして、産出高にもとづく報酬支払いと、Lazear-Rosen 他によって展開された昇進システムを組合せたインセンティブ・システム・モデルを考えよう。

モデル

労働者に報酬を支払い、労働努力についての裁量的意思決定権を与えて財生産を行う企業を考えよう。労働者に対する報酬は、産出高と個人の労働努力に依存して決まるとする。この企業では財の生産がチーム生産によって行われている。企業は労働者の労働努力をモニターするが、すべての労働者の労働努力を完全にモニターすることが不可能なので、ランダムに選んだ労働者の労働努力のみをモニターする。そして、その評価にもとづいて階層的な構造の地位を昇進させるという形の報酬を労働者に対して与える。このようなモデルのフレームワークのなかで、企業と労働者の間に結ばれる最適契約がどのようなものになるのかを検討する。

以上で示されたわれわれのモデルのフレームワークは、図1のよう

にあらわされる。ところで、プリンシパル、エージェントのあいだの最大化問題を解くにあたって、次のような問題がある。すなわち、エージェントの理論においては、企業および労働者の制約付最大化問題を解くのであるが、Grossman-Hart, Rogerson 等によって議論された二条件 (MLRC および CDFC) に注意しなくてはならない。

四 生産性上昇とインセンティブ、X非効率率、技術進歩および労働者の熟練

われわれはこれまで、組織の構成員(労働者)に対して適切なインセンティブを与えることによって資源がより効率的に利用される生産性が上昇すると議論をすすめてきた。

しかしながら、生産性上昇は、インセンティブによる効果だけではなく、技術進歩や労働者の熟練の改善によっても同様の効果もたらされる。

また、Leibenstein の議論によれば、インセンティブとX非効率率がちょうどコインの表裏のような関係にあることを意味していると考えられる。

ここでは、生産性の上昇をもたらすインセンティブ、X非効率率の改善、技術進歩、労働者の熟練の改善という四つの要因の相互関係について考察する。このような考察によって、前の二節において示したインセンティブ・システムの果たす役割が一層明確になり、生産性上昇の中でインセンティブがどのように位置づけられるかが明

図3 生産性上昇とその要因(2)

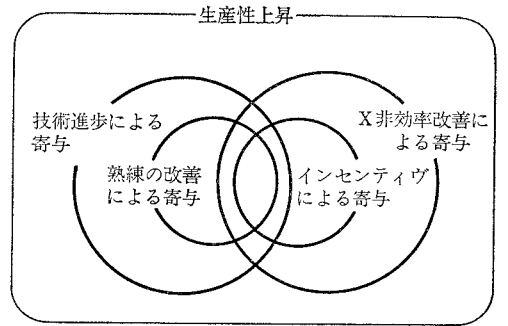
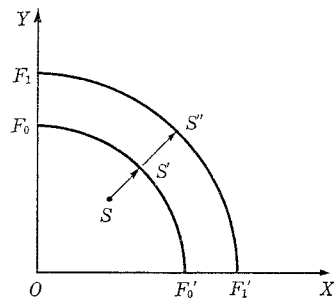


図4 生産の効率性と技術進歩



らかにされるであろう。これまで考察してきたように、人々はインセンティブを与えられることによって、より高い水準の労働努力を供給する。このことは、インセンティブと労働努力のあいだには正の相関関係があり、図示すれば、図2の第一象限のようになる。労働努力と生産性の間には、人々が努力すれば努力するほど高い生産性上昇をもたらすという関係があり、労働努力と生産性の間にも正の相関関係があると考えられる。このことは、図2の第二象限に示される。

ところで、図2で得たインセンティブと労働努力の間の関係をあらわす曲線の傾きは人々が与え

られたインセンティブに対してどれだけ誠実 (真率、sincere) に反応して行動するか、という程度をあらわしていると考えられる。これを誠実度とよべば、人々の誠実度が高まれば高まるほどIE曲線の傾きは急になる。

技術進歩や労働者の熟練の改善は、人々が同じ労働努力の水準を供給していたとしても、より高い生産性上昇をもたらすと考えられ、この効果は、図2の第二象限の曲線 (便宜上、努力⇨生産性曲線、EY曲線と呼ぶ) の左側へのシフトによってあらわされる。

これらの関係を全体として考えると、われわれは、図3に描かれたような位置関係としてあらわすことができよう。

これまで述べてきた諸点について冒頭で用いた生産可能性曲線で議論を整理すれば、(資源の不完全な利用がないものとして) X非効率の改善およびインセンティブの効果は、図4におけるSからS'への点のシフトによってあらわされ、一方、技術進歩および労働者の熟練の改善は、生産可能性曲線の外側へのシフトにもとづくS'からS''への点のシフトによってあらわされる。

本報告の発表に際し予定討論者として近畿大学楼井等至先生から貴重かつ詳細なコメントを賜るとともに、多くの先生方から有益な御示唆を戴いた。ここに感謝の意を表すとともに、今後研究を進める上での課題としたい。

失業問題の推移と企業組織の効率

一 はじめに

現代の経済システムにおいて、効率的でないものの存在は、一つの罪であり、病である。みなされがちである。この種の病は、市場においては不均衡という形態で、内部組織においては組織スラックもしくはX非効率という形態で生じる。そのいずれにせよ、非効率であることにかわりはない。資源配分手段としての企業組織のウェイトが高まった今日の状況をかみみると、この「非効率」という名の経済システムの病は、市場という場から内部組織という場に徐々に転位しつつあるのではないかと推測される。このように考えると、雇用問題を論じるに際しても、今日では市場のみの議論で事足りるわけではなく、企業の内部組織の諸問題にまで立ち入らざるをえぬ必然性が、ここに見出されよう。本稿では、この問題を「効率賃金仮説」の解釈に焦点を絞って論ずる。

二 効率賃金仮説

この仮説は「労働者の生産性、努力水準は、彼に支払われている賃金率wの増加関数である」という単純な命題より成る。ここでは、労働生産性は、従来の理論のように、生産関数により賃金水準

と独立に規定されているわけではない。この命題を受容し、企業にとってより高い賃金支払いが、たんに利潤を縮小させる要因であるにとどまらず、所与の労働力からより多量の努力を引き出すことにより、逆の効果をもたらすという可能性を認めるならば、ここに効率賃金率 w^* なる概念を得る。 w^* は企業にとって利潤を極大化させる賃金率であり、それはまた、 w^* 単位当りのコストを極小化させる賃金率と定義できる。

三 仮説のミクロ的基礎付け

最初、効率賃金仮説は、経済発展論の分野で単純素朴な形で論じられていたにすぎない。しかし、この仮説が理論経済学の分野で広く注目をあびるに至ったのは、これが非自発的失業の解明への手掛かりを与えてくれるものであったからである。非自発的失業が存続しうるのは、結局のところ、市場を精算する賃金率、均衡水準より高いところでの賃金支払いに労使双方とも固執するという事情によるのではないか。この水準を w^* と解すればどうか。ここにわれわれは、市場不均衡理論を補強する有力な分析用具を得る。

だが、一見単純なこの仮説も、これが適用される状況の相違により、そのミクロ的基礎理論は著しく異なってくる。実際、この仮説

塩田真典

(大阪商業大学)

の理論上の難点は、その形式的モデル展開にではなく、そのミクロ的基礎理論の多様性に潜んでいる。

$\lambda = \lambda(w)$, $\lambda > 0$ をめぐっての解釈は、(1)「腹が減っては戦はできぬ」式の単純な生理学的理論から、(2)失業者の競争圧力と内部組織の効率との関係から仮説の説明を試みる経済理論や、(3)質の低い労働者の応募を排除するため意図的に高い賃金を提示するという行動様式に依拠した逆選択理論など、さらには(4)社会的交換による説明を試みる贈与交換理論、にまで及ぶ。

四 労働市場における贈与交換

本稿では、贈与交換理論に着目したい。この理論は、最初 A・G・アカロフによって経済学の分野に導入されたものであるが、これは以下の意味において他の諸理論よりも注意深く検討されねばならない。第一に、この理論は、企業が現実には直面する雇用問題、つまり労使間を取り巻く微妙で複雑な諸問題（O・ウィリアムソンがいうところの「零囲気」）を理論的に説明できる手掛りを与えてくれるという点である。第二点として、この理論が失業問題よりむしろ内部組織の効率問題を説明する分析用具として有効であるということを確認しておきたい。つまりこれは、資源配分手段として内部組織のウェイトが高まった今日の状況にふさわしい理論である、といえよう。

分析の出発点は、好調な企業などではしばしば観測されるであろう次のような事例の検討である。ある種の作業に従事している労働者集団が、企業側の課した最低基準をかなり上回る平均業績を達成

を労働者集団から企業への贈与分と解し、他方、それに対する企業から労働者集団への返礼を労働者集団に対する企業の公正な待遇、より具体的には、公正なる賃金 w^* の支払い行為に求めるというものである。これは、労使間に成立しうる微妙な均衡を贈与交換理論によって説明しようとする試みである。

この理論を労働者側からみると、(1)個別労働者 vs 労働者集団、(2)労働者集団 vs 企業の二段階の議論にわかれる。まず第一段階においては、個々の労働者間の相互作用により彼らの労働者集団への思い入れ（一体感）が育まれ、そのプロセスで λ が形成される。ここに λ とは単なる平均値ではなく、一定の暗黙的作業基準をあらわす。ただし、この段階では、個別労働者の集団への一体感は、必ずしも企業それ自体への一体感、ロイヤルティーに直結するわけではないことに注意すべきである。

第二段階で贈与交換という儀式が円滑に実行されることにより、個別労働者の彼の仕事仲間（集団）への一体感が企業へのロイヤルティーに転化する。ロイヤルティーの発生は、 λ を高めることにより、労働者の企業間移動を抑制することにより、企業の効率向上に寄与する。

他方、企業側からみた場合、労働者に支払われる賃金は、公正な待遇の集合中の一要素にすぎぬということになる。この議論では、賃金がすべての労働者に一律に支払われること、 w^* を λ の水準にまで引き上げたりしないことが公正な待遇であるとみなされている。あえて企業が λ を λ^* を λ の水準にまで引き上げると、労働者集団中の λ から下方へのゆるやかな逸脱者までが解雇の脅威にさら

しているという事例をどう考えるべきか。なぜこのような結果になるのか、ということ考察することから始めよう。

この問題を個別の労働者の立場から、形式的にあらわしてみよう。仮定は、労働者全員に一律の賃金 w が支払われるということ、企業は個別労働者に最低作業基準 λ^* を課するということ、以上二点である。したがって、個別労働者の課題は、(2)(3)式の制約下で(1)式を極大化させることである。

$$U = U(w, \lambda), \quad \partial U / \partial w > 0, \quad \partial U / \partial \lambda < 0 \quad (1)$$

$$w = \bar{w} \quad (2)$$

$$\lambda \geq \lambda_{min} \quad (3)$$

ならば、解は $\lambda = \lambda_{min}$ となるはずであるのに、労働者を集団としてみると、個別労働者の λ の平均値 $\bar{\lambda}$ が λ^* を上回る ($\bar{\lambda} > \lambda^*$) のはなぜか。このケースに、労働者は、なぜ努力供給量を λ^* まで引き下げるのか、あるいは逆に、企業は、なぜ λ^* を λ の水準まで引き上げようとするのか。

企業、労働者双方の行動とも、伝統的な経済学の観点からは一見不可解に映じようが、われわれが認識せねばならないことは、この種の不可解な行動のゆえに、企業組織内では高度なレヴェルで均衡が成立し、高い効率が達成維持されているという事実である。逆にいえば、労働者が努力を λ^* までしか供給しなければ、または企業が λ^* を λ の水準にまで引き上げたならば、この種の均衡は崩壊することになる。

このような状況を説明するために、いまかりに、次のように考えればどうか。つまり、労働者側からみた努力供給の超過分 ($\lambda - \lambda^*$)

される。労働者側によって、このような企業の行為は公正な待遇に反するものと受け取られる。

次に、ここでの議論において贈与交換が重視されねばならない理由について考えてみよう。あらかじめ念頭に置かねばならないことは、われわれの日常生活の中で、市場取引に多少なりとも贈与交換が介在するケースは多々あるという点である。店舗と顧客との関係、親企業と下請け企業との関係、医師と患者との関係など枚挙にいとまがない。ただし、労働市場での取引で贈与交換がとりわけ重視されなければならない理由は二つある。第一に、労働用役を商品の一つとみなし取引の対象とみなすことへのある種の道德的こだわりが存在がある。かかるこだわりが存在する場合には、常に市場取引のドライな性格、疎外的性格を和らげる要因として贈与交換が介入する。第二に、ここでの取引は、企業による市場取引の内部化のケースに相当するという点が指摘できる。取引の内部化とは、資源配分手段を市場の価格メカニズムから他の手段、例えば組織の権威に代替させる選択を意味している。それゆえ、内部化の深度が進むにつれ、非市場的要因を象徴するところの贈与交換が大きな役割を果たすことは否めない。

では、通常の経済学にとって贈与交換はいかなる意味をもつのであろうか。通常の経済学の分析対象である市場交換は、個別主体の効用を最大化させる目的で行なわれ、それはきわめて原子論的で疎外的な性格をもつのに対し、贈与交換は、強いて述べるならば、その交換の当事者間の関係を良好かつ安定的なものに保つ目的で行なわれる。したがって、市場交換での取引の不成立は、当事者間の関

係に何ら影響を及ぼさないのに対し、贈与交換の不成立は、その関係を險悪かつ不安定なものに変質させる可能性をはらんでいる。要するに、市場交換が純粹に計算的な精神の産物であるのに対し、贈与交換は計算的なものを多分にはらんでいないにせよ、本質的には準道德的精神にかかわりをもつと結論付けられる。

このように考えると、贈与交換がしばしば市場交換の場に介在し、ウィリアムソンがいうところの「雰囲気」を形成することにより、市場取引にある種の制約を課するということが理解されよう。かかる制約は従来の理論では、社会習慣、道徳、不可視の制度、文化などという形で、純粹な市場取引を阻害する外生的な要因とみなされていた。贈与交換概念の経済学への導入は、このような諸要因の内生化と再評価をうながす。逆説的ではあるが、ある状況下では、純粹な市場取引の貫徹を阻むことが広義の取引の効率を促進させることにもなりうる。このケースがそれに相当する。つまりここでは、贈与交換の結果、労働用役と貨幣との市場取引の場に、良好なる労働関係という雰囲気醸成され、広義の取引の効率化がはかられる。だがもちろん、このケースは一つの理想型にすぎないと付言しておかねばならないが。

五 おわりに

贈与交換という概念は、経済理論にとっても有効な分析用具の一つとなりうるものではあるが、そこには一般的な意味において注意されるべき事項が存在する。それは、贈与交換という言葉の贈与という語と交換という語とは必ずしも並列関係にはならないという点

人間性向上の経済学とは？

——その大要とそこにおける問題点——

一九八四年 Boulding 編の *The Economics of Human Betterment* (The Macmillan Press LTD) が出版されたが、そこにいう『人間性向上の経済学』とはどのような経済学か、そこで何を主張しようとしているのかを概観し、そのうえでそこにとどのような問題があるかを指摘しそれについて若干の考察を加えるのが、この報告のねらいである。

一 人間性向上の概念

最初に『人間性向上の経済学』では、人間性向上がどのように理解もしくは把握されているかを概観しておきたい。それについて論じたのが Flew で、彼は哲学者としての立場から、現代社会において最もファッショナブルな理念つまり「平等それ自体が善である」という考え方の検討をおして人間性向上の概念を考察している。彼によると平等には、何か他の目的に対する手段として平等を追求する在り方の他に、政策目的としてそれを追求する在り方がある。後者には、更に例えば所得・幸せ・福祉等をより均等にあるいは完全に均等にせしめることを目的とするプロクルステス主義と、一種の安全網を張ること、比喩的に言えばフロアーを樹立すること、そ

である。本来、交換という語は括弧に入れられるべきなのである。贈与部分が意識、たてまえであるとすれば、交換部分は潜在意識のようなものと解されよう。したがって、贈与交換行為の中で表面部分に出てくるのは贈与側面のみであり、交換は贈与行為の中にとじ込められており、あからさまに表層には出てこない。

しかし、このような現象に経済的側面から接近を試みる場合には、交換部分にこそ光があてられなければならない。なぜなら、この部分に着目することにより、市場の効率と組織の効率とを関連付けるリンクの構造のより複雑化した形態を分析するための端緒を得ることができるからである。

本報告に際し、有益なコメントをいただいた植村利男先生(亜細亜大学)、渡辺憐爾先生(三重大学)に厚く感謝いたします。

主要参考文献

- (1) Akerlof, G.A., "Labor Contracts as Partial Gift Exchange", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 97, No. 4, Nov, 1982, pp. 543—569.
- (2) 塩田真典「非自発的失業と効率賃金仮説」『大阪商業大学論集』第七四号、昭和六十年、十二月、一〇五—一二四ページ。
- (3) Williamson, O.E., *Market and Hierarchies*, The Free Press, 1975.

戸田信正
〈同朋大学〉

のためにこのレベル以下に落ちて困るような人がいないように配慮する「よきサマリア人」的な考え方があるとする。Flew は、プロクルステス「杓子定規主義」の要求が、人間性向上のより広いかつ豊かな理解の観点から重い犠牲によってのみ実現されるという点を指摘する。かくして彼は、国家がわれわれをすべて平等にすべきかどうかを問うことによって、逆に自由と「自己決定」とがわれわれ大多数の者にとって人間性向上の重要な部分であることを示唆している。以上の Flew の考察からして、人間性向上の概念は、平等とか利他主義とかという何か一つの要因だけでもって充分説明理解しきれない概念ではないということになる。

この点に関して Boulding は、「善なる「第一次的価値」を考え、それが愛・自由・正義・豊かさ・健康等から成る「第二次的価値」に関連づけられ、更に第二次的価値は「第三次的価値」に関連づけられるところの「善関数」を考える。そして善はストックであり、向上はフロー即ちストックの時間にわたる変化であると考える。つまり向上によって意味するところのものは、「人間性評価の観点から、時間的に後のシステムの状態が時間的に前の当のシステムよりも優れている、あるいはより良いと評価される」ところの時間を通し

ての過程である」とし、第二次的価値等から成る関連領域が変化しそれによって善が高まれば人間性は向上すると判断されるのである。

二 人間性向上の経済学の考察関連要因

Reisman は、序文で人間性向上の経済学は三つのもの、すなわちまず向上——変化もしくは過程——にかかり、かくして発展する制度や国家に關係し、第二に、人間性向上にかかり、したがって目ざすべきところの福祉、人間の基本的ニーズ、目標と關係し、第三に、経済学に關係するという。この三つのものに対応するような形で Collard は、福祉国家、道徳、経済学の三つのものを挙げ、その間の四つの關係性を論じている。彼によると、経済学は経済福祉に關心を抱くがそれは実質所得と關係がある。道徳に關しては道徳発展を考え、その構成要素を二つ考える。一つは嗜好・愛情・同情もしくは利他主義に關係するものと、いま一つは理性に關係するものである。この道徳発展の特殊なものとして彼は経済権利に注目する。福祉国家に關しては、これを「市民が財産と所得に基礎づけられた権利とは無關係に財やサービスに対する権利・資格をもつもの」と定義する。

Collard は、これら三つの要因間の關係性を問うのであるが、まず道徳発展の福祉国家への關係を考察する。ここでは実質所得を所与とした場合、利他主義的な性質を有する道徳発展が福祉国家を増進する傾向があるとみる。つぎに経済福祉の福祉国家への影響に關しては、経済的繁栄が福祉支給を可能にしそれを高め福祉国家を維持することを容易ならしめると考える。第三に福祉国家の経済福祉

三 人間性向上の経済学の問題点

(1) 人間性向上の経済学にかかわる問題点

Collard によれば、経済学は経済福祉にかかりその経済福祉は実質所得と關係があるが、その実質所得が増加してもそれだけでは直ちに人間性向上に結びつくものではないとみた。それには道徳発展が不可欠とみる。Boulding は経済学が人間性向上に貢献してきたという表現をとるが、その真意は、人間性向上に結びつく善(第一次的価値)に關係する第二次的価値は経済学が関与するところの財の豊かさだけではなく他の多くの諸価値から構成されていた。このことから両者とも、経済学はとりわけ所得もしくは財等にかかわりをもつ学問で、その所得の増大、財の豊かさは、それだけでは人間性向上に直接結びつくものではないと解しているとみてよい。とするならば、人間性向上の経済学という表現は、経済学がかかわる所得・財と人間性向上とがストレートに關係するかのとき印象を与え上記のごとく考えている真意が正しく伝わらない恐れがある。また経済学の意味が、所得・財等にだけかかわる学問であるということに留めておいて、かかる経済学をもって人間性向上を根底から問おうとしても、それは本によって魚を求めるがごとく印象をぬぐいきれない。

けれども、そのような恐れとか印象は、経済学が所得もしくは財にかかわる経験科学であると決めつけたところから生まれてくる。もし経済学の一つの方向が所得・財を研究対象とする経験科学に留まらず、それを超えてそうしたものにかわる人間をも問うていく

への影響に關しては、形式的に言えば病氣・文盲を除去することによって不平等を減じると共に実質所得を高めるといえるが、実際には効率と公平とのトレード・オフの問題があるとする。福祉国家が経済福祉に有害であるという考え方は、発展した福祉国家にあてはまるという。それに関して Ellman がオランダの例を挙げて論証している。最後に福祉国家の道徳への關係については、彼は福祉国家を人間生活において他の財よりも重要な例えは健康、教育というものに対する絶対的権利であるところの条件付財権の制度化とみなし、かかる福祉国家が道徳的価値・自律心・勤勉等に害を与えると論ずることは可能であるとのべる。

かくして Collard は、人間性向上と経済学の主要なる關心対象である実質所得とは直接の關係はないが、実質所得の増大もしくは経済的繁栄とそれと道徳発展とは福祉国家を維持する上に重要な役割を果たすとし、その福祉国家がうまく樹立されるならば人間性向上をもたらずと考える。これに対して Boulding はもう少し踏み込んだ言い方をしている。つまり経済学は彼の言う第二次的な価値主として豊かさに関係してきたが、その豊かさの成長換言すれば経済的發展は、インベシヨンと模倣による社会の学習制度と大いに關係がありそれが人間性向上に寄与した故、経済学はどの社会科学よりも人間性向上の概念に対して貢献してきたといえると主張する。以上が『人間性向上の経済学』の主要であるが、つぎにそこにおける二、三の問題点を指摘しそれについて若干の考察を加えたい。

哲学的特色を有する学問であるとするならば状況は異なるであろう。また事実出来る限り現実遊離性もしくは空虚性を回避し、何をもち人間性向上とみるかというごとく人間性向上そのものを根底から問おうとするならば、単に人間の経験上の認識考察に留まらず、それを超えて哲学的領域に分け入って考察することが必要かつ不可避的なことであると考えられる。がこの面での考察が『人間性向上の経済学』においては十分であるとはいえない。

(2) 人間性向上にかかわる基本的要因に関する問題

『人間性向上の経済学』においては、人間性向上にかかわる諸要因として、利他主義・平等・自由・豊かさ・健康・教育等多くのものと考えられていたが、それら諸要因を簡潔に三つの基本的要因にまとめあげる思考性をもつものが Collard の論文とみられる。彼は人間性向上に影響をもたらす基本的なものとして所得、道徳、福祉国家の三つのもを挙げている。それはモノ(物質)、心(精神)、人(社会)の三つのもに還元することができ、これら三つの要因が人間性向上を問う場合の不可避的な基本的要因であることを示唆している。が、これら諸要因が何故に基本的不可避的に挙げられなければならないか、またこれら諸要因をどのように位置づけいかにかわる必要があるのかについては説明されない。

その点について言えば、それは人間はそれ自体で在りかつ生きている存在ではなく相対有限なる存在として他との關係を必ず取り結ぶことによって在りかつ生きてゆかざるをえないという人間存在そのものの成立の根源的制約からきていると考えられる。それを反映

してわれわれは基本的に、中心的あるいは究極的なもの、思考する精神的活動、自然、物にかかわる物質的生産活動、人と人もしくは個人と全体との社会的活動の三つの活動を不可避的に取り結びそれら諸活動を展開しなければならぬという点から、先の三つの要因が引き出されてくる。けれども、これら不可避的な要因のいずれの要因も、人間として生きる上での普遍的究極的な決定要因ではない。それを見誤るときある関係もしくは要因に不当に重点を置きそれに束縛されたり、逆にそれを軽視もしくは無視したりして孤立化を深めるといふ状態に陥り易い。

(3) 何をもって人間性向上とみるか

その答えは、Boulting の「利他主義・平等・自由・豊かさ・健康等に関する人間性評価の観点から、以前より状態が良くなると考えるとき善が高まり、したがって人間性は向上する」という考え方に示される。彼によれば、第一次的価値は善に影響を及ぼす第二次的価値は多数存在し、しかも中にはトレード・オフの関係にある諸価値もある。したがって、例えば自由を優先するか正義を優先するかは人々の評価に依存する。人々の評価は共通性をもつ場合もあるが異なる場合もある。人々の評価が異なる場合、市場、合法化された脅迫システム、説得及び道徳的秩序の三つの相互調整過程を挙げ、これとおして社会的に何が善で何が人間性向上につながるかが決まるとみられる。が善とか人間性向上とかがかかる社会的な形態だけで規定しうるものかどうか、その際個人格の生気が失われてしまふ恐れはないかが問われなければならない。

ライオネル・ロビンズの経済理論

——分析的経済学と政治経済学——

一 ロビンズと新厚生経済学

ロビンズは、効用の個人間比較の科学的妥当性を否定することによって、新厚生経済学に道を開いた。しかし、新厚生経済学の誕生はロビンズの意に反するところであった。彼は、新旧いずれを問わず、厚生経済学は「あちこちからすさまじい風の入る作りかけの家」(a very draughty half-way house) のようである、と言つた(1)。ロビンズの基本的な立場は次の二点に要約できる。

(1) 純粋に科学的な経済分析と、規範的な指図 (normative prescription) の明別

(2) 妥当だと思われる倫理的・政治的前提の採用

まず二で効用の個人間比較の科学的妥当性を否定したロビンズの議論の最も核心的な部分を紹介し、その後三で、経済学と倫理学の関係についてのロビンズ自身の考え方について述べることにしよう。

二 限界効用通減の法則と再分配

ロビンズは、限界効用通減の法則に基づいて再分配を正当化しよ

更に問われなければならない点は、そのような形で導き出された善悪の認識が正しいとしてもそれが認識されたごとく実践できるかどうか、そしてその実践で自らの姿を糊塗することなく凝視すること自らの実践的努力が徹底しうるかどうか、逆に空しさが生起しはしないか、こうした点は人間性向上を問題とする限り不可避的な問いと考えられるが、この点の指摘はなされていない。もしそうしたことを問題にすることが空虚であるとするならば、その点を問わない人間性向上の経済学はそれ以上に空しいといわなければならない。この点に關していえば、廃悪修善という人間自らの努力が未通らずしかも偽善虚偽性をまぬがれないという自覚、少なくとも人間の認識・判断・行為に關してその相対有限性功利性を自覚しない限り、人間性向上の思考の空虚さから解放されることは極めて困難であると考へざるをえない。

(付記)

質疑応答は紙数の都合上割愛したが、予定討論者鉢野正樹氏(北陸大学)に謝意を表したい。

吉 沢 昌 恭

〈広島経済大学〉

うとする議論を、次のように定式化する(2)。

- (1) 限界効用通減の法則は、人が何かを多く持てば持つほどその付加単位を益々小さく評価する、ということの意味する。
 - (2) それ故、人がより多くの実質所得を持てば持つほど彼は所得の付加単位を益々小さく評価する、と言われる。
 - (3) それ故、富んだ人の所得の限界効用は貧しい人の所得の限界効用よりも小さい。
 - (4) それ故、所得移転が為され、しかも、この所得移転が生産にさしたる影響を与えないのであれば、総効用は増大するであろう。
 - (5) それ故、かくの如き所得移転は「経済学的に正当化」される。
- 証明終り。

以上のような議論に対するロビンズの批判は二段構えになっている。

まず第一に、(3)は決して科学的に正当化し得ない、ということが示される。なぜなら、それは異なった個人の間での効用の比較可能性を、証明なしに暗黙の内に仮定しているからである。ロビンズ

の批判のこの第一段階が、新厚生経済学を生む機縁となったのであると思われる。

しかし、ロビンズの批判はこれに止まらない。彼の批判の第二段階は、経済学者の間では、あまり注目されていないように思われるが、第一段階に劣らぬ重要性を持つ、否それ以上の重要性を持つ、と少なくとも筆者には思われる。もっともそれは、『経済学の本質と意義』の第六章第二節の最終パラグラフで簡単にふれられているに過ぎないのではあるが。

ロビンズの主張するところによれば、仮に(1)から(4)までが妥当であったとしても、それらから(5)を演繹することはできないのである。つまり、富者から貧者への所得移転によって「社会的総効用」は増大する、という事実言明は、そうした所得移転をすべきである、という価値言明の論拠とはなり得ないのである。なぜなら、「社会的総効用」の増大は、「社会的総効用が増大すること」の望ましさを証明しないからである。換言するならば、「べき」を含む命題は、「ある」を含む命題とは全く別の平面にあると言わねばならない。

ロビンズが以上のような主張を展開するに当たって、彼に最も大きな影響を与えたのは、恐らくM・ウェーバーではなからうかと思われるが、「べき」命題と「である」命題を明別するという考え方は、デヴィッド・ヒューム以降の伝統の中に位置づけられるべきであろう。というものの「コームの法則」(Hume's Law: No "ought" from an "is")をめぐって過去幾多の議論が戦わされてきたし、更にまた、その点をめぐって、G・E・ムーアの『倫理学原理』(*Principia Ethica*, 1903)以降英米の倫理学者によってめざましい学問上の発

展が為し遂げられてきたからである。

三 経済学と倫理学⁽³⁾

経済学と倫理学を単なる並置以外の形式で連結することは論理的に不可能である、とロビンズは言う。なぜなら、経済学は確認可能な事実を取り扱うのに対して、倫理学は価値判断と義務を取り扱うからである。しかしながら、こう言ったからといって、それが、経済学者は倫理上の諸問題に対して意見を述べてはならない、ということの意味するのでは決していない。それどころか逆に、経済学者が今まで倫理上の諸問題について幅広い思索を重ねてきたことは極めて望ましいことであった、とロビンズは言う。というのも、そうすることによって初めて、解決を迫られている諸問題の内に含まれている、所与の目的と関わりのある意味内容を理解することが可能になるからである。

とはいえ、経済学者が、経済学者の資格で、倫理上の諸問題については発言することは越権行為である。それではいいたい、経済学にはいかなる意義が存するのであろうか？

経済学は、ある手段が採られた時その帰結がいかなるものになるかを示すことによって、ある所与の目的達成のためにはいかなる手段が採られるべきか、という問いを発する人に対して助言を与え得るのである。

しかし、経済学の為し得ることはこれに止まらない。それは、我々の目的選択に際して、間接的に、そして間接的にのみ、我々に影響を与え得るのである。我々が究極的な目的についての選択に直面

した時、それは、我々が選択しようとしているものの様々な意味内容を明らかにし、また、我々の選択に際して捨てられるものの意味内容が何であるかを明らかにしてくれるのである。「自分の選択しつつあるもののいろいろの意味内容を完全に知って選択すること」を可能にしてくれる点こそ、経済学の最大の意義が存するといわなければならない。

四 分析的経済学と政治経済学

ロビンズの経済理論の偏りのない全体像を与えるためには、彼の古典派経済学についての研究⁽⁴⁾にも言及しておく必要があるだろう。前節まででは「経済学」という用語が用いられてきたが、ロビンズの用語を用いてそれをより精確に表現するならば「分析的経済学」(analytical economics)とらうことになる。そこでの「分析」は「演繹」(deduction)と同義である。

古典派の人々は経済分析のみに専心したというわけではないのである。ロビンズによれば、古典派経済学は個人主義的功利主義と、経済分析という二つの要素によって構成されていたのであり、彼らは、これら二つの要素に立脚しつつ、社会改革の理論を提示しようとしたのである。明らかに彼らの主張には、経済分析以上のものが含まれており、それは政治経済学(political economy)と呼びなされるべきものであった。

古典派の人々の推奨した、経済自由の体制(the system of economic freedom)は、次の三つのものをその支柱としていた⁽⁵⁾。

- (1) 法と秩序の一定の枠組
- (2) 必要な一定の政府サービス
- (3) 各個別経済主体の自発的協力のシステム、即ち、市場

彼らは効用の観点から、即ち、人々の幸福が増進されるか否かという観点から、社会制度を論じたのであり、政府が果たすべき役割について論じたのである。

ロビンズによれば、政府の果たすべき役割についての古典派の人々の考え方は、決して夜警説と呼び得るようなものではない。彼は次のように結論する⁽⁶⁾。

「このようなことは、これを考えぬいた嘘言であるといえれば別であるが、まさにそれを吐くような人びとが政府の機能について夜警説をとるものではなかった決定的明証である」とみななければならぬ。」

古典派の経済政策理論を論じた書物の結論部分で、ロビンズは次のように述べている⁽⁷⁾。

「かれらの扱った分野は、いまなお人間社会が対決しているもっとも困難な、もっとも活発的な問題のあるものを含んでいる。これらの問題の解決に古典派の貢献したところを検じたのち、これらの貢献が、われわれの観点とわれわれの論理的公準からみて、どの程度まで、いかなる意味でも正しいかの検討に進むことはじつに興味がある。かれらの市場理論は、最近の分析結果によってどこまで支持されているか。金融統制(その厳密な性質については、かれらはずいぶん意見の一致をみなかった)が経済自由体制の基本前提となっ

ている需要総計量の安定を維持するに十分であるという希望はどこまで正しいか。かれらの所有理論は、一般的独占を引き起すような圧倒的な技術の影響を見落としたものであろうか。その理論は株式会社と有限責任制度の発達によってどこまで陳腐なものとなってしまったか。人口趨勢に関する現代の見解がどのように慈善の果たす機能の限度に関して、われわれの考えに影響を与えるものであるか。古典派経済学者が全面的集産主義に懸念をいだいたのは正しかったか。」

五 結 論

今まで述べてきたところが正しいとすれば、経済政策について何事かを述べようとする者には二重の課題が課せられることになる。まず第一に彼は自己の倫理学上の立場を確立しなければならぬ。何らかの倫理学上の立脚点がない限り、彼は為される「べき」政策について発言する正当な資格を持たないことになるからである。

第二に彼は経済分析に精通していることを要請される。経済分析の助けを借りることなしには、複雑な社会現象について何事かを知ることができないからである。

これらのことが平行して行われる時、経済学者はかなりの事を為し得るのであろう。

尚、詳しくは拙著「ライオネル・ロビンズの経済理論——分析的経済学と政治経済学——」(『広島経済大学経済研究論集』第八巻第

四号)を参照されたい。

(1) Robbins, L., *Political Economy—Past and Present*, Macmillan, London, 1976, p. 3.

(2) Robbins, L., *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, Macmillan, London, 1932, 2nd. ed., 1935 (辻六兵衛訳『経済学の本質と意義』東洋経済新報社、昭和三十一年) chap. 6, 2.

(3) Robbins, L., *op. cit.*, chap. 6.4-chap. 6.5.

(4) 最も代表的なものを以下に示す(『経済学』、昭和三十一年)。

The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy, Macmillan, London, 1952 (市川泰治郎訳『古典経済学の経済政策理論』東洋経済新報社、昭和三十一年) 2nd, ed., 1978.

The Theory of Economic Development in the History of Economic Thought, Macmillan, London, 1968 (井出口一夫・伊東正則監訳『経済発展の歴史』東洋経済新報社、昭和四十六年)。

(5) Robbins, L., *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, p. 11-19 (邦訳九一—一七頁)。

(6) Robbins, L., *op. cit.* p. 45-46 (邦訳三九頁)。

(7) Robbins, L., *op. cit.*, p. 206 (邦訳一七九—一八〇頁)。

景気の安定化のための政府の誘導・規制策

北野正一

〈神戸商科大学〉

一 報告内容

(1) 問 題

景気変動が民間設備投資の不安定性に基因していることはよく知られている。又、Keynes 的な景気安定策は財政支出の調整によって民間投資の変動を相殺しようとするものであったが、この有効性と共に限界もよく知られるようになった。そこで本報告では、Keynes 的発想を一步進めて、民間投資の変動自体を安定化させるようにルール化(規制)させ、これに財政支出による調整策を補充させる policy-mix 策を考える。

無論、民間投資の公的制御はいうべくして容易でない。ここではその条件が成熟してきたと考えられる寡占部門の投資行動を制御の対象とし、競争部門のそれについては財政支出による誘導政策でこれに当てることによって、景気安定化への効果を検討する。

(2) モデル

単純化のために次の仮定をおく。①二部門経済であり、生産財(第一)部門は寡占、消費財部門は競争的とする。②生産条件は、寡占部門では企業間の技術格差を捨象した固定係数、競争部門では

企業間技術格差を想定し、格差の分布は固定しておく。そのようなモデルの骨格は次のようである。

$$x_1 = a_1 x_1 + a_2 x_2 + I_1 + I_2 + G_1 \quad (1)$$

$$p_2 x_2 = (1 - t_2) w N + p_2 G_2 \quad (2)$$

$$N = N_1 + N_2, \quad N_1 = n_1 x_1, \quad N_2 = x_2^* \int_0^{n_2} l(\theta) d\theta = x_2^* \phi(n_2) \quad (3)$$

$$p_1 = (1 + m_1)(p_1 a_1 + w n_1) \quad (4)$$

$$p_2 = p_1 a_2 + w l(\theta_2) \quad (5)$$

$$l_1 q_1 = \alpha(G_N - q_1) + \beta_1(\theta_1 - 1) \quad (6)$$

$$l_2 q_2 = \beta_2(\theta_2 - \theta_2^*) \quad (7)$$

$$q_3(t+1) = q_3^* - \beta_3(q_1 - G_N) \quad q_3 = G_1/K_1 \quad (8)$$

$$q_4(t+1) = q_4^* - \beta_4(q_2 - G_N) \quad q_4 = G_2/K_2 \quad (9)$$

(1)~(9)の定式化の意味を簡単にみておこう。(1)は生産財部門(寡占)。(2)消費財部門(競争)における生産物 x_2 の需給一致式である。(3)の雇用決定式においては、競争部門では企業間の生産技術格差が存在し、(4)~(6)は寡占部門ではこれは解消済である($n_1 = 1$)と仮定している。(4)は寡占の mark-up pricing。(5)は競争部門における需給一致点での価格決定式を示す。(6)は寡占企業の投資